

総務文教厚生常任委員会記録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 令和7年3月14日（金）午前9時00分～午後3時10分
令和7年3月18日（火）午前9時00分～午後4時13分 |
| 2 | 場 所 | 全員協議会室 |
| 3 | 出席委員 | （副委員長） 岡本 泰行
（委員） 坂ノ井 徳 篠脇 丈毅 田中 晴美 長友 光子
平井 保彦 山本 達也 |
| 4 | 欠席委員 | （令和7年3月14日（金）、18日（火））（委員長）岩田 優美 |
| 5 | 委員外議員 | （令和7年3月14日（金）、18日（火）） 平岡 実千男 藤沢 宏司 |
| 6 | 執行部参与 | 副市長 宮本 裕
会計管理者 重村 順子
会計課長 丸川 貴子

(総合政策部) 部長 宮本 太郎
政策企画課 課長 上田 芳枝
課長補佐 水村 康弘
地域づくり推進課 課長 守田 訓
課長補佐 浅原 雄二

(総務部) 部長 河原 憲治
部次長（危機管理課長） 岡 龍一
総務課 課長 益田 昌明
大島地区担当課長 濱岡 健陽
課長補佐 久角 恵一
主査 石本 勇二
危機管理課 課長補佐 前田 直敬
財政課 課長 丸川 貴司
課長補佐 山本 健司
工事監理室 室長 上田 佳宏

(市民部) 部長 宮本 由道
市民生活課 課長 藤森 斉
課長補佐 河野 節子
課長補佐 佐伯 賢紀
税務課 課長 礪部 理子
課長補佐 惣上分常代
課長補佐 西原 亨

(健康福祉部) 部長（社会福祉事務所長） 日浦 隆雄
部次長（健康増進課長） 上田 隆弘
社会福祉課 課長 山本 直邦
課長補佐 西本 佳孝
こどもサポート課 課長 西本 龍 |

	課長補佐	岩原 幸枝	
	高齢者支援課 課長	藤井 裕久	
	課長補佐	神岡 奈美	
	西福祉センター 館長	廣中 美幸	
(教育委員会)	教育長	西元 良治	
	教育部長	藤村 英明	
	教育部次長 (柳井・大島図書館長)	三浦 美雪	
	教育総務課 課長	室田 和範	
	課長補佐	應潟 雄一	
	学校教育課 課長 (特別支援教育推進室長)		
		河井 悟	
	課長補佐	中重 昌樹	
	生涯学習・スポーツ推進課 課長 (中央公民館長兼 パソコンやない館長)	有道 茂一	
	課長補佐	檜垣 彰宏	
	課長補佐	生駒 ひとみ	
	文化財室長	大岡 弘明	
	柳井図書館 次長	小柳 五寛	
	学校給食センター 所長	下前 真一	
	(選挙管理委員会事務局) 書記長	柳屋 康彦	
	(監査委員事務局) 局長	松村 和裕	
7	議会事務局 次長 兼深 博史	次長補佐 寺岡 富美	書記 (主査) 坪野 芳美

8 協議事項

1 【付託議案等】

- (1) 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について [総務課]
- (2) 議案第 3 号 柳井市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正について [議会事務局、総務課、税務課]
- (3) 議案第 4 号 柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について [総務課]
- (4) 議案第 5 号 柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について [総務課]
- (5) 議案第 7 号 柳井市旅費条例の一部改正について [総務課]
- (6) 議案第 8 号 柳井市実費弁償条例の一部改正について [総務課]
- (7) 議案第 10 号 柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について [こどもサポート課]
- (8) 議案第 11 号 柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について [こどもサポート課]
- (9) 議案第 16 号 辺地に係る総合整備計画の変更について [政策企画課]
- (10) 議案第 18 号 (分割付託) 令和 7 年度柳井市一般会計予算

- (11) 議案第19号 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算 [市民生活課]
(12) 議案第21号 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計予算 [高齢者支援課]
(13) 議案第22号 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算 [市民生活課]
(14) 議案第24号 (分割付託) 令和6年度柳井市一般会計補正予算(第7号)
(15) 議案第25号 令和6年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) [市民生活課]
(16) 議案第26号 令和6年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算(第4号) [高齢者支援課]
(17) 議案第27号 令和6年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) [市民生活課]

2 【付託調査事項について】

3 【その他】

4 【現地視察】(3月14日委員会机上審査終了後)

- ・教育委員会事務局(旧柳井図書館跡移転後)

(令和7年3月14日(金)開会 午前9時00分)

副委員長(岡本 泰行) 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

副委員長(岡本 泰行) まず初めに、本日は、岩田委員長より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告を申し上げておきます。従いまして、これより委員会条例第16条第1項の規定により副委員長の岡本が委員長の職務を行います。

ただいまから、総務文教厚生常任委員会を開会いたします。各委員の皆さん、執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださりまして、誠にありがとうございます。また、本日の会議に、2名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

この度の協議事項につきましては、本会議で本委員会に付託となりました分割付託2件を含む、議案17件、付託調査事項及びその他でございます。

審査の進め方でございますが、本日の審査は、最初に教育委員会、次に健康福祉部といたしたいと思います。また、机上審査終了後に管内視察として、移転後の教育委員会事務局へまいります。

次回、3月18日、火曜日は、最初に総合政策部、次に、市民部、最後に、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局を一括で行いたいと思います。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、委員外議員につきましては、執行部からの説明・報告に対してのみ、質疑が可能であり、また、執行部に対して要望はできない申し合わせになっておりますので、よろしくお願いいたします。

します。

それでは、ただいまから教育委員会関係の審査を行います。

まず、分割付託となっております議案第18号、令和7年度柳井市一般会計予算についてでございます。昨年までの予算審査では、執行部からの説明を詳しくいただいていたことから説明をお聞きする時間が長くなっておりました。

この度は、特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要といたしたいと思っております。

委員の皆様には、御質疑、御意見等を活発にさせていただき、十分な審査をしていただきますようお願いいたします。

それでは、予算説明書の順を追って、歳出に関係する歳入につきましては、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出に併せて説明をお願いします。

教育総務課長（室田 和範） 教育費の補足説明をいたします。予算説明書205頁をお願いします。教育委員会費は、教育委員4人の報酬です。次の事務局費、報酬は、奨学金と事務の点検評価に係る委員報酬をあげています。次の207頁需用費、役務費、委託料、次のページの使用料及び賃借料は、教育委員会事務局が移転しましたので、電気料や電話料、機械警備委託料等の施設管理経費分がそれぞれ増額となっております。208頁をお願いします。工事請負費、空調機設置工事費は、既存の空調ダクトからの風量確保が難しいため、教育長室に個別に空調機を設置するものです。次の新規の備品購入費、車両購入費は、軽バン車両2台分と、パソコン購入費は、オンライン会議用のiPadの購入費となります。次の高等学校費及び幼稚園費は、それぞれ柳井学園高等学校と柳美幼稚園への運営費用に供する補助金を計上しています。続いて210頁をお願いします。小学校費、学校管理費、この目は小学校11校の運営維持管理経費を計上しています。報酬は、教職員の負担軽減を図るため、柳井小、柳東小、新庄小に学校業務支援員を配置する経費です。次の211頁から212頁、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料は、11校分の電気料、電話料等の毎年度の設備管理業務経費です。212頁工事請負費、施設改修工事費は、11校分の小規模工事費用です。次の伊陸小学校屋内運動場改築工事費は、老朽化に伴う改築工事で、工期は本年6月からの約1年間を予定し、2か年の債務負担行為を設定しております。概要といたしましては、現行の施設にない、玄関と用具倉庫、トイレ1基を新設しますが、ステージを収納式にして、全体面積を減らすことで、機能性の向上と費用の縮減に努めております。次に教育振興費、この目は小学校の振興・充実に係る諸活動に必要な経費を計上しています。まず教育総務課分の主なものを御説明します。213頁下の段になりますが、委託料のサーバ等保守委託料は、ウイルスサーバの更新と今回マイクロソフト365ライセンスを追加しますのでその分増額となっております。また、新規事業といたしまして、下から2行目の水泳授業委託料は、余田小学校と小田小学校の水泳授業を市内のスイミングスクールにおいて実施するためのものです。その下、学校図書館デジタル化委託料は、柳井小学校図書館の蔵書約1万6,000冊を精査をしまして、書名や著者名等の書誌情報を柳井市立図書館と同じルールに基づいた形式で電算化をするものです。次の214頁、使用料及び賃借料の上から2行目のコンピュータ等使用料は、令和6年度と7年度で教員用校務パソコンの更新をかけますので増額となっております。備品購入費は、ハードル、糸のこ、照

度計等の購入を計上しています。

学校教育課長（河井 悟） 212 万円をお願いします。教育振興費の学校教育課分でございます。具体的には主なものとして報酬については、学校運営協議会委員報酬。複式学級の授業を支援する学級補助教員、次の213 万円になりますが、小学校入学に伴う問題解消を支える小1 プロブレム解消支援員、配慮を要する児童を支援する生活支援員の報酬、学校図書館の充実を図る学校司書、特定教科補助教員への報酬です。生活支援員報酬については、すべての学校に支援員を配置する経費を計上しております。学習支援員報酬は、外国人の児童に語学指導や学習指導を行う支援員への報酬です。次に10 節需用費については、主なものとして、印刷製本費として社会科の副読本ふるさと柳井の改定の年となっており、印刷代を計上しております。また、教科用図書及び指導書の小学校分は4年に一度の採択替えが令和6年度にありまして、令和7年度は、大幅な減額となっております。12 節委託料については、言語障害教育調査委託料として柳井小学校に設置している通級指導教室、ことばの教室への委託料や外国語の授業における英語指導を補助するALTを管理する会社への英語活動・学習推進業務委託料を計上しています。英語活動・学習推進事業業務委託料については、外国語指導助手ALTを小学校と中学校にそれぞれ2名配置するものです。使用料及び賃借料については、特定教科学力向上強化事業において、児童生徒個人のタブレット端末にAIドリルを、また、教師用のタブレット端末に指導者用のデジタル教科書の導入をしており、その使用料として計上しております。扶助費につきましては、準要保護世帯に対する学用品費や修学旅行費等の補助としての就学援助費や特別支援学級に在籍する児童に対する学用品費や修学旅行費等の補助としての特別支援教育就学奨励費を計上しております。

教育総務課長（室田 和範） 続いて215 万円をお願いします。中学校費、学校管理費、この目は、中学校3校の運営維持管理経費を計上しています。報酬は教職員の負担軽減を図るため、柳井中学校と柳井西中学校に学校業務支援員を配置する経費です。需用費、役務費、次の216 万円の委託料、使用料及び賃借料は、小学校費と同様、毎年度の設備管理業務経費となります。次の工事請負費、トイレ改修工事費は、柳井西中学校校舎の既設トイレ洋式化とバリアフリートイレの新設、そこにつながる玄関部分の段差を解消するバリアフリー化、そして、屋内運動場のトイレの洋式化を図るものです。施設改修工事費は、3校分の小規模工事費用を見込んでいます。次の217 万円教育振興費、この目は中学校の振興、充実に係る諸活動に必要な経費を計上しています。まず、教育総務課分を御説明します。次の218 万円、委託料のサーバ等保守委託料は小学校費と同様に、ウイルスサーバの更新とマイクロソフト365ライセンスを追加しております。備品購入費は、地球儀、大型地図、検流計等の購入を計画しています。

学校教育課長（河井 悟） 続いて、学校教育課分を御説明します。217 万円をお願いします。学校運営協議会委員報酬、生活支援員報酬については小学校同様全ての学校に支援員を配置する経費を計上しています。学習支援員報酬は、外国人の生徒に小学校同様、語学指導や学習指導を行う支援員への報酬となっております。また、不登校児童生徒の適応指導教室である通称しなやかスクールの指導員への報酬を計上しております。需用費、消耗品費については、安全ベストの購入費を全額計上するものであります。また、教科書は4年に1回採択替えが行われますが、令和7年度は中学校の教科書の採択替えの年度となっております、まとまった額の計

上となっております。219の扶助費の就学援助費については、小学校費と同様に就学援助費、特別支援教育就学奨励費を計上しています。続いて、寄宿舎費については、柳井中学校の旧寄宿舎を不登校児童生徒の適応指導教室であるしなやかスクールに使用しているため、その維持管理経費となっております。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 220をお願いいたします。社会教育総務費は、社会教育活動や文化振興を推進するための総合的な経費で、社会教育委員会議、二十歳の集い開催事業や星の見える丘工場の維持管理などの社会教育・生涯学習事業に関する経費となっております。まず、報酬でございますが、例年と大きな違いはありませんが、一番下の部活動指導員報酬は、学校部活動において技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を雇用する費用でございます。令和7年2月に策定いたしました学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針に基づきまして、地域連携を進めるため、令和7年度においては、休日には全ての部活動に部活動指導員を配置することを目指しまして、平日にも可能な限り対応していきたいと考えておりますので、大幅な予算増額をしております。この部活動指導員報酬は国県の補助金が3分の2でございます。最初の第7節報償費は、家庭教育アドバイザーの費用として、講師謝礼は山口県立大学サテライトカレッジの費用として計上しています。最後にある部活動指導者報償費は、学校部活動で顧問と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う外部指導者の部活動指導者報償費となっております。この外部指導者については、部活動指導員と同様にできるだけ配置することにしておりますので、予算を増額しております。221をお願いいたします。12節委託料の立木伐採等業務委託料は、これまでなかったものですが、星の見える丘工房周辺の立木の枝が伸びて周囲に支障を及ぼしているため、これを伐採するためのものです。222をお願いいたします。公民館費でございます。公民館の維持管理、運営、施設の修繕などを行うための経費です。報酬は市内に10公民館があります。それぞれに公民館運営審議会を設けておりますので、その委員報酬となっております。平郡東、平郡西に公民館主事として会計年度任用職員を雇用する費用でございます。第7節報償費でございますが、講師謝礼、中央公民館教室講座報償費、地区公民館教室講座報償費は、各公民館で行っています公民館教室に係る費用となっております。223をお願いいたします。第12節委託料は、公民館施設を維持管理する費用が大部分となっております。下から2番目、市美術展覧会委託料については、毎年11月に市美展を行っておりますが、柳井市美術展覧会運営委員会に委託しているものでございます。令和6年度は60周年ということで、特別企画を行いました。令和7年度は通常の予算としております。最後にある印刷機保守管理委託料は、令和6年度予算になかったものですが、令和6年度に購入した中央公民館の印刷機の保守経費でございます。これまで市民活動センターの印刷機を文化福社会館内に設置していましたが、みどりが丘図書館へ移転したため、新たに印刷機を導入いたしました。そのため、印刷機の保守経費が新たに7月から発生するものでございます。224をお願いいたします。第17節備品購入費は、地区公民館の印刷機の購入でございます。日積、余田、伊保庄公民館の印刷機をリースから購入に変更するため、その費用となっております。リース期間が終了した後も再リースして利用していましたが、老朽化が進み、修繕に必要な部品が入手困難となったため、今回購入するものでございます。

教育部次長(柳井・大島図書館長)(三浦 美雪) 続きまして図書館費でございます。こちらには、柳井図書館、みどりが丘図書館でございますが、それと大島図書館の2館の運営、管理に係る経費を計上しております。報酬につきましては約600万円の増額計上としております。増額理由は、職員体制の強化を図るため、司書及び事務補助員報酬の増額をするものでございます。事務補助員報酬につきましては、みどりが丘図書館在勤の事務補助員1名分の報酬について、教育総務課から予算の組み替えを行うもの、司書報酬につきましては一部司書の勤務日数の増加による増額でございます。続きまして職員手当等でございます。会計年度任用職員期末勤勉手当につきましては、報酬と同様、司書の勤務日数の増加と事務補助員の勤務時間増加に伴い、増額計上しております。225円をお願いいたします。報償費でございます。一番上の講師謝礼につきましては講演会や講座、ワークショップなどを開催するにあたり、その謝礼として計上するものでございます。8節旅費の費用弁償は、これらに関連する講師への旅費でございます。続きまして需用費でございます。上から4番目の光熱水費には、主に2つの館の電気料を計上しております。続きまして役務費でございます。通信運搬費には、システムやWi-Fi用のインターネット回線利用料や、国立国会図書館連携用のプロバイダ利用料、そして電話料を計上しております。続きまして委託料でございます。清掃業務委託料、施設管理委託料、エレベータ保守管理業務委託料について増額計上させていただいております。初めに、上から2番目の清掃業務委託料についてですが、こちらは主にみどりが丘図書館の清掃業務委託料でございます。増額の主な要因といたしましては、この春、ストーンマーケット翠が丘公園の図書館周辺部分が供用開始となる予定でございますが、それに伴い、現在設置中のトイレを含む館外の清掃業務も委託することとしています。また、館内の清掃につきましても、令和6年度は旧図書館と同様の頻度で委託しておりますが、想定より来館者が多く、館内をきれいに保つことが困難な場合がございます。加えて、公園の供用開始後は、さらに多くの皆さんに御来館いただけるものと考えおりますので、それに伴い、汚れも多くなることが考えられることから、清掃業務委託の日数と時間を増やすものでございます。下から3番目の施設管理委託料につきましては、夜間管理業務を委託するものでございます。今年度は、開館後、年度途中からの委託でしたが、令和7年度につきましては12か月分の委託となりますので、その分の増額計上をするものでございます。続きまして226円をお願いいたします。一番上のエレベータ保守管理業務委託料につきましては、引き渡しから1年間はアフターサービス期間となっておりますので、令和6年度当初予算は3か月分の計上とさせていただいておりましたが、令和7年度につきましては、12か月分を計上させていただいております。続きまして使用料及び賃借料でございます。上から7番目の施設管理諸借上料は、新たに予算計上させていただいたもので、洋式トイレのセンサー式非接触型便座除菌クリーナーのリース料でございます。続きまして備品購入費でございます。一番上の図書購入費についてでございますが、複合図書館管理運営方針におきまして、計画所蔵数を15万冊と設定しております。引き続き、図書資料の充実を図るため記載の額を計上しております。次の施設用備品購入費につきましては、みどりが丘図書館内で使用する備品の購入費、図書器具費は図書の修繕等をするための器具購入費でございます。

生涯学習・スポーツ推進課長(有道 茂一) 227円文化福祉会館費でございます。文化福祉会

館費は、文化福祉会館及び勤労青少年ホームの施設や設備の維持管理を行う経費となっております。文化福祉会館及び柳井市勤労青少年ホームについては、令和6年12月議会において、株式会社ビークルエッセを指定管理者とする議案が議会で承認されております。指定管理期間は令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。10節の需用費の光熱水費は、今回新たに計上するものですが、文化福祉会館北側にある翠が丘防災運動公園駐車場の照明料となっております。次の施設修繕料は、文化福祉会館及び勤労青少年ホームの空調機修繕などに伴うものでございます。現在、4か所で空調機の不具合が発生しているため、修繕を実施するための予算を新たに計上しています。12節委託料は、指定管理者に対する管理運営の委託料でございます。既に12月議会で債務負担行為補正を行っているところですが、前年度と比べて増額しております。これは、施設を適切に維持、管理するために必要な経費を計上したためで、特に物価の上昇や人件費の変動を考慮しているところでございます。227号5目人権教育費です。人権教育費は、社会全体で人権尊重の意識を高め、差別や偏見をなくすための研修や啓発活動を推進するための経費となっております。報酬は、本市の人権教育の推進を図るため、柳井市人権教育推進委員会を設けておりますが、委員会を2回行う計画ですので、その委員報酬でございます。7節報償費の人権教育講座開設事業報償費は、研修会を行う際の講師費用でございます。小中学校の人権教育講習会、幼、保、小、中、高等学校の人権教育主任者研修会、企業・事業所人権教育研修会、地区人権研修会を行う予定です。続きまして228号6目サンビームやない運営費です。サンビームやない運営費は、サンビームやないの運営にかかる経費でございます。需用費でございますが、修繕料のところは、下から2番目の施設設備修繕料は、ホールの音響設備におけるアンプの交換や、舞台機構設備のVベルトの取替修繕を行うための費用となっております。最後の空気調和機修繕料は、冷暖房用空調機の送風部分を修繕するための費用となっております。4年間にわたり計画的に進めてまいりましたが、今回の修繕で完了となります。229号をお願いいたします。12節委託料は施設の維持管理を行うための委託料でございます。上から3番目の消防設備点検業務委託料は、これまでなかったものでございます。これまで資格を持っていました会計年度職員が担当していましたが、令和7年度から会計年度職員を雇用しなくなることから、委託することになっております。次に7目青少年育成センター費でございます。青少年育成センターは、しらかべ学遊館内に設置しており、主に青少年の健全育成を目的に、青少年が健やかな成長支援を行うためのものでございます。相談員を配置し、いじめ等に関する相談業務、街頭補導、青少年健全育成に取り組む各地区市民会議への補助を行う経費となっております。報酬は、青少年問題協議会を設置しており、その委員報酬となっております。青少年育成センター相談員報酬は、相談員1名を配置するため、会計年度任用職員を雇用しているものでございます。230号をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金は、地区ごとに組織しております地区市民会議への補助金となっております。

文化財室長（大岡 弘明） 続きまして文化財保護費について御説明いたします。文化財保存活用事業及び文化財関係施設の管理が主なものとなっております。231号をお願いいたします。報償費でございますが、小田家住宅近代和風建築等総合調査に係る調査謝金と原稿執筆料になります。この事業は、令和5年度から3年間の事業で7年度が最終となり、報告書の刊行までを予

定しております。次に旅費でございます。費用弁償は、先ほどの小田家住宅の調査旅費が主なもので、京都や県内からの学識経験者である調査委員旅費等となっております。需用費の印刷製本費でございます。小田家調査の報告書印刷、阿月克己堂跡の発掘調査報告書の印刷を計上しております。施設修繕料は、茶臼山古墳資料館のテラスの修繕を行う予定としております。空調設備修繕料は、町並み資料館休憩室の空調の修繕となっております。次に役務費の手数料でございます。遠崎漁港に設置しております月性の看板の印刷シート張替に伴う手数料が追加となっております。12節の委託料でございますが、232号をお願いいたします。一番下の消防設備委託料でございますが、こちらは昨年度までは資格を持つ会計年度任用職員が行ってございましたけれども、そちらのほうができなくなりましたので、業者へ委託するものでございます。下から2番目の埋蔵文化財発掘に係る業務委託でございますけれども、令和7年度は余田地区の穂原田遺跡の調査につきまして、県埋蔵文化財センターに引き続き委託をするものでございます。18節負担金補助及び交付金では、伝統的建造物群保存事業補助金につきましては、伝統的建造物群保存地区の建築物の保存修理を行うための補助金でございます。来年度は市道柳井駅門の前線に面する法人所有の保存物件3棟のうち一番南側の倉庫及び地区中央にある個人のお宅の2件を計上しております。屋根等緊急修理補助金につきましては近年の豪雨等で漆喰が剥がれる事案が増えており増額をしております。233号の市指定文化財修理修復事業補助金につきましては緊急の修理修復等に備え新設しております。続きまして、月性展示館費でございます。引き続き公益財団法人僧月性顕彰会に指定管理を委託するものでございます。それから、一番下のところがございます大畠民俗資料館費でございます。こちらは、予算規模や事業の性格から文化財保護費へと移しております。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 続きまして、少し戻りまして10目阿月公民館整備費です。阿月公民館整備費は、旧阿月小学校跡地に、公民館・出張所と地区体育館の機能を併せ持つ、新たな公民館を整備する費用でございます。令和7年3月23日に完成記念式典を開催する予定ですが、令和7年度におきましては、現公民館を解体し、その跡地に駐車場を整備するためのものでございます。委託料は、現公民館の解体工事に関わる委託費でございます。机・イス等の廃棄処分委託料は、解体に伴い古くなった机、棚、イスなどを処分するための費用でございます。単価入替業務及び工事監理業務の委託料は、現阿月公民館の解体工事に関するものでございます。工事請負費は、現阿月公民館の解体工事と現公民館跡地に駐車場を整備する工事費となっております。地域行事や阿月神明祭りなど活用いただくこととなりますが、駐車場台数は40台程度を予定しております。財源については、緊急防災・減災事業債を活用しまいりたいと考えております。

学校教育課長（河井 悟） 続きまして、234号の保健体育費の保健体育総務費の学校教育課分となりますが、主なものとしましては、諸検査や定期健康診断に係る学校医等への報酬です。また、235号19節扶助費は、準要保護世帯に対する医療費や給食費の補助となっております。

学校給食センター所長（下前 真一） 続きまして同じく235号、一番下からでございますが、給食センター運営費でございます。給食センターの維持管理及び給食調理に係るもの、加えまして物価高騰分及び中学校給食費無償化に係る経費を計上しております。まず235号、一番

下からの給料及び職員手当でございますが、給食センターのボイラー操作の職員として、会計年度職員を1人計上しております。236万円需用費でございますが、修繕料につきましては、例年どおりの修繕、また、緊急修繕等の経費を例年どおり計上しています。続きまして役務費でございます。通信運搬費でございますが、電話料に加えまして、Wi-Fiの使用料を計上しております。栄養教諭が各学校の給食担当とのやり取りのほか、栄養教諭が食育等の授業に使用する資料の作成などをする際に、学校と同じタブレットで各学校の給食担当とのデータの送受信が必要なため、現在学校に設置しているものと同じものを設置するものでございます。続きまして委託料でございます。委託料につきましては、センターの運営に係る委託料を例年どおり計上しております。236万円、一番下の委託料の給食業務委託料でございます。これは調理業務の民間委託に係るもので、本委託につきましては、令和5年8月から5年間の調理委託をしているところでございます。続きまして237万円、同じく委託料でございますが、上から4つ目の給食輸送業務委託料でございます。これは、現在給食を各学校に配送する業務を委託しておりますが、その配送用トラック4台を更新するためその原価償却分を追加したために増額になっております。続きまして、17節備品購入費でございます。これは、各学校に配送する配送用コンテナ32台分を更新する予定でございます。現在の物は平成13年の建設時に購入したもので、老朽化に伴い更新するものでございます。続きまして18節負担金補助及び交付金でございますが、上から二つ目の学校給食会運営費補助金でございます。こちらは米、牛乳、パンなどの食材の物価高騰分を補助するものでございます。次に、中学校給食費無償化対策補助金でございますが、令和5年度から学校給食会に中学校生徒705人分の給食費を補助することにより、給食費の無償化を図るものでございます。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 次は、一番下の3目体育振興費です。地域のスポーツ活動の推進とスポーツ振興を目的とした経費でございますけれども、昨年度と大きく変わったところを申し上げますが、238万円をお願いいたします。17節備品購入費のアンブ購入費は、スポーツや文化イベントなどで使用するポータブルワイヤレスアンブを購入するものでございます。これまで本庁の他の部署から借用していましたが、教育委員会の移転に伴い新たに購入するものでございます。239万円をお願いいたします。負担金補助及び交付金でございますが、下から3番目のプラチナ卓球大会補助金は、大会補助金として補助を行うものです。プラチナ卓球大会は今年度体育館の改修のため開催できませんでしたが、令和7年度は実施する予定でございます。次のスポーツ合宿補助金及びスポーツ大会宿泊補助金は、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域活性化することを目的として実施するものでございます。次に、4目体育施設費でございます。体育施設費については、生涯学習・スポーツ推進課で所管している体育施設の維持、運営に要する費用となっております。12節委託料は、施設の維持、管理にかかる委託料となりますが、3番目の草刈作業委託料は、地区グラウンドの草刈作業業務を地元の地区コミュニティ協議会や地区社協に委託しております。また、令和7年度から翠が丘防災運動公園グラウンドの草刈作業業務も新たに計上しているところでございます。次の植栽管理業務委託料は、大島ふれあい公園の桜の枝が伸びていますので剪定するという事で新たに計上しているところでございます。240万円をお願いいたします。上から3番目の単価入替業務委託料及びその下の工事管理業務委託料は、現在進行中の柳井商業高校跡地での弓道場の建設工

事に関連するものでございます。隣接する既存の柔剣道場を一体的に活用し、経費の抑制を図るための改修工事に係る委託料でございます。上から7番目になりますが、武道館等管理委託料でございます。この指定管理料には、武道館以外にも、南浜グラウンド、南浜テニスコート、小田浜グラウンドが含まれております。先ほどの文化福社会館の指定管理の委託料と同様に増額しております。これは、物価や人件費の変動を考慮し、施設の適正な維持管理に必要な経費を計上しております。別の指定管理に係るものとしては、下から3番目になりますが、体育館の指定管理料には体育館管理運営委託料がございますが、これも同様の理由により増額しています。そして、さらに、体育館では空調設備を整備したため、電気代の増加分を見込み、大幅な増額となっています。最後の委託料のところでございますけれども、浚渫業務委託料につきましては、大畠グラウンドゲートボール場の側溝に土が堆積していますので浚渫するものでございます。14節工事請負費でございますが、弓道場建設工事費は、新弓道場に隣接する既存柔剣道場の改修工事と新弓道場への進入路等造成工事となっております。既存の柔剣道場の改修工事でございますが、新弓道場と一体的に活用するための工事を行うものでございますが、施設は平成9年に建設され27年を既に経過しておりますので、トイレの洋式化や多目的トイレの設置、照明設備のLED化などの改修工事を行い、施設の利便性の向上を図るものでございます。また、進入路等造成工事に関しては、高低差があるので造成・擁壁工事を行い、弓道場の外構工事、駐車場及び駐輪場を整備することから、令和7年度と令和8年度に渡り実施することにしていきますので、今回、債務負担を設定しているところでございます。スケジュールとしましては、現在建設中の弓道場は令和7年8月末の完成を予定しており、既存の柔剣道場の改修工事は令和7年12月末を工期として考えているところでございます。進入路等の造成工事については、現時点の計画では令和8年度中の完成を予定しているため、工事期間中ではありますが、弓道場周辺の外構工事が完了し、安全面に問題がなくなった段階で、弓道場の供用を開始したいと考えています。なお、この弓道場整備事業につきましては過疎債を活用いたします。241号をお願いいたします。17節備品購入費は、弓道場建設に係る備品購入費でございますが、矢立箱、巻き藁台などを購入予定でございますが、弓道連盟と相談しながら整備していきたいと考えております。また、体育館器具購入費も、メインアリーナ等で使用する備品を整備しますが、これについても指定管理者と協議しながら整備してまいりたいと考えております。18節負担金補助及び交付金は、職員が草刈り機を使用する場合もあるため、刈払機の取扱講習会の受講料として2名分の予算を計上しています。次に5目市民球場管理費でございます。これは、市民球場の施設管理に要する経費でございますが、12月議会において、株式会社YBBを指定管理者とする議案が議会で承認されております。指定管理期間は令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。12節委託料は、指定管理制度に係る管理運営委託料であります。これも先ほど説明したのと同様の理由により前年度に比べ増額しているところでございます。17節備品購入費は、指定管理者に貸与している芝刈機が古くなり使用できなくなっていますので、新たに購入するものでございます。次はウェルネスパーク管理運営費でございます。これは、ミズノスポーツサービス株式会社が指定管理者となっておりますが、指定管理期間は令和4年度から令和8年度までの5年間となっております。242号をお願いいたします。委託料でございますが、ウェルネスパークの指定管理料として、管理

運営委託料がございます。こちらの委託料は、前年度と同額で変更はございません。その下の循環配管清掃委託料は、アクアヒルやないの温浴施設で昨年レジオネラ属菌が検出されたことを報告しておりますが、柳井環境保健所から指導されましたろ過器装置から浴槽までの循環配管の消毒・清掃を徹底的に行うために、レジオネラ属菌対策として計上するものでございます。17節備品購入費は、テニスコートの防球ネット、審判台等を購入するものでございます。説明は以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

委員（長友 光子） それでは当初予算の概要から、質問させていただきたいのですが、24頁、小中学校施設改善事業について、柳井西中の学校トイレ改修工事について質問いたします。西中のプールのトイレが汲み取り式と聞きましたが、その改修も含まれているのかどうかというところが1点です。それと、トイレの洋式化は市内の小・中学校計画を立てて進めておられるということですが、100%、市内小中学校のトイレの洋式化が進んで完成するのはいつかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

教育総務課長（室田 和範） まず1点目の、柳井西中学校のプールのトイレの洋式化について、現在和式でございますが、柳井西中学校の水泳事業におきましては、令和7年度からはアクアヒルにおいて授業を行います。プールは今後使用いたしませんので、これにつきましては、そのままの状態ということにさせていただければと思います。それと2点目の本市のトイレの洋式化率、割合ですけれども、昨年までで79.2%となっています。各学校におきましては、洋式が衛生上使えないというお子さんもいらっしゃいますので、100%にはならないのですが、ただ、現在の家庭の便器の状況等鑑みまして、できるだけ洋式化を図っていきたく考えております。以上です。

委員（平井 保彦） 柳井西中のトイレの件ですみません。学校が開いているときはいいんですけど、閉まっているとき、運動会とか、そういったときには、屋内を使ってもらうということなのですか。

教育総務課長（室田 和範） はい。おっしゃるとおりで、体育館もしくは校舎のほうのトイレを開放する形になるかと思えます。

委員（長友 光子） もちろん洋式が使えない子もいるので、そういう事情で和式を残しておくのは必要なことですが、79.2%が、そういう意味での100%ではなくて、必要なところの洋式化が完成するという目安はいつになるんでしょうか。

教育総務課長（室田 和範） 令和11年度あたりを目途に、概ね、予定している洋式化を図りたいと考えております。

委員（長友 光子） 要望になりますが、やはり、学校教育のトイレのことですので、1年1年が、その子にとっては、取り返しのつかない、1年1年になるということで、一刻も早く実現をしていただきたいというふうに要望したいと思います。お願いします。

委員（篠脇 丈毅） 2点ほどお尋ねしたいと思います。1点は、みどりが丘図書館の周辺整備で、グラウンドを貸し出すというふうな説明があったと思うんですね。グラウンドを貸し出す場合に、それを無料とするという理由を教えてください。それからもう1点は、文化財保護のとこ

ろで、231番ですか。先ほど、御説明の中では、阿月公民館の建設に関わって、克己堂の調査をされたというふうに、ちょっと聞き違いがあるかもわかりませんが、お聞きしたと思います。克己堂の、詳しい調査をされて、それが明らかになったかどうかをお尋ねします。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 翠が丘防災運動公園グラウンドのことですが、このグラウンドについては、無料という扱いにしております。なぜ無料なのかという御質問だと思いますけれども、考え方として、このグラウンドについては小田浜、南浜グラウンドと同様に特別な維持管理は行っていなくて、通常の維持管理でやっております。市民球場のように大きな費用をかけて維持管理をしているというのではなくて、通常のグラウンドの状態維持管理をさせていただくということで、特に今回グラウンドについては、使用料等は取らないということです。

委員（篠脇 丈毅） ちょっとその問題に関連して、柳井商工高校の硬式野球部はもう使わないのですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） このグラウンドについては柳井商工高等学校野球部が今までずっと使ってきた経緯も踏まえまして、練習をされている間は、基本的には柳井商工を主として使っていただく。ただ、柳井商工が使わないときについては、一般の団体も使えるということで、今回SAダイヤモンド等が利用するという予定にもなっているところでございます。

委員（篠脇 丈毅） その辺ははっきりしたほうがいいと思うのですが、曖昧な表現なのですよね。柳井商工高等学校の硬式野球部が使う。柳井商工の硬式野球部は今、熊毛南と一緒に練習しているのですよね。それで、こっちをベースにして練習をしているというふうに私は聞いていないのですよね。柳井商工との約束があるなら無料でも専用のグラウンドとしなければいけません、その辺ははっきりされているのかどうなのかということ私は聞きたかったのです。実は、その辺はどうですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 柳井商工高等学校の野球部は、確かに主に、熊毛南高校のグラウンドを使っているという現状ありますけれども、話を聞きますと、熊毛南のグラウンドについてもなかなか使えない時もあるということもあるので、確認をしたら、週何回か使うという話をいただきましたので、使っていただくということで考えておりますけれども、基本的な考え方は翠が丘防災運動公園は供用開始ということでありますので、一般の方と同じような扱いということになります。ただ、今までの経緯がありますので、調整会議の場で、皆さん方には翠が丘防災運動公園のグラウンドについては、なるべく柳井商工の野球部が利用できるように配慮して欲しいということを説明し、皆様方には承諾いただいて、優先的に使用できるものと考えております。ただ使わないときには、当然一般の団体は使用できます。

委員（篠脇 丈毅） 一つだけ気をつけていただきたいのは、硬式野球と軟式野球とは全然グラウンドが違いますのでね。誰でも使えるような形にして、硬式野球の練習に使ったらけがのもとですから、その辺を良く気を付けて。もう、商工高校との約束があるならそれをきちっと守って、グラウンド整備をそっちのほうでやってもらうという形の方が、私は良いように思うのです。これはもう答弁要りませんから。次に克己堂の件は。

文化財室長（大岡 弘明） 克己堂の発掘調査につきましては令和5年度の冬に実施しております。

今回発掘したのが、この度公民館の建替の敷地部分のみという形になっております。そのうちの3分の1から半分程度は既に体育館を建設したときにめちゃくちゃになっておりましたので、実際発掘できたのはその残りの部分という形になります。今回成果としましては土器、装飾品、かんざしのようなもの、鉄くず、これは鍛冶をやったときに出てくるくずですが、そういったものが出土しました。遺構という、要は建物の跡になりますけれども、掘っ立て柱式の建物は3基だったと思います。それから土坑というごみ捨て場が数基、井戸、そういったものが出来ておまして、今後また別の地区の調査をしたときにそれらを照合することで全体が把握できることが期待されるかと思っております。以上です。

委員（篠脇 丈毅） またお聞かせください。参りますので。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

委員（平井 保彦） 小学校、中学校教育振興費の中の生活支援員報酬のところですけども、大体何人ぐらいこの対象というか、子どもがいるのでしょうか。

学校教育課長（河井 悟） 対象の子どもということになれば、生活支援員は、学級に入りまして、それぞれの学級の中で、特別に支援を要する子どもへの支援を行いますので、対象が何人ということのお答えはちょっとできないです。

委員（平井 保彦） 何人だからどうという計算ではなくて。

学校教育課長（河井 悟） 想定はしておりますが。

委員（平井 保彦） わかりました。計算の根拠が、対象の子どもの数ではなくて、先生を何人配置するかで決まってくるということですか。

学校教育課長（河井 悟） それはあります。気になる新入生の児童とか通常における配慮を要する児童生徒というところを各校に教育委員会としては調査をかけておりますので、そこでその数と、全校児童も含めて何人の配置をするかというふうにしておまして、全体で言いますと、通常学級における配慮を要する児童生徒の数、生徒も含みますが、254名程度。あと、気になる新入児童というのは、また別に数字を上げておまして、そういった形で想定的人数は各校に調査を行っております。

委員（平井 保彦） 生徒ということですから、小中学校でということですね。

学校教育課長（河井 悟） はい。小中合わせてということになります。

委員（平井 保彦） それと次に教育振興費の中で学習支援員。外国人の方などの補助のためにということでしたけども、これは、いろいろな言葉の人が来たら、それぞれの言葉に対応できる先生を雇うということなのではないでしょうか。

学校教育課長（河井 悟） そのとおりでございまして、現在も柳井中学校であれば中国語が必要な生徒がいますので、それは中国語の指導ができる方を雇用しておりますので、その言語に合わせてということになります。

委員（平井 保彦） 転入等があったら、その都度また補正をして雇っていくという形になるのですね。

学校教育課長（河井 悟） なかなか人が見つからないですが、頑張ってお探しております。

委員（山本 達也） 先ほどの篠脇委員さんとちょっと重複するところがあると思うのですが、239頁の最下段の委託料とところの草刈作業委託料のところでの説明で、ストーンマーケット翠

が丘公園、4月中旬にオープンする予定なので草刈も含まれるという説明だったと思うのですが、その中で、今は綺麗だからいいのですけれども、先ほどから出てるグラウンドですよ。それも含まれてくるのかどうかをまずお聞きします。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 翠が丘防災運動公園については、今おっしゃったように、令和7年度から維持管理をしていくのは基本的に教育委員会でやっていきます。かなり草を刈るところがありますので、今回委託をするということでございます。先ほども言いましたように、小田浜とか南浜グラウンドの通常の維持管理同様程度ということでございますので、土を入れるとか、原材料入れるだとか、そういった通常の管理は当然していくということでございます。ただ、今回、柳井商工高等学校が頻繁に使うということでございますので、特に硬式野球の関係で言いますと、先ほど篠脇委員がおっしゃったようにかなり気を使って維持管理をしていくというところがありますけれども、そこについては、柳井商工高等学校の野球部のほうで対応していただくということになっているところでございます。

委員（山本 達也） 先ほどとちょっとニュアンス的に受けとめ方が違うのですが、通常管理で、新しい者が使えるような状況というふうになってくるんだろーといずれは思うのですが、それは先ほどの中で、グラウンド調整会議でしっかり説明しながらとおっしゃいました。あそこは、私も母校なのでよく分かっているのですが、先ほどからお話があったように、土質というのは、硬式に本当に適しているというか、作り上げられた土質なので、それを説明の中では通常管理で、しかも、グラウンド調整会議に入ればどなたでも活用できる、しかも無料でということになったら、先々で管理にやっぱり支障が出てくるのではないかなというふうに思っています。周辺の草というのはすぐ生えてきますので、ほっておくと、この37万円の一部しか適用できないと思うのですが、その辺の今後の貸出についての見通しが少し甘いのではないかな、もっと大切にしてもらいたいなというふうな思いがするのですが、どうですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 説明不足のところがありましたが、今回このグラウンドについては、当分の間、野球専用の球場という取扱にしております、硬式、軟式、ソフトボールということで、ある程度限定させていただいて使用していただくということにしております。先ほども申し上げましたように、通常のグラウンドと違って硬式野球部が使っておりますので、維持管理の大部分については、柳井商工高等学校の野球部でしっかりやってくと。硬式でも使えるようなグラウンドの状況にしておりますので、それは維持していくために、柳井商工高等学校と協議をして、そういう方向で話をしているところでございます。今回、一般の方と言いましてもSAダイヤモンドというのは硬式野球でございまして、今のところ、調整会議等での申込の状況で言いますと、柳井商工高等学校野球部とSAダイヤモンドの2つの利用という申込状況でございますので、本当に一般の団体が使うというのではなくて、硬式野球をされる方が使われるという予定になっているところでございます。以上です。

委員（山本 達也） 今、限定されているような言い方でおっしゃるけれども、我々もソフトボール協会なのですが、さっきはソフトボールも使用していいと、出してもいいというふうにおっしゃいましたけれども、調整会議にももちろん図っていくのでしょーけども、その辺の使用範囲というのは周知を十分されていたのですかね。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） どこまで周知しているのかという質問でございます

が、この翠が丘防災運動公園グラウンドについて、広報等で利用について細かな話ではなくて、調整会議を行うというのは出しております。調整会議に来られた方、市民球場を使う方とか、小田浜、南浜を使われる方が集まった調整会議でございますけども、その時に、このグラウンドの使い方については説明させていただいて、皆さん方に納得いただいたというふうに思っています。

委員（山本 達也） 分かりました。調整会議に出られた方にはもう周知したということですね。いずれにしても、とにかく、我々の世代からすれば、大切な土質の本当に硬式に合ったような球場なので、大切にしてもらいたいなど。通常管理でやっていただけるなら、経費がかからなくて助かるのですが、しっかりした管理をしてもらいたいなどというふうに思います。それと、続けていいですか。学校運営協議会、私も総務委員なんですけども、1つの学校でしかないから、あまりわからないから聞くのですが、大体これが設立されたというか、その立ち位置というのは、どのような目途で、変な言い方しますけども、学校との力関係というか、どういうスタンスで作られたのかなというふうにちょっと思うのですが、そこら辺をお聞かせください。

学校教育課長（河井 悟） コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会を設置してある学校でありますので、数年前から、地域とともにある学校というのを県も含め、柳井市も含めて進める中で、学校をコミュニティ・スクールにしようという中で、山口県内全域コミュニティ・スクールなのですが、そのために地域の方に学校運営協議会の委員さんになってもらってそれを設置し、形を先に作るわけではないのですが、コミュニティ・スクールを作るための学校運営協議会の委員の設立ということになります。

委員（山本 達也） いやいや、今のは私が聞いた内容ではなくて、手順だけであって、全くその中身はわからないのだけ。

教育長（西元 良治） 学校運営協議会ですが、学校の経営は学校だけではなく、地域と一体になって子どもを見守って育てていこうということで、それぞれの学校に学校運営協議会を設立いたしました。中でも柳井市が、特に柳井西中校区でスタートして、県内でもトップを走る感じでやってまいりまして、地域の方と一緒に、今はスクール・コミュニティと言っていますが、学校を拠点にして、地域の方も学校の子どもたちを見守っていただいたり、地域の活動に学校の子どもたちが参加したりして、地域の活性化に結びつけているところです。

委員（山本 達也） 分かりました。柳井市は、子育ても移住に対しても全てにおいて県下トップを走っているのですから、それは素晴らしいと思うのですが、僕が聞きたかったのは、学校というのは、いくら地域と一体となってもおっしゃっても、学校長は最高責任者であって、そこは教育機関であるがゆえに、私はずっと出ているのですけれども、あまりに学校運営協議会の力加減と言ってはなんですが、なかなかその辺のバランスをちょっと危惧しています。それは私だけかもわかりませんが、素晴らしい取組で先進事例だとおっしゃるのですが、それはそれでいいと思いますが、各学校で、またその辺のバランスがどうなるかなというのちょっと聞いてみたかったのです。時間もありませんからもう結構です。

委員（坂ノ井 徳） 217分の、教育振興費。報酬の不登校児童生徒適応指導員報酬395万8,000円。これは何人おられるのですか。

学校教育課長（河井 悟） 指導員が3名いらっしゃいます。

委員（坂ノ井 徳） それで、いわゆる不登校になっている児童生徒、これはいじめで不登校、あるいは自発的な不登校、自発的というのは変ですね。理由は2つあると思うんですけど、この辺の数字、まずいじめで不登校になっている児童生徒は何人くらいいますか。

学校教育課長（河井 悟） いじめでの不登校の数字は上がってきておりませんので、ゼロということになります。

委員（坂ノ井 徳） そしたら全体の数字、不登校になっている児童生徒。今いじめは分からないということですね。だけど、不登校の子どもはいるのですよね、別に。それが何人か。

学校教育課長（河井 悟） 今年度はまだ終わっておりませんので今年度の数字はございませんが、昨年度の例でいきますと、小学校ですと不登校児童が26名、中学校が41名になります。

委員（坂ノ井 徳） すみません。ありがとうございます。いろいろ御心配でございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） サンビームやない運営費等の中に消防設備点検業務委託料、それと、もう1つ、なんでしたか資格を持ったものがなくなったので、委託に出しましたという説明であったかと思うのですが、そういう資格を持った人というのは、職員の中にはいないのでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 消防設備点検の資格を持っているというのは、サンビームやないの会計年度任用職員に1人いたということで、実は教育委員会以外の施設についてもそういった業務を行っていたということもあったのですけれども、今回その職員が、来年度から仕事につくのが難しいということで、今回は委託ということで予算を計上したということでございます。

委員（平井 保彦） 役所と民間企業とは違うのでしょうか、普通、社員なり職員が、正規の資格を取ってということのほうが多いような気がするのですが、そういったことにはならないのですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） この消防設備点検というのは、やはり特殊な専門的な資格でもございますし、そういう職員を採用するという形での採用はしてないと思います。消防設備点検について、委託で行っていたところがございます。サンビームやないの会計年度任用職員は、もともとは市の職員でございまして、その職員が資格を持っていたので、これまではやっていたということでございます。

委員（平井 保彦） 分かりました。

副委員長（岡本 泰行） 活発な議論の途中ですが、1時間半近く経ちましたので、休憩を取りたいと思います。それでは10時35分まで休憩といたします。

（ 休憩 午前10時24分 ）

（ 再開 午前10時33分 ）

副委員長（岡本 泰行） それでは皆様おそろいですので、休憩を閉じまして、再開いたしたいと思えます。委員の皆様、御意見はありませんか。

委員（長友 光子） 当初予算の概要を見ながらの質問にさせていただきます。24分です。市独自の

教育へのサポートとして、生活支援員、ぴかーサポーター、そして複式学級補助教員、それから外国語のための学習支援員とか、たくさんの支援をしていただいております。その中で、生活支援員は小学校19人、中学校7人。各学校にどのような配置になるのか教えてください。それから、ぴかーサポーター5人は、どのように各小学校に配置されるのでしょうか。それから、複式学級補助教員も6校分、どのように、どこに配置されるのか教えてください。

学校教育課長（河井 悟） まず、生活支援員の配置ですが、学校別配置といたしましては、日積小1名、柳井小5名、柳東小3名、柳北小1名、新庄小4名、余田小1名、伊陸小1名、平郡東小に配置はありません。あと、柳井南小、小田小、大島小に1名、柳井中学校に4名、柳井西中学校に2名、大島中学校に1名となっております。ぴかーサポーターにつきましては、小学校1年生に複数の学級がある学校になりますので柳井小学校、柳東小学校、新庄小学校に配置しております。複式学級の補助教員ですが、複式学級のある学校になりますので、日積小学校、伊陸小学校、柳井南小学校、小田小学校、大島小学校、余田小学校になります。

委員（長友 光子） ありがとうございます。柳井小学校における、頻度別っていいですかね、その辺で、1つの教科を、1つのクラスを2つに分けて実施するという授業の方式は、これとはまた違うことですかね。

学校教育課長（河井 悟） 違います。

委員（長友 光子） 補助教員というのは、どういうふうに配置されているのでしょうか。

学校教育課長（河井 悟） 複式学級の補助教員ではなくて。

委員（長友 光子） そうですね。

学校教育課長（河井 悟） 特定教科の算数補助教員が、配置の学校について、クラスを分けて授業を行うということになります。

委員（長友 光子） 分かりました。ありがとうございます。教員の多忙化の中で、市独自の援助はどんどん進めていただきたいということを要望して終わります。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） すみません同じく予算の概要の25頁ですが、中学校給食費の無償化の予算が上げられまして、大変ありがたいと思います。関連して、小学校給食費無償化への展望というのをしつこいようですけどお聞きしたいのですが。

学校給食センター所長（下前 真一） 小学校については、現在未定でございますが、一応、小学校を無償化した場合の財政的なこととありますとか、そういったものについては研究をしているところでございます。実施については未定でございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（平岡 実千男） 1点ほど、225頁の清掃業務委託料で、図書館ということで清掃は必要なのだろうとは思っているのですが、そもそも汚れない対策というか、何かそういった取組みたいなものを考えてはいないのですか。

教育部次長（柳井・大島図書館長）（三浦 美雪） 半年運営してまいりまして、本当にたくさんの方に御利用いただいております。その中で、いろいろな汚れがございます。館内において、蓋

付きの飲み物を可としておりますので、その汚れであったり、また、特に学生が多いのですが、禁止にしておりますけれども、館内のところどころにお菓子の食べ殻や粉が落ちていたり、こちらは仕方がないことではありますが、消しゴムの粉を下に落としていたりとか、このようなものは掃除機で吸ったり、机の上を拭いたりということで解消をしておりますが、日常の清掃では難しいところもあります。例えば机の上ではなく、足など机全体のほこりであったりとか、床がカーペットになっておりますので、ほこりを拾いやすい性質もございますので、そういうところが現在の清掃時間では難しいと考えています。対策についてでございますが、検討はしておりますが、難しいかなと思っております。お越しいただいた方お1人お1人が、ここを綺麗に使おうと思っていただけるのが一番良いのですが、なかなか難しく、日がたつごとに汚れが目立ってきているところなんです。今後につきましては、ストーンマーケット翠が丘公園の図書館の周辺部分には、芝がありますので、その芝が靴に付いたまま中に入って来られるということも想定できますので、そこをどういうふうにするかは検討しておりますが、基本的には汚れたら掃除をするしかないのではないかと考えております。以上でございます。

委員外議員(藤沢 宏司) 239の体育振興費、18節の柳井市スポーツ協会補助金。これももう、何十年も200万の補助だと思っておりますが、非常に今、物価が高騰しておりますして、スポーツするのにみんながお金を出してやるのは当然の話ですけど、それぞれの団体の所属されている会員さん、個人さんもですね、実は負担がだんだん増えてきているのですよね。先ほど言いましたが、個人が出すのは当然そうなのですが、この200万円を上げる、1.5倍ぐらいにするというようなことをしたら、スポーツの効能はいろいろあると思いますので、それで貢献するようなことになれば、保険料もひよっとしたら減ったりするのではないかなというふうに思っているのですが、その辺はスポーツ協会から要望とか出さないと、これが上がらないというようなことなのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長(有道 茂一) スポーツ協会補助金の話が出ましたけれども、スポーツ協会だけでなく、かなりいろいろな団体に補助金を出しております。いろいろな団体からも補助金を増額して欲しいというふうな話は、やはり当然ありますけれども、全体のバランスも考えていく必要もございますので、新たな取組といったところもあれば、そういったことも含めて検討するということになろうかと思っております。

委員外議員(藤沢 宏司) もう現実的にどんどん上げていったりしているわけですよ。本当にね、厳しいんですよね。本当にスポーツとか、いろいろ考えて振興しようとかいうふうになると、他の団体、文化的なものも含めて、是非それを本気で検討して欲しいなと思うのですが、いかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長(有道 茂一) スポーツ協会の実際の事務というのは、教育委員会の生涯学習・スポーツ振興課のほうでやっておりますので、厳しいというのは重々承知しているところでございます。スポーツで活躍する選手が増えれば、激励金を出していますので、その分支出も増えるということでございます。いろいろな状況を見て、他の団体の状況も見て、新規取組等も含めまして、総合的に判断していくしかないと思っております。検討していきたいと思っております。

委員外議員(藤沢 宏司) もう1つ。言っていないかどうかわかりませんが、この239の体育

施設費の中で、昨年小田浜のグラウンドのトイレを撤去しました。その時に、それぞれの使用団体に、今後トイレは設置をするとのお話を伺いました。今回この予算には上がっていませんが、あのときも、すぐにというような話ではなかったかなというふうに思うのですが、見通しみたいなものがあれば教えていただければと思うのですが。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 今回のこの新年度予算につきましては、市長選挙の関係もあったので、あくまでも骨格予算ということでございます。肉付け予算については6月補正の中で、また新たに提案させていただくということになるかと思えますけれども、実際にトイレの新設ということになれば、設計だとか工事もあったりもしますし、そこには合併浄化槽が必要なところだというふうに考えておりますので、時間もかかります。6月の話になるので言えませんけれども、前向きな方向で考えているところでございます。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第18号中の教育委員会所管部分について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号中の教育委員会所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は分割付託となっております議案第24号、令和6年度柳井市一般会計補正予算（第7号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

教育総務課長（室田 和範） 補正予算書57頁をお願いします。教育費、小学校費、学校管理費の需用費、光熱水費は、小学校11校分の電気料等の実績により減額するものです。その下、実施設計委託料は、伊陸小学校屋内運動場改築工事実施設計委託料の入札減によるものです。次のページ、工事請負費の空調機設置工事費は、柳井小学校理科室1と2、柳北小学校音楽室、柳井南小学校理科室、大畠小学校理科室、小田小学校多目的スペースの計6室の空調機設置に係る入札減によるものです。また、施設改修工事費は、柳井小学校インターロッキング改修及び大畠小学校玄関バリアフリー改修工事の入札減によるものです。次の教育振興費は、まず教育総務課分のみ御説明します。ICT支援員報酬は、勤務日数の実数により減額するものです。3つ空けまして、コンピュータ等使用料は、教員用校務パソコンのリース更新に伴う入札減によるものです。プール使用料は、水泳授業での6校のアクアヒル利用実績と、全11校の児童が随時利用できるアクアヒル利用券の実績によるものです。

学校教育課長（河井 悟） 同じく58頁をお願いします。小学校費、学校教育課分です。報酬は、生活支援員の報酬になりますが、実績見込みにより減額するものです。需用費は、教員が使用する教科書及び指導書ですが、実績見込みにより減額するものです。委託料につきましても実績見込みにより減額するものです。使用料及び賃借料につきましては、入札により額が確定したことにより減額するものです。扶助費の就学援助費ですが、実績見込みにより減額するものです。

教育総務課長（室田 和範） 次の59頁中学校費、学校管理費の需用費、光熱水費は、3つの中学校の電気料等の実績により減額するものです。次の実施設計委託料は、柳井西中学校バリア

フリー改修実施設計の入札減によるものです。次の工事請負費、空調機設置工事費は、柳井中学校金工室・木工室に設置した空調機設置に係る入札減によるもの、また、施設改修工事費は、柳井中学校作法室屋根改修及び管理棟のトップライト改修工事の入札減によるものです。次の教育振興費、教育総務課分で使用料及び賃借料のコンピュータ等使用料は、校務用パソコンのリース更新に伴う入札の減によるもの、プール使用料は、水泳授業でのアクアヒル利用実績によるものです。

学校教育課長（河井 悟） 59頁にお戻りください。報酬ですが、小学校費同様、実績見込みにより減額するものです。次のページの扶助費ですが、就学援助費につきましても小学校同様、実績見込みにより減額するものでございます。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 続きまして1目社会教育総務費でございます。歳出の増減ではなく、特定財源である国の補助金を減額しているものでございます。これは、国の制度変更に伴って、部活動改革推進委員協議会委員報酬が補助対象外となったため、歳入を減額しております。次の2目の公民館費でございますが、備品購入費は伊陸公民館に電話機を、中央公民館に印刷機を購入しましたが、実績により減額しているものでございます。

教育部次長（柳井・大畠図書館長）（三浦 美雪） 続きまして、図書館費でございます。旅費の費用弁償につきましては、講演会等の講師への旅費の不用額を減額するものでございます。委託料のうち清掃業務委託料は入札減によるもの、駐車場施設管理業務委託料につきましては、業務の委託を取りやめたことにより生じた不用額を減額するものでございます。負担金補助及び交付金の図書館活性化事業補助金につきましては、実績見込みによる減額でございます。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 続きまして、サンビームやないの運営費でございます。本年度自主文化事業の一環ということで、高嶋ちさ子コンサートを開催する予定でございました。3月の実施に向けて準備を進めておりましたが、諸般の事情により予定の開催が困難となり、今年度は見送るということにいたしましたので、宣伝費用の広告料、チケット販売に係る手数料について、コンサートに係る自主文化事業委託料を減額するものです。

文化財室長（大岡 弘明） 続きまして文化財保護費でございます。報償費、旅費、飛びまして役務費につきましては、小田家の近代和風建築等総合調査の実績見込みに係る減額となっております。印刷製本費につきましては、今年度刊行予定でございました阿月克己堂の発掘調査報告書につきまして編集作業をしておりました作業員の体調不良により、今年度の印刷ができないということが分かりましたので減額しております。

学校教育課長（河井 悟） 62頁保健体育費です。保健体育総務費の学校教育課ところは、全てが実績見込みにより減額するものでございます。

学校給食センター所長（下前 真一） 続きまして給食センター運営費でございます。備品購入費でございます。食器等洗浄機を更新しましたが、その際の入札減を減額するものです。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 次の3目体育振興費のイベント実施委託料については、オリンピック関連のイベントを予定していましたが、イベントができなかったことから、減額を行うものでございます。特定財源のその他になりますが、3万1,000円を減額していますが、これは、駅伝大会の参加団体が見込みより少なかったため、実績に基づき参加料を減額したものでございます。次の体育施設費の委託料でございますが、単価入替業務委

託料と設計図書作成業務委託料は、弓道場整備事業に関するもので、弓道場の進入路設計図書作成を令和7年度に実施することになりましたので、今回減額するものでございます。最後の体育館改修工事管理業務委託料は、契約実績に基づく減額でございます。次の工事請負費の公衆便所解体工事費は、小田浜グラウンドのトイレの解体工事になりますが、入札減による減額でございます。不要施設解体工事費でございますが、弓道場整備事業に伴い、柳井商業高等学校跡地にあったセミナーハウスや部室等を弓道場整備の支障となるため解体した工事でございます。入札減により減額しているところでございます。そして、体育館改修工事費の減額につきましては、バタフライアリーナの大規模改修工事に関するものでございます。工事の途中で新たな改修が必要な箇所が見つかったほか、想定以上の経年劣化が判明したため、6月補正で増額補正をしてまいりましたけれども、最終的に工事費が確定したため、今回減額するものでございます。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金につきまして、体育館の改修費用に充てるため申請をしておりましたが、採択され、本助成金を受領する運びとなりました。これに伴って特定財源のその他に8,000万円を事業費に充当しております。次の63号になりますけれども、18節負担金補助及び交付金の体育館代替施設使用料補助金は、体育館改修に伴い他の有料施設等を利用した際の補助でございます。有料施設の利用が見込みより少なかったため、減額するものでございます。市民球場管理費の工事請負費でございますが、市民球場の外野部緩衝材、いわゆるラバーフェンスでございますけれども、この改修工事を今年度行いましたが、入札減により減額するものでございます。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見はございませんか。

委員（山本 達也） ちょっと教えてもらえますか。62号の食器洗浄機の入札減867万4,000円は、もともとはどのくらいを見込んでいましたか。

学校給食センター所長（下前 真一） 食器洗浄機でございますが、当初予算で1億657万4,000円です。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（坂ノ井 徳） お金の問題ではないですが高嶋ちさ子さんの件です。去年、自治会長で投票の最終の1時間繰上げと高嶋ちさ子さんの公演がメインの話だったですよ。1回そういう話をあちこちの自治会でしゃべってますから、継続ですか、もうなくなったのですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 高嶋ちさ子さんのコンサートにつきましては、たくさんの方から、期待があるということはお伺いしているところでございます。令和7年度につきましても、引き続き実現に向けて調整を図っているところではございます。実際どうなるかわかりませんが、前向きに検討しているところでございます。

委員（坂ノ井 徳） ありがとうございます。今回も自治会にそう言って回らないといけないね。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ほかにないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第24号中の教育委員会所管部分について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の教育委員会所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は、大きな2点目の付託調査事項について、審査を行いたいと思います。（1）学校教育等問題について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

教育部長（藤村 英明） 特にございません

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 冬になってインフルエンザが原因なのか、単なる風邪なのか、12月からこの2月ぐらいまでの間、随分、児童生徒がですね、休むケースが多くなっているのですが、教育委員会のほうではその実態をどういうふうに把握しておられますか。

学校教育課長（河井 悟） 学級閉鎖等があったときにはもちろん連絡があるのですが、毎日何人欠席という報告は上がってこないで、学校がこの日何人休んでいるという把握は正直、毎日できていない状況ではあります。

委員（篠脇 丈毅） もっぱら医療機関にお任せしているということなのかどうなのかよくわかりませんが、児童生徒の健康状態というものは、学校医に委ねてあるのか、それとも先行して教育委員会が各学校に対して、こういう予防策があるよとかそういう指示というようなことはなされないのでしょうか。

学校教育課長（河井 悟） もちろんいろいろな県からの通知もありますので、それについては各校に通知をするとともに、気になるような状況があったときには、学校に欠席状況を学級閉鎖ではなくても聞くようなことがありますので、教育委員会としてもそういうふうな把握の仕方で行っているところではあります。

教育長（西元 良治） 補足でございますが、学校で人数的にとか突発的にこういった症状が出ているという気になるような状況がありましたら、学校医ともしっかり連携しておりますので、学校から情報が上がれば、学校医のほうにも情報提供いたしますし、逆に学校医のほうからも、患者に似たような症状が多くみられるということであれば、教育委員会のほうに情報提供をいただくようになっておりますので、常に学校医とは連携をしっかり保っているところでございます。

委員（篠脇 丈毅） そのようにお願いします。私、実は、病院の前で毎朝児童の立哨指導をしているので、子どもが随分少ない時期があって、目立ったんですね。すぐ前がお医者さん、学校医さんなので、お医者さんにも聞くのですが、教育委員会のほうから、こういうケースについてはこういうふうにすべきであるとか、保護者、御家族に対して、どういうふうにやってみるのかなあということを思いましたので、敢えて申し上げましたが、今教育長がおっしゃるとおりだと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

教育長（西元 良治） ありがとうございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございますか。

委員（長友 光子） 教員の働き方の問題についてですが、なり手が少ない、そして、教育に穴があくという状態が深刻化していますが、柳井市では担任がいないということはないということ、でも、病休や産休代替が見つからないことがあるということをお聞きしましたが、4月からの教員配置の体制は、どうなっているかお伺いしたいと思います。

学校教育課長（河井 悟） 4月の配置については、今進んでいるところではありますが、穴というか、不測事態には今なっておりませんので、順調に進んでおります。ただ非常勤講師、つまり、担任以外の講師も学校にはいますので、その非常勤講師がまだわずかに足りなかったりする学校もありますので、それについては今、全力で人を探しているところではあります。常勤で働いていただく教員について不足している状況にはなっておりません。

委員（長友 光子） ありがとうございます。もう1つ聞きたいことがあるのですが、教員の残業の実態についてお伺いしたいと思います。小中学校の教員が一体どれだけ残業しているのか統計がありますでしょうか。以前お伺いしたとき、80時間以上の残業の教員もいるということを伺いましたが、全体にどれぐらいの残業時間をしているかというのが知りたいのですが。把握しておられますか。

学校教育課長（河井 悟） 調査をかけて把握はもちろんしているのですが、本日手持ち資料がございませんので、すみませんが今ちょっとお答えすることができないのですが。

委員（長友 光子） 分かりました。

副委員長（岡本 泰行） お知らせするというところでよろしいですか。

委員（長友 光子） はい。お願いします。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございますか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでございましたら、以上で、(1)学校教育等問題についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いいたします。

生涯学習・スポーツ推進課長（有道 茂一） 阿月公民館、阿月出張所完成記念式典についての件でございます。旧阿月小学校跡地に今年度を建設しておりました阿月公民館、阿月出張所が無事に完成し、その記念としまして完成記念式典を開催いたします。本施設は昭和48年度に建設された現阿月公民館出張所の後継施設として、地域の皆様の交流や学びの場となることを目的に整備したものでございます。式典につきましては、令和7年3月23日、日曜10時より開催いたします。当日は10時からテープカット、その後に記念式典となり、式典が終わった後にアトラクションとして、地元から阿月神明太鼓、阿月神明踊りが披露される予定でございます。また、完成記念として餅まきも予定しているところでございます。総務文教厚生常任委員の皆様におきましては、御案内をお送りさせていただいております。駐車場は、来賓用として新公民館駐車場を用意しておりますので、お車でお越しの際はそちらを御利用いただきたいと思います。また、円滑な進行のため10分前までには御来場くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、最後に、そのほかに各委員さんのほうから教育委員会の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

委員（山本 達也） まだ最終日を迎えていないので何とも言えないのですが、今の予定では、伊陸小学校の屋内運動場の解体、建設という方向ですが、それに伴って、子ども達の教育の中で屋内運動場がまずは使えないということと、その工事に伴って屋外の運動場も恐らく工事関係車両等々の資材等で規制されると思うのですが、その際、地区体育館は、伊陸の旧中学校に幸いにしてあるのですが、そちらへの体育館とか、屋外の運動場とかの使用になる場合に、スクールバスとかの提供とか、移動の手段というような話はもう出ているのですか。

教育総務課長（室田 和範） 新年度に入り、新しい先生を交えて調整をかけることになるかと思えます。カリキュラムに合わせてスクールバスで地区体育館または他の学校で授業を受けていただくように考えております。

委員（山本 達也） よろしく申し上げます。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。それではないようでしたら、以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。

それではここで、本年3月31日をもって役職定年となり、本委員会への出席が最後となります方から御挨拶を受けたいと思います。

【 三浦教育部次長、下前学校給食センター所長 挨拶 】

副委員長（岡本 泰行） ありがとうございます。

【 岡本副委員長 一言 】

副委員長（岡本 泰行） 以上をもちまして、教育委員会関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。ここで委員会を休憩いたします。11時35分から再開したいと思います。

（ 休憩 午前11時20分 ）

（ 再開 午前11時30分 ）

副委員長（岡本 泰行） それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく申し上げます」 「御着席願います」 】

副委員長（岡本 泰行） ただいまから、健康福祉部関係について審査を進めたいと思います。執行部の皆さんには大変お忙しい中、御出席くださりまして、ありがとうございます。発言の際

には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言をしてください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、付託議案等の審査を行います。議案第10号、柳井市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

こどもサポート課長（西本 龍） 本改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定地域型保育事業に関する条項に移動が生じることから、関係例規である本条例においても、対応する条項を改正するものであります。また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、市長が、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保し、特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で役割分担及び責任の所在の明確化がされており、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていると認めるときには、保育内容支援の実施に係る連携施設を確保しないことができることとするものであります。併せて、市長が、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じて、なお、その確保が著しく困難である等、一定の要件を満たすときには、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとするものであります。最後に、附則第5条の改正は、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を延長するものであります。なお、本市には、本条例に規定する特定地域型保育事業者がないことを申し添えます。私からの説明は以上です。

副委員長（岡本 泰行） ただ今の説明を受けまして、各委員さんの方から御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 課長さん申し訳ないのですが、非常に行政用語が飛び交っていて、なかなかわかりにくい法律なのですよね。わかりやすく言うとどういうことなのかって、お願いできますかね。皆さんにわかりやすく説明したらこういうことだっていうことを、柳井市にはないという前提でいいですから。

こどもサポート課長（西本 龍） 実はこの特定教育保育事業を進めるにあたっては、支援施設の運営に関して、連携施設を確保しなければいけないということが書いてあるのですが、なかなか見つかりにくいという現状がありますので、まずは、連携協力者を自分で確保した上で、それぞれ役割分担、責任所在を明確化し、連携協力者との業務がきちんとできるようになれば、連携施設を置かなくていいですよということが書いてあります。ちなみに、連携施設は保育園で、連携協力者というのは家庭、児童、小規模保育型事業所等です。以上です。

委員（篠脇 丈毅） はい、わかりました。ありがとうございました。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。これよ

り議案第10号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は全員異議なく可決と決しました。次に議案第11号、柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いします。

こどもサポート課長（西本 龍） 本改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、条例の一部を改正するものであります。まず、栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士の免許を取得することが可能となったことから、栄養士の配置等を求めている部分につき、管理栄養士を追加するものであります。また、同基準の一部改正により、市長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保し、家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間で役割分担及び責任の所在の明確化がされており、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていると認めるときには、保育内容支援の実施に係る連携施設を確保しないことができることとするものであります。あわせて、市長が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じて、なおその確保が著しく困難である等、一定の要件を満たすときには、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとするものであります。最後に、附則第3条の改正は、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を延長するものであります。なお、本市には、本条例に規定する家庭的保育事業者等がないことを申し添えます。私からの説明は以上です。

副委員長（岡本 泰行） ただ今の説明を受けまして、委員さんの方から御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 今の説明で簡単に言うと、こういう施設に栄養士を置かなければいけない規定があったが、置かないことができる特例を設けたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

こどもサポート課長（西本 龍） 栄養士については、栄養士も置くのですが、それに管理栄養士を加えたと、その要件を加えたということでございます。

健康福祉部長（日浦 隆雄） 管理栄養士を今回文言として加えたということですが、そもそも、栄養士法の改正までは、管理栄養士の国家資格を取得するためには、栄養士の資格を取得していなければならなかったという、そういう前提がございました。それが今回の栄養士法の改正で、一定の要件、研修所に通われた方は、栄養士の資格は取っていないけれども管理栄養士の資格をいきなり取れるようになったということで、文言として条文に管理栄養士を規定したということでございます。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第11号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、全員異議なく可決と決しました。次は分割付託となっております議案第18号、令和7年度柳井市一般会計予算についてでございます。昨年までの予算審査は、執行部からの説明を詳しくしていただいていたことから、説明をお聞きする時間が長くなっておりました。この度は、特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要といたしたいと思えます。それでは、予算説明書の順を追って細節に係る歳入につきましては、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、細節に合わせて説明をお願いいたします。

社会福祉課長（山本 直邦） 予算の概略について御説明申し上げます。新規のものや大きな増減があったものを中心に説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。予算説明書103号をお願いいたします。1目の社会福祉総務費でございます。

高齢者支援課長（藤井 裕久） それでは104号をお願いいたします。社会福祉総務費の中で、高齢者支援課の所管は黒島会館や旧喜楽荘跡地のふれあい広場維持管理の経費であり、概ね例年どおりの予算を計上しております。このうち、ふれあい広場につきまして、立木が成長し、電線や石垣に影響を与えていることから、枝打ちや伐採を実施する経費を12節、立木伐採等業務委託料で新たに計上しております。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に105号をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の一番上、各種大会等負担金につきましては、令和7年度柳井市において山口県総合社会福祉大会開催に伴う運営費の負担金を予算計上するものでございます。次に、中ほどの社協職員雇用費補助金でございます。社協職員の給料等の人件費を補助するものですが、昇給等により約250万円の増額となっております。その他は、概ね例年どおりの予算となっております。続きまして106号から107号にかけて2目身体障害者福祉費、3目知的障害者福祉費、4目精神障害者福祉費については、概ね前年と同様の予算ですので省略させていただきます。続きまして107号からの5目障害福祉費についてです。108号をお願いします。12節委託料の上から5番目、新たに金魚ちょうちん作製委託料を計上しております。これは手話が言語であることを知っていただくことを目的とし、9月23日の手話言語の国際デーにあわせて世界ろう連盟が呼びかけるブルーライトアップに賛同し、令和6年度から町並み資料館のブルーライトアップを行い、しらかべの町並みなどに青い金魚ちょうちん300個を点灯するもので、来年度以降も実施の予定でございます。下段、18節負担金補助及び交付金の一番下の介護給付費でございます。これまでの需要の経緯などにより約2,600万円の増額をしております。次に109号、中段の19節扶助費、一番下の障害児通所等委託費でございます。新たに視覚障害のある児童1名を下関市の児童養護施設へ措置し、放課後等デイサービスを利用するための予算を計上しております。

高齢者支援課（藤井 裕久） 続きまして110頁をお願いします。8目老人福祉費になります。概ね例年どおりの予算を計上しております。主なものを御説明いたします。111頁、12節をお願いいたします。委託料の中段、平郡デイサービス運営委託料につきましては、利用者の減少傾向を見込み、委託料を増額しております。その3つ下、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託料及び在宅介護実態調査等業務委託料は、令和9年度から始まる第10期介護保険事業計画策定に向け、アンケートの作成、実施、集計業務を委託する費用を計上しております。112頁をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金でございます。中段、老人クラブ活動育成事業補助金（単位老人クラブ）は、本年度の老人クラブ助成金から、その下の（老人クラブ連合会）は、本年度の老人クラブ連合会助成金から補助金の名称を変更しております。単位老人クラブ数の増加、職員人件費の上昇を見込み計上をしております。下段の訪問介護サービス供給基盤整備事業助成金につきましては、人件費の上昇を加味し、単価を30分当たり600円から825円に引き上げ計上しております。19節扶助費の老人施設委託費につきましては、今年度の実績に基づき、措置者数の増加を見込み、増額で計上しております。下段の高齢者公共交通機関利用助成費につきましては、高齢者おでかけサポート事業に係る助成費となります。今年度実績として、75歳人口に対し交付率が非課税世帯で35.07%、課税世帯で23.01%、利用率は71.92%程度になる見込みでございますから、令和7年度につきましては交付率を非課税世帯36%、課税世帯25%、利用率を71%で見込み計上しております。次に113頁をお願いいたします。27節繰出金のうち、介護保険事業特別会計繰出金は市が負担すべき金額を計上しております。9目大畠総合センター運営費では、指定管理者の大畠地区社会福祉協議会への施設管理の費用を計上しております。人件費、光熱水費の上昇により、12節管理運営委託料を増額して計上しております。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に、同じく113頁の10目人権啓発費でございます。概ね例年どおりの予算となっております。

西福祉センター館長（廣中 美幸） 続きまして114頁から116頁、11目西福祉センター運営費でございます。116頁、14節工事請負費は、令和6年度に電気設備の引き込み用高圧ケーブル、屋内キュービクル、分電盤改修の実施設計を行い、新年度では低濃度PCB処理を含む高圧受変電設備等改修の工事費を新規で計上しています。これに関係して、115頁中ほど12節委託料に産業廃棄物処理、単価入替業務及び工事監理業務を計上しております。116頁、17節備品購入費は、パソコン1台、ガスコンロ4台他が老朽化のため、安全面から買い替えが必要となり、その費用を計上しています。その他については、ほぼ例年どおりの予算計上となっております。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に116頁から117頁にかけての12目厚生諸費でございます。こちらは概ね例年どおりの予算となっております。同じく117頁の13目低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費でございます。国の低所得者支援及び定額減税を補足する給付金事業でございます。令和6年度に定額減税を十分に受けられない方々への給付として、定額減税補足給付金を支給しましたが、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付に不足が生じた方などに対し、給付を行うものでございます。118頁をお願いします。一番下の18節負担金補助及び交付金につきましては、調整給付約4,300人と見込み計上し

ております。なお、本事業は10分の10の交付金活用事業でございます。なお、給付の時期については8月上旬からを予定しております。

こどもサポート課長（西本 龍）　　続きまして119頁を御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。1節報酬の放課後児童支援員報酬については、令和6年人事院勧告に伴う児童クラブ支援員等の報酬引上げに加え、これまで若葉保育園に委託して実施してまいりました児童クラブを、来年度からは、市が直接運営することに伴い、支援員等の総数を増やすことから、令和6年度当初予算と比べ、約1,280万円の増額計上となります。次に、120頁を御覧ください。12節委託料の中段でございます私立保育所委託料については、昨年9月から実施しております保育料の無償化により低年齢児の入所が増加していることに加え、令和6年人事院勧告に伴う公定価格の増額改定を踏まえ、約8,530万円の増額計上となります。下から3番目の児童クラブ事業委託料については、先ほども申しましたとおり、来年度からは、若葉保育園で行う児童クラブを市が直接運営することから、約820万円の減額計上となります。次に121頁を御覧ください。13節使用料及び賃借料の一番下でございます児童クラブ保育室借上料についても、若葉保育園で行う児童クラブを市が直接運営することによるもので、若葉保育園の保育室等を借り受けることから、若葉保育園側にお支払いするものであります。14節工事請負費については、新庄幸南にある新庄南児童遊園のフェンスを改修するものであります。18節負担金補助及び交付金の上から3番目でございます施設型給付費負担金については、幼稚園への入園児童数が減少していることから、約1,380万円の減額計上となります。それでは122頁を御覧ください。上から2番目でございます民間保育サービス施設利用者保育料助成金については、今年度の利用実績と来年度の利用希望を踏まえ、約180万円の減額計上となります。次に、下から2番目でございます保育環境改善等事業補助金については、インクルーシブ遊具を整備されていない市内の私立保育園が2園ございますので、その整備に対する補助金として記載の額を計上し、約310万円の減額計上となります。次に、一番下でございます、こどもまんなか保育士独自加配事業補助金については、市内の私立保育園が3歳未満児クラスに国基準を上回る保育士を配置する場合に補助するものであります。続きまして、同じく122頁、下段からは2目児童措置費でございます。123頁の19節扶助費の一番上でございます児童手当については、昨年12月支給分から高校生年代までが支給対象となる等、制度が拡充されましたので、約1億2,350万円の増額計上となります。次に、上から3番目でございます乳幼児医療費（県制度）については、児童数の減少から約120万円の減額計上となります。次に、一番下でございます乳幼児・子ども医療費（市制度）については、これまでの利用実績から約160万円の増額計上となります。続きまして、同じく123頁の中段からは、3目母子福祉費でございます。それでは、1頁めくっていただきまして、124頁の18節負担金補助及び交付金の一番下でございます母子家庭等自立支援給付金については、近年、利用者が減少傾向にあることから、約100万円の減額計上となります。続きまして、同じく124頁の中段でございます4目家庭児童相談室費、126頁でございます5目柳井南保育所費については、例年と同様の予算計上ですので、省略させていただきます。続きまして130頁を御覧ください。6目大島保育所費の17節備品購入費の一番下にある音響機器購入費については、音声途切れる等、音響機材の不具合が生じていることか

ら、更新するものでございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に131号、3項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。本目は、概ね昨年と同様の予算で、大きな変更がありませんので省略させていただきます。同じく131号、2目扶助費ですが、133号の中ほど19節扶助費をお願いいたします。生活保護世帯については、令和5年度までは新規申請の増加が見られましたが、令和6年度は若干死亡等により減少に転じた後は、一定の推移で経過しております。実績などから約9,000万円の減額をしておりますが、今後も推移を注視しながら対応してまいります。次に134号をお願いいたします。4項災害救助費、1目災害救助費ですが、本目において社会福祉課で所管する費目については大きな変更がありませんので省略をさせていただきます。

副委員長（岡本 泰行） すみません。時間がちょっと経過しておりますので、お諮りいたしますが、ここで休憩をして午後から再開としてよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議がないようでございますので、ここで休憩をし、午後1時から再開いたします。

（ 休憩 午後0時2分 ）

（ 再開 午後0時52分 ）

副委員長（岡本 泰行） それでは皆様おそろいになりましたので、休憩を閉じて委員会を再開いたします。説明が途中でしたので、続きからお願いします。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 135号からの保健衛生総務費についてでございます。136号の一番下の周産期医療提供体制支援事業費補助金は、市内の公的病院である周東総合病院に対して、産科医等の負担軽減を図るため柳井医療圏内の1市4町が財政的支援をすることにより、産科医師等確保を支援し、働きやすい職場環境を確保できるよう補助しています。今回、柳井保健医療圏の1市4町での協議を経て市町の対象経費の補助率を、これまでの2分の1から10分の10に引き上げ、周東総合病院へ支援・補助するための経費を計上しています。続きまして137号からの保健対策費です。138号をお願いいたします。委託料の下から3つ目の個別予防接種委託料は、令和7年4月から带状疱疹ワクチンが定期予防接種となることから増額し、経費を計上しています。定期接種の対象者は65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者が対象となります。65歳以上の方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として5歳年齢ごと、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳が対象となります。139号の備品購入費の冷凍冷蔵庫購入費は、保健センターで実施する調理実習等で使用していた冷凍冷蔵庫が購入から34年が経過し、老朽化のため更新するための経費を計上しています。続きまして、母子保健費でございます。令和7年4月からこども家庭センターをこどもサポート課内に設置し、児童福祉と母子保健業務を一体的に行うこととなります。場所を市役所3階の教育委員会事務局後に移転し業務を行います。このことにより母子保健費は、個別予防接種委託料の定期予防接種、子どもの接種に係るもの

を含めて令和7年4月からこどもサポート課で執行することとなります。報償費の1つ目の母子保健教育報償費は、新たに乳幼児発達相談会を年6回実施することとし、臨床心理士の出務に係る経費を増額し計上しています。140の委託料でございます。上から3つ目の産後ケア委託料は、医療機関に委託をして宿泊や通所による母子ケアや授乳指導、育児相談を行っていますが、新たに助産師が自宅を訪問してサポートを行う訪問による支援が行えるよう所要額を計上しています。下から2番目の母子手帳アプリ保守委託料は、現在使用している電子母子手帳アプリの機能を拡張し、妊娠届のオンライン化と相談予約等のオンライン化をするための経費を計上しています。141の負担金補助及び交付金の下から4つ目の出産・子育て応援給付金と、その下の妊婦のための支援給付金については関連がありますので一緒に説明させていただきます。子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年4月から施行されることに伴い、出産・子育て応援給付金が妊婦のための支援給付金に変わります。妊婦のための支援給付は、妊娠の届出時に保健師による面談を受けた妊婦に5万円を、その後、出産した方のうち保健師と面談をした方に妊娠していた子どもの人数1人につき5万円を支給するための経費を計上しています。なお、経過措置として令和7年3月末までに妊娠届出時に保健師による面談を受けた妊婦には、出産・子育て応援給付金の出産応援給付金として5万円を支給するための経費を計上しています。下から2つ目の妊産婦アクセス支援事業補助金は、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、施設までの移動にかかる交通費及び出産までの間、施設の近くで待機するための宿泊費の助成を行うための経費を計上しています。142をお願いします。保健センター運営費でございます。143の負担金補助及び交付金の下水道受益者負担金は、保健センターから出る生活排水は合併処理槽により処理していますが、現在センター周辺で行っている下水道整備事業が令和7年3月31日に供用開始となることから、公共下水への接続をするための負担金として経費を計上しています。なお、公共下水への切替工事については令和8年度以降で実施できるよう検討してまいります。148をお願いします。応急診療所運営費については、概ね例年どおりの予算となっております。最後に150からの平郡診療所運営費でございます。152の備品購入費の医療機器購入費は、平郡診療所と西出張診療所に患者の血圧、呼吸回数、酸素飽和度、心電図をモニターにてリアルタイムに測定できるバイタルセンサーと、採血した血液中の固体や液体成分を分離させるための卓上遠心機をそれぞれ購入するための経費を計上しています。以上で補足説明を終わります。

副委員長（岡本 泰行） ただ今の説明を受けまして、各委員さんから、御質疑、御意見等ございましたらお願いします。

委員（山本 達也） 105。18節の負担金補助及び交付金の中ほどかな。柳井市民生委員児童委員活動費交付金。直接この活動費、云々かんぬんではないのですが、先日頂戴した福祉の概要を見てみると、3地区で選考中とありましたよね。これは、要するに決まってないということなのでしょうけれども、欠員地区はどのようになっているのですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 今、柳井市に107名、民生委員がおりまして、欠員が3名でございます。ただ、予算上の交付金といたしましては、県には107名ということで、今、候補者を選定中ということでございますので、107名分を申請させていただいているところでござ

います。以上です。

委員（山本 達也） そちらの意向はいいのですが、私がちょっと危惧するのが、民生委員さん、児童委員さんというのは、ずっと見てきているのですが、やはり地域住民立場からすると、生活や福祉全般に関する相談とか、常にされておられるのですが、その辺のあたりで、支援を必要とする住民と行政、また専門機関等を繋ぐパイプ役であるというふうに認識しているのですが、市としてですね、この欠員の地区ですよ、今おっしゃった、これの対応をどのようにされているのかと。予算配分はいいのです。それは県に107名分で、もう申請されているということですから。ならば一刻も早く、これを補充していかなくてはいけないのかなと。本来の業務として。

社会福祉課長（山本 直邦） 委員おっしゃるように、民生委員が1人欠けると、その地区の方々の福祉の相談であったり、そういったところの負担が多くなるということは考えられます。今は平郡、余田、大島の地区の中で民生委員さんの会長を中心にですね、フォローをしていただくというのが実態でございます。山本委員おっしゃるように、私ども候補者の選定については、自治会長や地区の社協会長などを通じて、いろいろ選考しておるところでございますが、常識的に誰もがなれるものではございません。守秘義務等もございまして。そういったところも考慮いたしまして、できる限り、今年の11月までが今の任期でございまして、改選が12月になります。その際には、できる限り、候補者を選定できればと考えております。以上です。

委員（山本 達也） 重ねて申し上げて申し訳ないのですが、一時前までは、定年が60歳、その後年金暮らしとか、という形で選択肢がたくさんあったと思うのです。今そういった面からしても、定年が65歳とか、それからまた、それ以降も働いていらっしゃるというような状況で、なかなか、人材的に見つけ難いかもしれませんが、そうは言っても、そういった民生委員さんの支援を待っていらっしゃる方の身になると、早く見つけてあげて欲しいなというふうに思います。1つよろしくをお願いします。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（篠脇 丈毅） 平郡診療所のお医者さんのことについてお尋ねをさせていただきます。議案第4号とも関連するのですが、今の平郡の診療所のお医者さんの勤務形態は週2日、一泊で東西をしておられるというふうに捉えておりますが、周東総合病院に勤務される先生をお願いをしているということですよ。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 平郡診療所のドクターにつきましては、山口県から、いわゆる自治医科大学卒業のお医者様を周東総合病院に派遣をしていただきまして、周東総合病院から平郡診療所の診療日に合わせて、診察、診療を行っていただいているという状況でございます。令和6年度につきましては2名で、それぞれ週を交互に診察をしていただいております。令和7年度からにつきましては、2名が1名へと変わり、診療を行うことにはなりますけれども、これまでどおり1泊2日により、水曜日を平郡東診療所、木曜日を西出張診療所で診察をするというところでございます。

委員（篠脇 丈毅） ちょっと特異なケースになると思うのですが、医療職給料表の適用については、そのお医者さんは柳井市の職員として発令をされているのですか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 市の職員という身分ではございません。周東総合

病院の医師ということになります。

委員（篠脇 丈毅） 週に2日ほど、このたび1名になられるということなのですが、週2日のペースで雇用というか、周東総合病院に勤務される時間を割愛して行っていたということになると、業務委託じゃないかなというふうに私は感じるのですが、職員給料の支給はどういうふうな形でとらえたらいいのですか。

健康福祉部長（日浦 隆雄） 平郡診療所の医師、篠脇委員がおっしゃるのは議案第4号のおっしゃいました職員給与のことだろうと思います。職員給与には一般職と医療職が別表で規定しておりますが、先ほど課長が申し上げましたように、医療者給料表適用の医師は今、柳井市にはいらっしゃいません。山口県から周東総合病院に派遣をいただいた医師と、山口県と柳井市との協定によって、その周東総合病院に来られた医師を週2日、1泊2日で平郡に派遣をいただくという形でございまして、医療職給料表の適用はございません。以上です。

委員（篠脇 丈毅） ということになると、この予算の立て方なのですが、限りなく業務委託に近いと僕は思うのですね。身分を、職員の身分を、医療職であろうが一般職であろうが、任を保有しない人に給料を払うという予算上の措置はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 医師の経費につきましては、152頁を御覧いただければと思いますけれども、負担金補助及び交付金の一番下にあります医師派遣負担金が医師の人件費に係るもの、及び事務費等が含まれており、周東総合病院に支払いをしているというところでございます。

委員（篠脇 丈毅） ちょっと私が勘違いしていました。お医者さんの分は負担金補助でいいのですね。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） はい。

委員（篠脇 丈毅） 給料は、関係職員の給料ということですね。大変失礼しました。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（田中 晴美） 妊娠出産において、応援支援の給付金というのが、先ほど5万円と5万円と言われて、それが現状で10万円ということでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 妊娠届出時に、妊婦に対して5万円。そしてその後、出産後に子どもの数にお1人当たり5万円ということでございます。これにつきましては、今おこなっております、応援寄付金と全く同じ内容になっております。

委員（田中 晴美） その応援給付金に関して、周辺地域で比べたことありますか。

健康福祉部長（健康増進課長）（上田 隆弘） こちらは国の制度を受けて実施しておりますので、金額等については基本同額でございます。ただ、自治体等によってはプラスアルファとして支給、または現金でない形での支給というところもあるようには聞いております。

委員（田中 晴美） 葬祭扶助というのは、金額はいくらでしょうか。生活保護費のいろいろな中の、葬祭に関しては・・・。

副委員長（岡本 泰行） ページ数をお願いできますか。

委員（田中 晴美） ページ数は分かりません。

社会福祉課長補佐（西本 佳孝） 葬祭扶助でございますが、本市においては、18万8,100円以内となっております

委員(田中 晴美) これは生活保護を受けておられる方だけに、葬祭費用として10万でしょうか。

社会福祉課長補佐(西本 佳孝) 葬祭の執行者が生活保護を受給されている方というふうに御理解いただきたいと思います。

委員(田中 晴美) それともう一つ。もしそれが外国人であったときにはどうなるのでしょうか。

社会福祉課長補佐(西本 佳孝) 生活保護を受けていらっしゃるかどうかで判断されます。外国人の方も同じ扱いになります。

副委員長(岡本 泰行) 他にございませんか。

委員(篠脇 丈毅) 121号の児童クラブ保育室借上料ですが、先ほどの説明の中では、若葉保育園がされていた事業を市の直営にするというふうなお話がありましたが、市の直営というのは、若葉保育園の施設を借りてやる事業について、市が雇用した保育士で運営するのか、市が直営ということであれば、2つの市立の保育所もありますよね。そういうことが考えられるのですが、若葉保育園さんが今までされていた事業を、市の直営というのはちょっと、どうも、説明が難しいなあと思うのですが、その辺をちょっとわかりやすく教えてください。

こどもサポート課(西本 龍) 今まで若葉保育園でやっていただいていた児童クラブですが、今まで事業委託ということで行っていたのですが、その委託料の中で児童クラブの支援員を若葉保育園で探して、そこで運営をするということをやっていたのですが、児童クラブの支援員になるためには、教職員の免許を持っているか、保育士の免許を持っているか、社会福祉士の資格持っているか、もう一つ、その業務を2,000時間以上勤務しているという条件があるのですが、そういった人を探すことが、保育園のほうでは難しいということで、若葉保育園ではこの事業を受けかねるというお話を頂戴しましたので、この場所をお借りして、今までそこで、実際、柳北小学校の児童を預かっており、児童も馴染みがあるということから、そのままそこを使わせていただき、市で雇用した支援員を保育園に派遣して、保育園で、児童クラブをこれからも同じ場所で実施をしていくということでございます。

委員(篠脇 丈毅) 同じ施設の中で、若葉保育園さんが雇用される人と、市が雇用される方が混在するというのでしょうか。

こどもサポート課(西本 龍) おっしゃるとおりでございます。

委員(篠脇 丈毅) わかりました。

委員(平井 保彦) 今回の件で、余田保育園もそうなのではないかと思いますが、なかなか難しいという話を聞くのですが、今後こういうことが広がってくるようなことがあるのでしょうか。

こどもサポート課(西本 龍) 今のところそのような御相談はございません。

副委員長(岡本 泰行) 他にございませんか。

委員(長友 光子) 148号について質問します。休日夜間応急診療所運営協議会委員報酬など3件にわたってありますが、この年末年始に孫が帰ってきて発熱をして、休日夜間応急診療所に連絡をしたが、もういっばいで受け入れられない。徳山中央病院に行ってくれというふうな対応だったということで、大変困られたのですが、今回の予算では昨年並みというふうにおっしゃいましたけれども、またそういう事態は予想されるのではないかと思うのですが、その対応ができるような予算なのかお伺いします。

健康福祉部次長(健康増進課長)(上田 隆弘) 休日夜間応急診療所の年末年始にかけましての受

診状況等につきましては、前回の委員会で御説明させていただいたとおりでございます。年末年始等におきまして、今回はインフルエンザでございましたけれども、今後、同じような状況となったときに、どのような対応かというようなことだろうと思うのですけれども、私どもといたしましても、県、国、この柳井医療圏の感染者の推移については、状況を把握しながら、今も行っているところでございます。今後も特に発熱の状況につきましては、そういった状況を注視しながら、柳井医師会とも御相談をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えております。休日夜間応急診療所の運営協議会委員報酬につきましては、これは年に1回、運営協議会を開いておりますので、その執務に係る報酬等でございます。経費的にはこの予算の中で、看護師、事務員につきましてはその報酬の中で、経費を計上させていただいておりますし、医師、薬剤師等の経費にかかりましても、委託料の医療業務等委託料の中で委託料として計上させていただいております。この予算で対応できるように対応をしていきたいと考えております。通常であれば、年末年始は医師は1人でございますけれども、まん延時期は年に何回かありますので、その時期でそういった対応等が必要となりましたら、医師会とも相談して対応させていただこうと思っております。その上で不足が見込まれるというような状況になりましたら、御相談をさせていただきまして、新たな増額等もお願いすることを検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員（長友 光子） ぜひ、臨機応変に対応してください。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（山本 達也） 112条の19節の最下段。扶助費の高齢者公共交通機関利用助成費。この制度は、市民の75歳以上の在宅高齢者。これ、大変喜んでいらっしゃるのによく聞きます。1回につき、いくらの補助でしょうか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 高齢者公共交通機関利用費助成費、高齢者のお出かけサポートということでございます。タクシー、バス、平郡島のへぐりについて助成しております。補助の上限につきましては、現在、タクシーについては1回当たり1,000円でございます。

委員（山本 達也） 問い合わせがあったのはその件ですから。白濁の柳東方面の方なのですが、周東総合病院に行っても、それでは金額が足りず、どうにかならないですかね、というような問い合わせがあったので、できればというお話です。それ以上は言いません。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（山本 達也） 121条の、先ほどありましたが、13節の使用料及び賃借料の自動体外式除細動器リース料、これはAEDのことですよね。これはどこに何台ぐらい設置されているのか、教えてもらえたらと思います。

こどもサポート課（西本 龍） 台数は4台でございまして、配備先は柳井児童クラブ、柳東児童クラブ、新庄児童クラブ、そして大島児童クラブの4台分を来年度計上しております。

委員（山本 達也） そうすると、例えば伊陸児童クラブだと、伊陸公民館にはAEDがあるのですが、そういう施設に置いてあるのはそこを利用するという認識なのでしょう。

こどもサポート課長（西本 龍） おっしゃるとおりでございます。

委員（山本 達也） そうなるとまたちょっと聞いてみたいのですが、救命講習会等、どれぐらいの頻度で実施されているのですか。

こどもサポート課長（西本 龍） 救命講習会につきましては正直申し上げますと、ここ数年実施をしておりませんでした。そのために、令和6年度におきまして10月21日に文化福社会館で、久しぶりに実施したところでございます。参加者は25人でございます。

委員（山本 達也） そうだと思います。それは先ほど、4か所について、主にやられたと思うのですが、それで呼びかけられたと思うのですが、伊陸児童クラブの担当されている方たちというのは、聞いてみたら、講習を受けてらっしゃらないという声のほうが大きいのですが。というのは、いくらあっても、やはり設置しているだけでは私はだめだと思うのです。私も毎年のように実は会社の方で受けているのです。東の消防署から来られて受けるのですが、皆さんでやるから、講習会の時にはできるのですが、本当に1人、2人になった時に、これ使えるかということを考えたらですね、今ガイダンスがあるのですが、全部言ってくれるのですが、でも、それは少人数の場合でしたらなかなか、私はできるものではないと思うのですよね。これは、児童クラブを見ていると、私は伊陸ですから、伊陸児童クラブのことを申しますが、お使いになれる方というのは保護者の方、特に伊陸であれば祖父母の方が多いのです。そうすると、子どもたちだけではなくて、誰がどこでどうなるかというのは非常に危惧されるのではないかなというふうに思うのです。だからその施設にあるからっていうだけで、安易に設置してあるというふうな感覚であってはならないのではないかなと同時に、もう1つ、くどいようですが、お願いするのは、直営であろうが、委託先であろうが、その施設に設置してあるが、なんだろうが、そういうことをもっと心がけていただければありがたいというふうに思います。どうしても感想が言いたければどうぞ。

こどもサポート課長（西本 龍） 山本委員のおっしゃるとおりでございまして、委託先については令和6年度に行いました講習会では声をかけておりませんでした。直営の児童クラブを対象とした講習会でございまして、そこは私の配慮不足だったなというふうに感じます。今後につきましては、委託先につきましても、しっかりと声をかけて、また今回受けた25人、受けてない人も、職員もおりますので、定期的にそういった講習会を実施したいというふうに考えています。ありがとうございました。

委員（山本 達也） 年度替わりもありますが、これ命に関わることなので、異動があっても知らない顔しないように、きちっと、伝達してくださいね。よろしくお願いします。特に今回卒業される方、ここで一生懸命答弁されているけども、その辺責任を持ってください。お願いします。

健康福祉部長（日浦 隆雄） ありがとうございます。ちゃんと伝えておきます。

副委員長（岡本 泰行） 他にございせんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは委員外議員さんから御質疑はございせんか。

委員外議員（藤沢 宏司） ページがちょっとよくわからないのですが、带状疱疹のワクチンがありあましたよね。65歳以上。そのあと70歳から5歳おきで95歳ぐらいまで言われましたが、65歳になったら、これからずっと65歳が対象年齢で带状疱疹のワクチンを打っていくということなのでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 65歳以上の方がこの带状疱疹ワクチンの対象となります。経過措置が設けられておりまして、1度に65歳以上の方が受けられると、ワクチ

ン量の限りもあることをごさいますので、5歳刻みで、その年に65、70になられる方に対して健康増進課から予診票を送付させていただきまして、接種をしていただくようになります。次の年は、新たに65歳、70歳になられる方が対象となるというところをごさいます。5年間これを継続しますと、それまでの間の方、65歳以上の方は概ね終わるという状況をごさいます。

委員外議員（藤沢 宏司） はい、わかりました。あともう1件。136号の一番下の周産期医療提供体制支援事業費補助金について、これは産婦人科の関係でしたよね。今更聞くとまずいかどうか、ちょっとわからないですけど、産科医の先生を迎えるために周東総合病院に補助を出しているものですよね。そこがちょっと、よくわからないのですが、そのお金をそういうふうに援助しないと周東総合病院では、どう言ったらいいのでしょうか、その先生に充てる費用がないということなのでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 小児科、周産期を支える医師となりますと、やはり小児科医師、産科医師、産婦人科医師というものになります。現在、周東総合病院では小児科の常勤医師が不在で、臨時と言いますか、そちらのドクターが対応していただいています。産婦人科につきましては常勤医師が2人、非常勤医師が1人という状況をごさいます。この両科におきましては、診療報酬上もなかなか損益が上がりにくいというところもごさいます。そういった中で、医師の確保自体も今難しい中で、そういったところを含めまして、周東総合病院に医師の給料分ということで支援をさせていただいているという状況をごさいます。

委員外議員（藤沢 宏司） この補助を受けている先生は他の先生より給料が高いということでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 給与につきましては周東総合病院の給与費で算定されます。年齢等で当然金額が変わってきますので、それに当てはめられた金額を、制度上は1,800万円を上限としておりますので、その範囲の中で支援をさせていただいているという状況をごさいます。

委員外議員（藤沢 宏司） もう1件。その1,800万円の上限をどうやって決めたかっていうのもちょっとあるのですが、その時その時で、その年その年で、お医者さんの経験等で違うのかもしれませんが、それって逆に言うたら、向こうからこう言われてきて、協議をして決めるのでしょうか。それとも一方的にこう言われて決めるのか。それと1,800万円が上限と言われましたけど、1,800万円って今度上がる可能性もあるし、下がるのはないのだろうと思うのですが、その辺の決め方ってどうされているのでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） まず、この上限額の設定につきましては、小児科、産科の医師の確保の中で周東総合病院と議論・協議をさせていただいたというところをごさいます。そういったところで、医師を確保するに当たりましては人件費という部分が大きなウェイトを占めているというところをごさいます。それにつきましては、先ほど申しましたように、周東総合病院と給与の規定に基づいて出されているわけをごさいます。上限額をいくりに設定しようかというところで、他の自治体等を確認しましたが、なかなかございませんで、関東のほうであった金額を参考に用いたのですが、関東、いわゆる都会に近いところというのは、医師が充足されているので、低くてもいいのですが、やはり山口県、特に医師が少数地区で、な

かなか確保するについても人件費はその金額では追いつかないということもございまして、その1,800万円については周東総合病院と協議した上での金額設定というところでございます。

委員外議員（藤沢 宏司） いや、まだ答えが出てないのですが、毎年毎年はどういうふうにするのですか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） その辺りにつきましては、もともとの設定自体が20代後半から30代の方を対象としています。というのがここは、山口大学附属病院の医局からの派遣医師となることから、比較的若いお医者様がこられる可能性が高いということもありますので、今そういった設定をしております。ただ今後、山口大学等から周東総合病院に派遣される先生方の状況等に応じて、もし、見直しをしなければならないということになるようであれば、そこはまた引き続き周東総合病院とも協議をしていきたいというふうに考えております。

委員外議員（藤沢 宏司） すみません。答えになっていません。私が聞きたいのは、見積等を出したら、向こうが計算してこうやって出してこられるのか。それに対して、その出てきたものが正しいかどうかというのはどうやって判断するのか、その辺を聞きたいのです。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） すみませんでした。まずは、年度当初に申請書を出していただきます。そこで、実際に派遣されるお医者様の給与を人件費等に係る給与、社会保険等の、いわゆる事業者が負担する経費等、それを併せて出していただきます。それで一応補助額を決定するという形になります。ですから年度末には、この実績報告という形になりますので、実際どの程度、給与であるとか、事業所が負担される給与費等についても出していただいた上で支給をしているという状況でございます。

委員外議員（藤沢 宏司） 年度末に、実績報告が出てきますよね。もし、計画していたよりたくさん出さなければいけない時もありますし、逆に言うたら、これは実質の実働が低くてもいいということになれば、その補助金が上下することがあるということですか。最終的に精算することがあるということでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 先ほど申しましたように、上限額を設けていますので、一定数を越えたところについては、補助しませんが、1,800万円を下回る部分についてはその実績額がベースとなります。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員外議員（平岡 実千男） 152針の備品購入費で、バイタルセンサーがあったかと思うのですが、それは遠隔医療と関係があるのでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） こちらについては、遠隔医療、いわゆるオンライン診療等については関係ございません。

副委員長（岡本 泰行） ただ必要になったからってということでしょうか。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） そうですね。バイタルセンサーについては新たに購入するものでございますが、卓上遠心機につきましては、今使用しているものがかなり老朽化しておりますので、今回これを更新するというものでございます。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので以上で質疑を終わります。これより議案第18号中の健康福祉部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号中の健康福祉部所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。次は議案第21号、令和7年度柳井介護保険事業特別会計予算について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 令和7年度介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。予算説明書の311号をお願いします。介護保険事業勘定でございますが、歳入の主なものについて御説明いたします。1款保険料ですが、第1号被保険者の保険料は、令和6年度から令和8年度の基準額を月額5,100円、所得段階区分を13段階としております。次に312号をお願いします。3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金につきましては後程御説明いたします歳出額に基づき、金額を算定しております。316号の7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、歳出の保険給付費、地域支援事業費における市の法定負担分を計上しております。317号になります。3項、1目介護給付費準備基金繰入金でございます。柳井市介護給付費準備基金からの取り崩しを行うもので、令和7年度の保険給付費、地域支援事業費の財源である、介護保険料の不足分を補うために必要な金額を計上しております。続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。320号をお願いします。1項総務管理費、1目一般管理費は、主に人件費と事務的経費を計上しております。昨年に比べ約310万円の減額となっておりますが、本年度計上しておりました電算システム改修費の減額が主な要因となります。322号の2目認定調査費につきましては、認定調査の件数は減少してはおりませんが、委託の件数が減少していることを踏まえ、委託料を減額するとともに、認定調査を行う会計年度任用職員の勤務条件を見直し、報酬を増額としております。324号から330号までの2款、保険給付費につきましては、介護保険関係法令などで定められておりますサービス類型ごとに項及び目を設け、計上しております。保険給付費は要介護1から要介護5までの給付である介護サービス給付と、要支援1と要支援2の給付である介護予防サービス給付に分類されます。324号、1項介護サービス等諸費の増額につきましては325号になります施設介護サービス給付費、こちらの増額が主なものとなります。2款の保険給付費全体では、今年度の保険給付費の実績見込みを勘案し、今年度と比べ2,695万3,000円を増額としております。次に331号をお願いします。3款地域支援事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防ケアマネジメント業務や介護計画業務の委託が困難になっていることを踏まえ、332号の介護予防ケア事務マネジメント委託料を減額するとともに、業務執行のため、新たに会計年度任用職員を1名任用し、公用車1台を購入いたします。また332号、18節下段の介護予防・生活支援サービス事業補助金は、要支援者や総合事業の対象者を中心に、体操や運動などを行う地域住民主体のボランティア団体への補助金で、こちらは新設となります。次に334号をお願いします。2目包括的支援事業費は、地域包括支援センター職員の産休育休代替となる会計年度任用職員1名の任用費用を計

上しております。336万円をお願いいたします。3目任意事業費、12節委託料の地域見守型配食サービスでは、食材費などの高騰を踏まえ、1食当たりの単価を50円増額しております。以上により、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ38億4,804万9,000円となり、本年度より3,245万8,000円の増額となります。続きまして介護サービス事業勘定ですが、344万円をお願いいたします。歳入に介護予防サービス計画費収入を計上しております。次に345万円、こちらは歳出になりますが、地域包括支援センターが行う要支援1、2と認定された方の介護予防サービス計画作成、給付管理等のケアマネジメント業務に要する経費を計上しております。介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,139万3,000円となっております。以上で補足説明を終わります。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員様の方から御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんから御意見はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。これより議案第21号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は全員異議なく可決と決しました。

それでは1時間経過しましたので、10分間休憩いたします。

（ 休憩 午後1時55分 ）

（ 再開 午後2時4分 ）

副委員長（岡本 泰行） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。次に分割付託となっております、議案第24号、令和6年度柳井市一般会計補正予算（第7号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 歳入の33万円の総務費、総務管理費の一般管理費におけます財源内訳の国庫支出金について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、総務課の庁舎改修工事といたしまして、市役所3階の教育委員会事務局移転後の空きスペースに、こどもサポート課を移転し、個人のプライバシーに配慮した複数の相談室を整備するための工事が行われたところでございます。今回、改修工事の中でこどもサポート課の事務スペース、家庭児童相談のための相談室、やなでこ相談のための相談室、及び授乳室兼おむつ交換室の整備にかかる工事費が、子ども・子育て支援事業交付金の補助対象経費となり、交付決定をいただいたところでございます。そこで、歳入といたしまして20万円でございますけれども、衛生費、国庫補助金の子ども・子育て支援事業交付金として補助対象経費の3分の2と、そして2

2分の1の衛生費、県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金として6分の1を計上しております。なお、国県補助金の合計額につきましては、庁舎改修工事費に充当されるものでございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 続いて補正予算書の同じく歳出でございます、39分をお願いいたします。39分、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。負担金補助及び交付金につきまして、総合福祉センター施設整備に係る補助金について、工事費の入札減による減額でございます。次に5目障害福祉費でございます。19節扶助費の重度心身障害者医療費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

高齢者支援課（藤井 裕久） 8目老人福祉費でございます。7節報償費では、敬老会行事、敬老会行事関連行事、長寿祝い金及び記念品などの支出額の確定、並びにねりんピック出場者の確定により減額するものでございます。40分をお願いいたします。12節委託料におきまして、敬老会事業委託料は実績の確定、緊急通報体制整備事業委託料は、実績見込みにより減額するものでございます。17節備品購入費は、平郡デイサービスセンターの介護入浴装置購入費の確定により減額するものでございます。18節負担金補助及び交付金の訪問介護サービス供給基盤整備事業助成金は、実績見込みにより減額するものでございます。続きまして19節の扶助費ですが、老人ホームへの保護措置に係る、老人施設委託料につきまして、実績値の見込みから記載の額を減額するものでございます。その下の高齢者公共交通機関利用助成費は、高齢者おでかけサポート事業に係る助成費となります。申請者数を2,190人、利用率を75%と見込み予算を計上しておりましたが、申請者数が2,080人、利用率が72%程度となる見込みであることから、記載の額を減額するものでございます。27節介護保険事業会計繰出金は、介護保険事業の保険事業勘定における、総務費、保険給付費の補正に伴い、市の負担分の繰出金を減額するものでございます。続きまして、9目大畠総合センター運営事業費につきましては、大畠総合センター南面の外壁補修工事費、こちらが確定したことによる減額でございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に41分、11目西福祉センター運営費、12節委託料につきまして、受変電設備他改修実施設計委託料の入札減による減額でございます。続いて13目低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費について、こちらも決算見込みによる減額でございます。3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金までの各節については、事業完了による減額でございます。

こどもサポート課長（西本 龍） 続きまして42分を御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。1節報酬の放課後児童支援員報酬につきましては、児童クラブの開所時間の延長に伴い、支援員等の報酬を例年よりも多めに計上しておりましたが、午後7時までの保育を希望される保護者が予想よりも少なかったことから減額するものであります。次に、12節委託料の障害児保育委託料（軽度及び重度）につきましては、障害のある児童の入所が予想よりも少なかったことから減額するものであります。その下の私立保育所委託料については、令和6年人事院勧告に伴う公定価格の上昇率が、予想ほど高くなかったことから減額するものであります。延長保育促進事業委託料、児童クラブ事業委託料、一時預かり事業委託料については、実績見込みに基づき減額するものであります。次に18節、負担金補助及び交付金

の施設型給付費負担金については、今年度から市内の幼稚園が1園となったことから、その1園に入所を希望する児童が集中すると予想しておりましたが、そこまで入所希望がなかったことから減額するものであります。また、市内の私立保育園がインクルーシブ遊具を整備した際に補助する保育環境改善等事業補助金については、5園での整備を予想しておりましたが、3園での整備となったことから減額するものであります。その下のこどもまんなか保育士独自加配事業補助金については、3歳未満児クラスに国基準を上回って保育士を配置した私立保育園が少なかったことから減額するものであります。続きまして43ページの2目児童措置費を御覧ください。12節委託料の児童手当の制度改正に係る電算システム改修委託料については、実績見込みに基づき減額するものであります。次に19節扶助費については、いずれも実績見込みに基づき減額するものでございます。続きまして、同じく43ページの3目母子福祉費を御覧ください。18節負担金補助及び交付金の母子家庭等自立支援給付金については、実績見込みに基づき減額するものでございます。次に19節扶助費の母子生活支援施設措置費については、1月以降に利用申請があったときに対応することができるだけの予算を残して減額するものでございます。続きまして、同じく43ページの5目柳井南保育所を御覧ください。1節報酬については、業務をしっかりと見直し、会計年度任用職員の任用を最小限にとどめることができたことから減額するものであります。次に2節給料については、職員1人を新規に採用し、フルタイムの会計年度任用職員を任用しなかったことから減額するものであります。それでは44ページを御覧ください。17節備品購入費については、購入実績に基づき減額するものであります。続きまして、同じく44ページの6目大島保育所費、17節備品購入費については、購入実績に基づき減額するものであります。

社会福祉課長（山本 直邦） 続きまして45ページ、3項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費につきましては、医療扶助の決算見込みによる減額でございます。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） それでは、同じページの保健衛生費の保健対策費でございます。委託料では、個別予防接種委託料の実績見込みにより減額を行うものでございます。続きまして、母子保健費の報酬の管理栄養士報酬（会計）及び旅費の費用弁償（会計）につきましては、会計年度任用職員の管理栄養士1人を任用し、子どもの栄養相談を行う計画でしたが、管理栄養士の応募がなかったため減額をするものでございます。なお、事業に関しましては、職員の管理栄養士等で個別の栄養相談の中で、妊産婦への面接時に、食生活チェックを実施したところでございます。その下の保健センター運営費でございます。需用費の光熱水費は、電気代の実績見込みにより減額を行うものでございます。修繕料につきましては、事務所エアコン及び消毒室用エアコンの更新を行い、契約実績に伴い減額を行うものでございます。次の46ページの委託料でございますけれども、こちらは産業廃棄物処理委託料についてでございます。保健センターの中の高圧受電設備のコンデンサーに、低濃度PCBが含まれている可能性があることから、含有分析調査を行いました。調査の結果、低濃度PCBが含まれていないことが判明いたしましたので減額をするものでございます。同じページの応急診療所運営費でございます。需用費の医薬材料費につきましては、12月下旬からインフルエンザが大流行したことに伴い、インフルエンザ患者への治療薬や発熱等の患者へ処方するための薬の購入が必要となったことから、増額をお願いするものでございます。以上で補足説明を終わ

ります。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようございますので、以上で質疑を終わります。これより議案第24号中の健康福祉部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の健康福祉部所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は議案第26号、令和6年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

高齢者支援課（藤井 裕久） それでは介護保険事業特別会計について説明いたします。補正予算書の83頁をお願いします。まず歳入でございますが、介護給付費等の実績見込みにより、その財源となります3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金について所要の補正を行うものでございます。続きまして歳出ですが、88頁をお願いします。1款総務費、1目一般管理費につきましては、介護保険法の改正に伴う電算システム改修委託料を実績により減額するものでございます。その下の2款保険給付費及び90頁の3款地域支援事業費でございますが、それぞれ実績見込みにより記載の金額を補正するものでございます。続きまして92頁をお願いします。介護サービス事業勘定でございます。歳入につきましては、介護予防サービス計画費収入の実績見込みにより増額するものでございます。93頁をお願いします。歳出につきましては、介護予防サービス計画作成委託料を実績見込みにより減額し、27節介護保険事業勘定繰出金を増額するものでございます。これに伴い、87頁の保険事業勘定、歳入について2項介護サービス事業勘定繰入金を増額しております。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようございますので、委員外議員さんから御質疑ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようございますので以上で質疑を終わります。これより議案第26号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は全員異議なく可決と決しました。次は、大きな2点目の付託調査事項について審査を行いたいと思います。（2）の市

民生活に関わる社会福祉について、執行部から報告事項等ございましたら、御説明をお願いします。

健康福祉部次長（健康増進課長）（上田 隆弘） 健康増進課から、令和6年度の新型コロナウイルスワクチン及びインフルエンザワクチンの接種状況について説明させていただきます。お手元のタブレット端末の資料番号01番をお願いします。新型コロナウイルスワクチン及びインフルエンザワクチンの接種期間は昨年の10月1日から本年の2月末までとなっており、今回は接種期間の終期の2月28日までの接種状況について説明させていただきます。最初に新型コロナウイルスワクチンの接種状況ですが、資料の表のとおり60歳から64歳の接種者は1人、65歳以上の高齢者は2,297人、接種率は19.6%となりました。年齢別接種状況は、右のグラフのとおりで、70歳代が最も高く、続いて80歳代、90歳代となっており、前回報告時と同じ傾向となっています。続きまして、裏面のインフルエンザワクチンの接種状況です。60歳から64歳の接種者は5人、65歳以上の高齢者の接種者は6,041人、接種率は51.4%となりました。年代別接種状況は、右のグラフのとおりで、70歳代が最も高く、続いて80歳代、65歳から69歳となっており、こちらも前回報告時と同じ傾向となっています。新型コロナウイルスワクチンの接種は、インフルエンザと比べても、約38%と少ない状況です。以上です。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの報告を受けまして、各委員さんの方から御質疑、御意見等ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、報告事項等以外でこの調査事項に関しまして、何か御発言等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、以上で（2）市民生活に関わる社会福祉についての協議、審査を終わらせていただきます。続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等ございましたら御説明をお願いします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 介護保険事業特別会計保険事業勘定について、予備費の充用を行いましたので御報告いたします。介護給付費の剰余分を管理するため設けております、介護給付費準備基金につきましては、定期預金で運用しております。介護給付費準備基金は、令和6年5月29日に定期預金へ預け入れましたが、預金金利の引上げにより、9月20日に預け替えを行いました。この度、預金金利が再度の引上げとなったことから、3月7日に預け替えを実施いたしました。今回の預け替えによる受取利息34万3,285円は、一旦介護保険事業特別会計の保険事業勘定で収入し、介護給付費準備基金へ積み立てるため、基金利子積立金から支出します。この基金利子積立金には、今回の受取利息を計上していないことから、予算が不足しましたので、予備費34万3千円を充用いたしました。高齢者支援課からの報告は以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの報告を受けまして、各委員さんの方から何か御意見、御質

疑等ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでしたら、最後に、その他に各委員さんから健康福祉部の所管に関わる事項について、何か発言等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、以上でその他の事項について終わらせていただきます。

それではここで、本年3月31日をもちまして役職定年となり本委員会への出席が最後となります方から御挨拶を受けたいと思います。

【 日浦健康福祉部長 上田健康福祉部次長 挨拶 】

副委員長（岡本 泰行） ありがとうございます。

【 岡本副委員長 一言 】

副委員長（岡本 泰行） 以上をもちまして、健康福祉部関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、執行部の皆さんには大変お疲れ様でございました。次は3月18日火曜日、午前9時から委員会を開催しますので、定刻までに御参集をお願いします。火曜日には机上審査終了後に令和7年度の管外視察について協議をしますので、視察項目等、持ち寄っていただければと思います。委員及び委員外議員の皆様は、管内視察として教育委員会事務所にまいりますので、15分後に市役所東玄関に御集合ください。

（ 休憩 午後2時34分 ）

（ 管内視察 午後2時50分 ）

【 教育委員会事務所 視察 】

副委員長（岡本 泰行） 各委員の皆様には、慎重なる御審査をいただきまして、誠にありがとうございます。これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

（ 閉会 午後3時10分 ）

（ 令和7年3月18日（火）開会 午前9時00分 ）

副委員長（岡本 泰行） 定刻がまいりましたので、委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

副委員長（岡本 泰行） まず初めに、本日は、岩田委員長より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告を申し上げておきます。従いまして、これより委員会条例第16条第1項の規定により副委員長の岡本が委員長の職務を行います。

す。

ただいまから、先週に引き続き、総務文教厚生常任委員会を開会いたします。

各委員の皆さん、執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださりまして誠にありがとうございます。また、本日の会議に2名の委員外議員さんより出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

本日の審査は、最初に総合政策部、次に市民部、最後に総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局を一括で行いたいと思います。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、委員外議員につきましては、執行部からの説明、報告に対してのみ、質疑が可能であり、また、執行部に対して要望はできない申し合わせになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総合政策部関係について付託議案等の審査を行います。議案第16号、辺地に係る総合整備計画の変更について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

政策企画課長（上田 芳枝） 補足説明を申し上げます。議案書の52頁をお願いします。本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項に基づき、平郡東辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。平郡東地区が法令等で定める辺地の要件に該当するため平郡東辺地について、令和4年度から5か年を計画期間として総合整備計画を策定しております。この度は、平郡簡易水道事業の平郡東浄水場膜処理施設の昇圧ポンプ2台及びろ過水ポンプ2台の更新を行うため、平郡東辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものです。併せて、平郡診療所医療機器等更新、導入事業において計画期間内に導入する医療機器の更新等を実施したことに伴い全体事業費を更新しております。この総合整備計画に基づいて、辺地の公共的施設の整備を行う場合、財政運営上有利となる辺地対策事業債を財源とすることが可能となります。総合整備計画の変更につきましては、あらかじめ県知事と協議することとされており、本年1月31日付け文書で協議を行い、同年2月5日付けで県知事から異存無い旨の回答をいただいているところです。今後、議会の議決の日をもって、計画変更日とすることから、議会の議決がいただけましたら直ちにこれを公表するとともに、総務大臣宛に提出するなど、財政上の支援措置が受けられるよう手続を進めてまいります。補足説明は、以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 飲用水供給施設ですが、これは今度事業主体が広域水道になりますが、広域水道が事業主体になっても、この柳井市が定めた辺地債計画に事業が掲載されていれば、辺地債の対象になるということなのか。それからもう1点は、事業費がかなり大きくなりますが、あそこの膜処理施設を全部更新されようとするのか、この2点についてお伺いします。

政策企画課長（上田 芳枝） まず1点目、辺地債の対象経費については、市や一部事務組合が実施する事業について、市が負担する場合の経費が該当するため、本事業は一部事務組合である

柳井地域広域水道事業団が主体となって実施し、市の負担部分、企業団への出資金について地債を活用する予定としております。2点目は・・

委員（篠脇 丈毅） あそこに膜処理施設があります。私、見たことあるのですが、あまり大きな施設ではないですけど、中身はすごい膜処理施設がやっであるのですが、これがもう経年劣化で新しく更新しなければいけないのかどうかということをお尋ねしているのです。

総合政策部長（宮本 太郎） 恐れ入ります。工事の詳細の内容につきまして、私もちょっと承知してない部分があるのですが、更新作業ということになりますので、言ってみれば総取替と言いますか、そういう形になるのではないかと考えております。

委員（篠脇 丈毅） 分かりました。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第16号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっております、議案第18号、令和7年度柳井市一般会計予算についてでございます。昨年までの予算審査では、執行部からの説明を詳しくしていただいていたことから説明をお聞きする時間が長くなっておりました。この度は、特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要といたしたいと思っております。委員の皆様には、御質疑、御意見等を活発にいただき、十分な審査をしていただきますようお願いいたします。それでは、予算説明書の順を追って、歳出に係る歳入につきましては、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出にあわせて説明をお願いいたします。

政策企画課長（上田 芳枝） まず政策企画課から予算の補足説明をいたします。予算説明書の72頁をお願いします。広報広聴費となります。主なものから御説明いたします。広報広聴費ですが、71頁から始まっておりますが、政策企画課分は72頁からとなります。広報広聴費につきましては広報やないの編集、印刷やホームページの維持管理に係る経費などを計上しております。主なものについて、まず需用費は、広報やないの印刷製本費を主なものとして計上しております。委託料の番組制作委託料は、従来からケーブルテレビで放映しております市政だよりの番組制作に係るものでございます。使用料及び賃借料の2番目のホームページサービス使用料は、市ホームページの使用料、データセンター使用料、音声読上げソフトに係る費用を計上しております。次のライセンス使用料については、広報用の編集ソフト及びユニバーサルフォントのライセンス使用料となります。電気自動車リース料については、令和4年度に広

報取材用として電気自動車を導入しておりますので、そのリース料となります。広報広聴費については以上となります。次にページが飛びまして75頁をお願いします。7目の企画費につきましては、政策企画課と地域づくり推進課の2つの課が所管しております。最初に政策企画課所管の主なものについて説明した後、地域づくり推進課が所管する部分を説明いたします。まず報酬についてですが、政策企画課所管分として、1つ目の総合計画審議会委員報酬から4つ目の地方版総合戦略策定委員会委員報酬までを計上しております。最初の総合計画審議会委員報酬については、第2次柳井市総合計画が令和8年度までとなっていることから、第3次総合計画の策定に向け審議会を開催するために計上しております。行政改革推進委員会委員報酬については、第4次行政改革大綱の計画期間が令和2年度から令和6年度までとなっておりますので、第5次行政改革大綱及び行動計画の策定、進捗管理のための委員報酬を計上しております。次の男女共同参画協議会委員報酬は、男女共同参画基本計画の進捗状況を検証していただくための委員報酬でございます。次の地方版総合戦略策定委員会委員報酬でございますが、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を2年延長し、令和8年度までとしておりますので、進捗状況を検証していただくための委員報酬を計上しております。ページが替わりまして76頁をお願いします。旅費のうち普通旅費は、広島広域都市圏協議会の出張旅費、研修旅費は広島広域都市圏協議会の職員共同交流研修に係る旅費として、費用弁償は各委員の委員会出席に係るものでございます。需用費のうち、消耗品費は事務用品として、修繕料は、公用車の車検代等を計上しております。役務費のうち上から2番目の広告料は結婚新生活支援補助金について広く市民にお知らせするため、新聞折込広告へ掲載するためのものでございます。続いて委託料ですが、77頁を御覧ください。上から4番目にあるイベント実施委託料は、柳井地区広域行政連絡協議会で行っているマッチングイベントの経費に係るものでございます。令和7年度は柳井市と上関町で開催を予定しております。下から3番目の光ケーブル保守委託料は、地域イントラネット伝送路施設の保守点検に係るものでございます。次のデジタルデバイド対策委託料は、社会のデジタル化に伴いデジタルの恩恵を受けられる層と受けられない層の情報格差が問題となっております。中でもそうなりやすいのが高齢者となっておりますので、今年度に引き続き高齢者に対してスマートフォンの基本的な操作方法などを教える講習会等を計画しております。次の総合計画市民意識調査業務委託料については、第3次柳井市総合計画の策定に向け、前回との満足度等の変化や現行ニーズを捉えるために市民意識調査業務を委託するものとなっております。続いて使用料及び賃借料のうち上から7番目の借地料、9番目の共架料、そして一番下の地下管路等使用料は、いずれも地域イントラネットの光ケーブルを敷設する際に必要となる電柱やマンホールの使用に係る経費となっております。下から3番目のフェリー使用料については、地方創生事業として県内全市町がホームタウンとなっているサッカーチーム、レノファ山口FCの試合会場で自治体PRブースを出展するために愛媛県へ出張する際の経費となっております。負担金補助及び交付金ですが、ページが替わりまして79頁を御覧ください。上から7番目の広島広域都市圏協議会負担金は、広島広域圏内の公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、圏域内で活動する地域団体に公共交通利用経費を補助しており、その事業に係る経費を圏域内自治体が負担するものです。下から6番目の男女共同参画推進事業補助金は、女性団体連絡協議会の活動に対する補助金、ひとつ飛

びまして、起業教育研究事業助成金は、柳井地区広域圏1市4町で行われる起業家育成の取組に対する補助金となります。次の結婚新生活支援補助金は令和5年度から実施しておりますが、新婚世帯に対する経済的支援として、住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用等について補助するものです。対象世帯は夫婦ともに39歳以下で、かつ、世帯所得が500万未満となっております。政策企画課所管の企画費は以上となります。

地域づくり推進課長（守田 訓） 続きまして企画費、地域づくり推進課所管分について御説明申し上げます。お戻りいただきまして、75分をお願いいたします。企画費には、主にコミュニティ活動の推進や、移住・定住の促進、市民活動センターの管理・運営、中山間地域振興における夢プランの策定や実現、国際交流、自治会維持支援等に係る経費を計上しております。それでは主なものについて御説明をさせていただきます。報酬についてですが、上から5番目の市民活動センター評価委員会委員報酬、次の段の市民活動センター相談員報酬、地域おこし協力隊員報酬、集落支援員報酬、そして、移住コーディネーター報酬が地域づくり推進課分でございます。市民活動センター評価委員会委員報酬は、委員7名分、3回の開催予定として計上しております。市民活動センター相談員報酬は、会計年度任用職員の報酬でございますが、相談員3人分の報酬を計上しております。下の段、地域おこし協力隊員報酬では平郡島における地域振興に伴う任務を主なものとして協力隊を募集し、早期着任を目指したいと考えており、その報酬を計上しております。集落支援員報酬では、現在配置しております、伊陸地区、平郡東地区、平郡西地区に加え、令和7年度に新たに新庄地区の集落支援員を配置する予定としておりますので、計4人分の報酬を計上しております。移住コーディネーター報酬では、移住コーディネーター1人分の報酬を計上しております。移住コーディネーターには、空き家バンクをはじめ、移住を検討されている方からの相談の対応等、引き続き、移住・定住に繋がる業務を行っていただくこととしております。職員手当等には、報酬で御説明いたしました市民活動センター相談員ほか9人分の会計年度任用職員の期末勤勉手当を計上しております。76分をお願いします。共済費には、集落支援員と地域おこし協力隊員、移住コーディネーターの一般共済組合負担金、厚生年金保険料等を計上しております。報償費の講師謝礼は、市民活動センターが行う市民活動講座全12回と国際交流事業の日本語交流会の補助講師への謝礼でございます。コーディネーター謝礼は、日本語交流会の地域日本語教育コーディネーターへの謝礼を計上したものでございます。これは、外国人と日本人が日本語で交流する機会を確保することによりまして、市内に住む外国人が生活に必要な基礎的な日本語でのコミュニケーションを学習できる環境を整備することで、多文化共生推進に向けた相互理解の促進を図るものでございます。県事業の地域日本語教育推進事業を活用しておりまして、山口県と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。続きまして空き家登録報奨金には、空き家バンクへ空き家をご紹介いただいた自治会等の団体への謝礼2団体分を計上しております。旅費の普通旅費では、主に東京や大阪で開催される移住フェアへの参加や、中山間地域や離島の振興、地域の課題解決に向けた協議に係る平郡等への旅費を計上しております。費用弁償では地域おこし協力隊員、集落支援員の活動旅費や、市民活動講座、日本語交流会における講師の旅費、会計年度任用職員の通勤手当を計上しております。需用費の消耗品費では、移住定住の促進に向けた取組としまして、東京、大阪で開催される移住フェアへの出展や、県内の住宅展示場のイ

ベント時にブースを出展し、来場者へPRするノベルティグッズの購入費、市民活動の促進、夢プランの取組の支援等に係る事務用品等を計上しております。光熱水費はお試し住宅に係る電気・ガス・水道料でございます。修繕料では、市民活動センターの機器、平郡島集落支援員の公用車の修繕料を計上しております。続きまして役務費でございます。通信運搬費につきましては、主に、お試し住宅のWi-Fi通信、平郡東・西地区、新庄地区集落支援員の携帯電話や市民活動センターの電話使用料、郵送料を計上しております。広告料は移住・定住促進に関する広告が主なものでございます。建物保険料はお試し住宅の保険料でございます。自動車損害保険料、次ページ、77ページの自賠責保険料につきましては、現在地域づくり推進課では公用車を所有しておらず、集中管理車を予約して現場に出しております。お試し住宅を開設して以来、移住希望者への市内案内や、それに伴う準備など、地域のお世話下さる方々との現場調整等で地域に赴くことが多く、このたび、購入予算と併せてお願いすることとしておりますが、それに付帯した保険料となります。クリーニング料は、移住フェア等で使用する法被のクリーニング代を計上しております。市民活動補償保険料は、令和6年度からの新規事業で、市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう活動中のけがや賠償事故を補償の対象とする制度で市が加入する保険料でございます。市内に活動拠点を置く概ね5人以上の市民により組織された団体が、本来の職場を離れて、自主的に行う、計画的、継続的な公益活動で、無報酬で行う活動に対して補償するものでございます。続きまして委託料でございます。草刈作業委託料では、お試し住宅周辺の環境整備として、年数回の草刈作業を委託するための予算を計上しております。飛びまして自治会事務連絡委託料には、市内314自治会への委託に係る経費を計上しております。一つ飛びまして、調停訴訟委託料でございます。これは昨年4月に市民から、市民の地元自治会における本市事務連絡委託費の取扱いについての問い合わせを受け、その運用など取扱いに関する法的性質について、顧問弁護士に御相談させていただいているところでございます。この件は、後ほど報告事項において資料に基づき御説明させていただきます。続きまして、使用料及び賃借料の主なものについて、御説明申し上げます。上から3番目のテレビ受信料と、その2つ下の下水道使用料は、それぞれお試し住宅のNHK受信料とケーブルテレビ視聴料、下水道使用料でございます。飛びまして、コンピュータ等使用料は移住定住をPRするための動画編集ソフトの使用料でございます。住宅借上料につきましては、地域おこし協力隊員、平郡東西地区、新庄地区の集落支援員の住宅の家賃を計上しております。続きまして、備品購入費でございます。車両購入費についてですが、先ほど保険料の説明の際に御説明させていただきましたが、地域づくり推進課は、現在、公用車を所有しておりません。集中管理車を予約して現場に出しております。令和6年4月から地域活性化起業人さんの力も借りて、お試し住宅の開設に併せ移住定住における業務を強化し取組を図っておりますが、情報発信するための各地域への取材や、移住希望者への案内、それに伴う地域との調整等、かなり現場対応が増えております。そうしたことから、この度、公用車を購入するための予算を計上しております。続きまして、市民活動センター備品購入費でございますが、市民活動センター相談員のノートパソコン3台を入れ替えるものです。現在のノートパソコンは、令和元年の購入で6年が経過していること、また、Windows10のサポート終了が10月となっており、Windows11に入れ替えるに当たり、現在のパソコンでは、スペックが対応していない

ことが更新の主な理由でございます。上から6番目の定住フェア出展負担金は、新たなものになります。旅費と重なりますが、東京、大阪での移住フェアの出展に際する負担金でございます。その3つ下の地域活性化起業人制度負担金につきましては、令和5年10月から株式会社モノサスより社員を派遣していただいております。民間企業の専門性や外部の視点などを活用して、主にSNSによる柳井市の魅力の発信を起業人の伴走を得ながら取り組んでおりますので、引き続き予算計上をさせていただくものです。一般コミュニティ助成金は令和7年度におきましては、阿月地区と平郡西地区のコミュニティ協議会への助成を予定しております。続きまして、自治会集会所等整備補助金は、令和7年度から集会所の備品購入に係る補助も拡充したく、これは、近年の集会所の暑さ対策のほか、畳から床への改修に伴う机イスの整備等の要望に応じていくものでございます。補助限度額を8万円以内とし、補助率を2分の1ということで調整したいと考えております。飛びまして、テレワーク移住支援金でございます。東京23区に居住又は通勤している人が、移住元での業務を引き続きテレワークで行う移住世帯に対し補助するものでございます。こちらは国の制度を活用するもので、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担するものでございます。やまぐち創生テレワーク移住支援金でございます。こちらは国の制度、テレワーク支援金を補完する山口県独自の制度で、対象範囲が東京23区以外の東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に加えて、昨年の10月から広島県と福岡県も対象とした県、市それぞれ2分の1を負担するものでございます。以上でございます。

政策企画課長（上田 芳枝）　続きましてページが飛びますが、81頁を御覧ください。電算管理費の説明となります。電算管理費では、基幹系システムと情報系システムの運用管理に係る経費を計上しております。主なものを御説明します。旅費については、出先に係るパソコン設定作業、情報システム研修に係る予算を計上しています。続きまして需用費については、パソコン、プリンタ等に係る消耗品費や修繕料を計上しております。役務費のうち通信運搬費は、通常のインターネットに加え、総合行政ネットワークに係る回線使用料、Web会議用iPadの通信費などを計上しております。手数料は、データ消去証明書発行手数料として計上しております。これはクラウド機器の更新に伴いデータ消去の証明書を発行してもらうための手数料となります。委託料のうち、主なものとしまして、1番目のOA機器保守点検委託料は、高速プリンタ機器の保守業務に係るものとなります。2番目の電算業務委託料は、いくつかの事業があります。主なものとしては、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に係るシステム改修業務があります。国においては、地方行政のデジタル化を推進するため、令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、全国の自治体に対し、基幹業務20業務のシステムを国が示す標準仕様に適合したシステムへと移行することを求めています。令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行することが必要となり、この事業の費用については国から全額補助されます。その他に、本市のDXの取組として、デジタル技術を活用し、市民サービスの向上や業務の改善を図る取組として、統合型GISを導入する経費を計上しております。個別に管理している行政地図データに防災情報やインフラ情報を加え、庁内で情報共有が可能となる統合型GISを構築することにより職員の窓口事務を低減し、市民・事業者の利便性の向上を図るものです。また、集約した行政地図デ

ータを市民、事業者向けに公開することにより、更に利便性の向上を図るものです。公開を予定している情報は、避難所、道路、都市計画情報などとなります。なお、この公開型GISを導入することにより、36頁に記載しております国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象とすることができます。その他に、現在使用している内部情報系システム、これは財務会計システム、人事給与システムになりますが、この更新を令和9年度に予定していることから、次期システムをプロポーザル方式で選定するにあたり、その仕様書作成等支援業務を委託する費用を計上しております。次の電算システム改善委託料は、自治体中間サーバの接続装置機器更新業務に係る費用などを計上しております。次の電算システム保守委託料は、コンビニ交付に係る戸籍システムとの連携システムの保守経費、内部情報系システムやセキュリティ強化に係る機器などの運用保守に係る経費となります。ネットワーク機器保守点検委託料は、イントラネット機器の保守経費や、本庁及び出張所等のネットワーク機器の更新、職員の情報端末の更新に係る設定業務に係る経費でございます。ひとつ飛んで、財務会計ソフトメンテナンス委託料は、決算統計運用支援業務に対する費用となります。続いて82頁をお願いします。使用料及び賃借料となりますが、電算システム使用料は、4市1町の共同利用による自治体クラウドの基幹系システム使用料や、AI-OCRサービスなどのシステム使用料を計上しております。次のウイルス対策ソフト使用料は、基幹系端末155台分及び情報系端末約360台分のウイルス対策ソフトの更新に係るものでございます。ソフトウェア使用料については、情報系端末で必要となるマイクロソフト365のライセンスの使用に係るものでございます。備品購入費については、パソコン購入費として情報系端末を107台更新するためのもので、令和5年度から令和8年度までの4年間で約350台の端末を更新する計画でしたが、Windows10のサポートが令和7年10月に終了することから、予定を早め、令和7年度で更新作業を完了する予定としております。次の印刷機購入費は、電算室にある高速プリンタ機器を更新する費用となります。この高速プリンタ機器は税の納付書など基幹系システムの帳票を印刷するための機械となります。次のシーラー購入費及びカッター購入費については、この高速プリンタの更新に伴い、新高速プリンタに対応できるものに更新するものとなります。続いて負担金補助及び交付金です。1つ目のやまぐち情報スーパーネットワーク回線使用負担金は、県内自治体の高速情報通信基盤に係るもの、次の電子申請届出システム負担金は、2市4町で共同運用しているオンライン手続に係るものです。次の地方公共団体情報システム機構、JLISとも言われますが、これは地方公共団体が共同して運営していますので、その会費負担金や全国の地方公共団体が取り扱う個人情報システムの共同利用に係るものです。次の基幹系システム共同利用負担金は、自治体クラウドシステムの監査を含めた業務支援に係るものとなっております。次の山口県情報セキュリティクラウド運用負担金については、山口県と県内市町が共同で構築した情報セキュリティクラウドに係るものとなります。次のAI議事録作成支援システム共同利用負担金は、山口県と県内市町が共同で利用しており負担するものとなります。電算管理費については以上でございます。続いて同じページの土地利用対策費となります。こちらは、国土利用計画法に基づきます土地売買等届出書の受理や、無届土地取引の報告などの事務処理に必要な経費でございます。ほぼ全額が県補助金として歳入に計上しております。土地利用対策費は以上となります。

地域づくり推進課長（守田 訓） 続きまして、83分、中開作ふれあい文化センター費でございます。主なものを御説明いたします。委託料のうち管理委託料は、周辺12自治会で構成される中開作ふれあい文化センター運営委員会への委託料で、鍵の管理や清掃等を委託しております。続きまして柳東文化会館費でございます。会館の運営、維持管理に係る経費を計上しております。主なものとして報酬でございます。会計年度任用職員2名分の報酬を計上しております。それから役務費でございます。手数料ですが、令和7年度に本館の高圧受電設備改修を計画しております。この一部の機器はすでにPCB調査は済んでいます、機器を取り替えないと調査ができない機器が残っておりますので、新年度の改修の際、その機器の分析調査経費を計上しております。続きまして委託料の上から5つ目です。産業廃棄物処理委託料ですが、高圧受電設備にPCBを含有している機器がありますので、その収集運搬、処理業務委託料を計上しております。下の段、単価入替業務委託料です。高圧受電設備の改修工事に伴う設計に関し、単価改定は、随時変更されますので、単価入替業務を委託する経費を計上しております。下の段、工事監理業務委託料ですが、高圧受電設備改修工事に伴う工事監理を委託する経費を計上しております。続きまして工事請負費です。高圧受電設備等改修工事費ですが6年度に実施設計、7年度改修工事を計画しています。柳東文化会館では、主に高圧受電設備の改修に伴う経費について御説明させていただきました。最後の会館利用促進業務委託料でございます。施設の利用促進などに係る業務委託といたしまして、柳東地区コミュニティ協議会への委託料を計上しております。続きまして85分をお願いします。伊保庄北文化会館費と学習等供用会館費、これは3館ございますが、運営、維持管理に係る通常の経費を計上しております。

政策企画課長（上田 芳枝） 続きまして、99分をお願いします。統計調査費でございます。1目の統計調査総務費は、統計に係る事務費等の経常的経費を計上しております。続いて100分をお願いします。2目の基幹統計費です。こちらは、来年度は主に国勢調査に係る経費を計上しております。報酬は調査員及び指導員、事務補助員の報酬となります。職員手当は担当職員の時間外勤務手当、共済費は事務補助員に対するものとなります。報償費は調査員等が報告会に出席する際の報償費、旅費は調査員との事務打ち合わせのための交通費、また、会計年度任用職員の通勤手当分を計上してあります。次の101分をお願いします。役務費ですが、通信運搬費は調査書類の郵送料、手数料は国勢調査の横断幕の取付手数料となります。続いて委託料です。統計調査委託料は施設入所者の調査を施設に委託するものとなります。そのほかに、調査員に配布する地図等を作成する調査区要図等作成委託料を計上しております。使用料及び賃借料は、インターネット回答用パソコンなどのコンピュータ等使用料や、住宅地図の著作権使用料などを計上しております。基幹統計費については、その全額が県からの委託金として歳入されます。以上で議案第18号の補足説明を終わります。

副委員長（岡本 泰行） これから10時まで休憩を取りたいと思います。それから委員さんから御質疑をお願いしたいと思います。

（ 休憩 午前9時49分 ）

（ 再開 午前9時59分 ）

副委員長（岡本 泰行） お揃いになりましたので、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。
それでは、説明を受けまして各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 75分の企画費の移住コーディネーター報酬ですが、移住コーディネーターの窓口はもちろん地域づくり推進課なのでしょうけど、どこに常駐されているのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 地域づくり推進課の事務所の中に席を設けております。

委員（山本 達也） 例えば、地域づくり推進課に置かれたコーディネーターの方以外に、うちの地区には集落支援員さんがいらっしゃるから、うちのほうにお尋ねになることも多々あるので、それは便利でいいのですが、その他のところは、こういう窓口があるというのをもっと周知していかないとわからないのではないかなというふうに思うのですが、とてもいいことであるのですが、今現在、この移住コーディネーターにはどれぐらいの相談というか要件とかがあるのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 移住相談件数でございます。現在12月末時点で、306件の相談をいただいております。令和5年度の実績が141件で令和6年度の12月末時点で倍以上の相談件数を受けているところでございます。これは本課の窓口にお越しいただいた、また、電話相談があった件数プラス、東京、大阪での移住フェアといったものを足したトータルの相談ケースでございます。

委員（山本 達也） 令和5年に対し、令和6年というのは倍以上なのだから、十分に周知されているということですね。それから72分の需用費のところの印刷製本費、広報やないのということなのですが、これは発注方法はどのようにされてるのですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 発注方法としましては、入札を行っております。

委員（山本 達也） 本庁でやっている、業者ではなくて。

政策企画課長（上田 芳枝） 印刷自体は、印刷会社さんに印刷をしてもらって、入札をして業者を決めております。データ自体は庁内で職員が作っております。

委員（山本 達也） 発注ですから、業者さんの方へ発注してるのですよね。業者さんは、何者ぐらい応札されてるのですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 印刷会社で登録があるのが市内は2者となっておりますので、2者で入札を行っております。

委員（山本 達也） 2者ね。77分の13節使用料及び賃借料の下から2番目の住宅借上料、これ東西の平郡の集落支援員さんと、新庄の3名と言われましたよね。ということは、もう一人は伊陸で4名なのでしょうけども、これがこの3名で出しているということは、伊陸の方には住宅手当は払っていらっしゃるのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 出しておりません。借家をされる場合の経費として、これは市が借りるようになっておりまして、総務省からいただくその他の経費の中で支出できるようになっております。総務省のほうから集落支援制度の経費、その他の経費は200万円という上限がございます。その中で借家が運用できるようになっておりますので、市が借上げるものでございます。

委員（山本 達也） 住宅であろうが、持ち家であろうが、経費は同じほどかかるので、ちょっとその辺の公平さがどうなのかなという疑問があったのでお聞きしました。それから77頁の上、12節の委託料の下から2番目、デジタルデバインド対策委託料。これ、もう1回説明受けたいのですが、確か高齢者向けの何ですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 高齢者に対してスマートフォンなどの基本的な操作方法などを教える講習会などを実施する予定です。

委員（山本 達也） ということは、これ新しい新規の事業という考え方、今からされるのですか。

政策企画課長（上田 芳枝） デジタルデバインド対策としてのスマートフォンの講習会は、今年度もやっているのですが、来年度も引続きします。

委員（山本 達也） 分かりました。これは開催場所というのはどういうふうになっているのですか。というのがですね、何を言いたいかというと、我々のところでも伊陸地区とかではそういうこともやっていますし、あるいは地域づくり推進課のほうの援助をいただいてやっていたのですけれども、援助なしでも、全くそれ以外の今度各自治会でも、高齢者を対象に防災のことも含めてですけれども推進しているのです。それから伊陸地域においては、公式LINE募集も今しているし、結構高齢者の方がどんどん加入して、いざというときに非常に助かっているという状況、活用しているのですけれども、これは、そういうのを申し込めば、地域に来てやっていただけるのですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 毎年方法は違うのですが、業者からプロポーザルで提案していただいて、内容を吟味して方法を変えながらこれまで行っているのですが、令和6年度、今年度についてはスマホ相談会ということで、6回開催したのですが、申込制で場所としてはみどりが丘図書館に来ていただいて、御相談を受けてもらうという方法でした。また来年度については、そういったいろいろな方法を開催場所等も考えつつ、内容を検討してまいりたいと思います。

委員（山本 達也） 考えてみたいではなくてやってもらわないと困るような状況にあると思います。独居の方、非常に独居率が高いし、高齢者率も高いし、非常にやって進んでいる地域という自治会なんかは、ちょくちょく講習会をやっています。自分達で、若い人が教えながら、何か所かやっていますけれども、そのように、みどりが丘図書館、せっかくいい建物ができたからというので、そこへ集まってではなくて、やっぱり高齢者対象なら出向いていくべきだと僕は思うのですよね。だからそういう対策をとるのが、本当にやさしい対策ではないかなと思うのですけれども。これはお願いではなくて、是非ともそうしてください。でないと、ここに来なさいでは、こういう事業は進まないと思います。是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（篠脇 丈毅） あまり注目されない費目についてお話をしてみたいと思います。100頁基幹統計費。今年は5年に1回の人口センサスなのですが、課長さん、人口がだんだん減っているから国勢調査のときにしっかり頑張って、何とか落ちこぼれないようにしなきゃいけないと思うのですが、何か知恵がありますか。

政策企画課長（上田 芳枝） 人口減少対策に関しては、統計というよりは、そのほかの施策で、これまでも結婚新生活支援補助金もそうですし、地域づくり推進課で行っています人口定住の補助金とか、また子育て世代への、保育料の無償化や医療費助成の拡充等で、人口定住につな

げていけるような施策をしているところですが、統計に関しては、来年度国勢調査になりますので、そういった国勢調査への協力のPR等は十分にしていきたいと思います。

委員（篠脇 丈毅） ちょっと聞き方が悪かった。最近非常に若い方もお年を召した方も単身赴任が多いと思うのですよ。企業にお願いをして、単身赴任者の調査対象をしっかりと把握していくことが、人口センサスで何とかやれる努力かな、汗を流してもらいたい。例えば、遊技場に向いて、従業員の方をお願いをすとか、いろいろなことが考えられると思いますので、まだ時間がありますから、是非課長さん、その辺で力を発揮して1人でも多く調査対象にさせていただくようお願いをします。それからもう1点。集落支援委員で、この度平郡、それから新庄が新たに配置されるのですかね。主にどういうことを考えておられますか、仕事として。

地域づくり推進課長（守田 訓） 集落支援員の主な業務といたしましては、地域のきめ細かい点検とか、地域活動の支援、そういったものが主なものでございますが、本市におきましては、夢プランの実現というところもございまして、夢プラン実現について、県の補助金をいただいて事業を行っておりますが、そうしたことがメインの業務として行っていくこととなろうかと思っております。夢プランの事業につきましては、地域の団体の中で、緊急性の高いものとか重要なものを選択いたしまして、毎年事業を行っております。そうしたきめ細かい手の届きにくいところを集落支援員が事務局的な役割も担いながら、地域支援を行うことになると考えております。

委員（篠脇 丈毅） 出張所、公民館の元に夢プランが実行、或いは計画をされるのだらうと思うのですが、人の使い方1つだと思っております。やっぱり有効に集落支援員が生きて働くように出張所なり公民館が差配をしないと、地域の実情が分からない方がいきなり飛び込んでも、なかなか難しいような気がしますので、本庁のほうも良く、これだけの支援員の予算がついていきますので、しっかりその辺をフォローして、地域に喜ばれる支援であって欲しいなというふうに思いますが、課長さんどういふふうに考えておられますか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 篠議委員のおっしゃるとおりだと思います。集落支援員は、地元の方以外の方が今多いです。平郡のほうも移住されてきた方が2名、それから新庄地区、今回新たに雇用予定される予定の方も、移住をされてきた方ということで地域の実態の把握というのはなかなかしづらいところがあると思います。その辺は、出張所の職員と地域づくり推進課の職員、各地区に担当を置いておりますので、そちらがしっかり連携をとって、まずは地域に溶け込めるようなことを考えて、業務のほうに当たってまいりたいと思います。以上です。

委員（田中 晴美） 75分の地域おこし協力隊員の報酬について、承諾をして隊員になられたと思うのですが正直なところ、ぐちとか不満とかはないですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） この地域おこし協力隊は、令和7年度の予算でお願いするものでございまして、これが通りましたら募集をかけてまいりたいと思います。以前、吉本興業のほうから、芸人さんを住みます芸人ということで平郡島に送っていた時期がございまして、サツマイモの栽培ということで、農業のほうの従事をお手伝いしていたわけですが、やっぱり離島というところで、島で暮らす人と都会から来られたそういう芸人さんの今までの生活様式もかなりかけ離れたところもございまして、地域に受け入れられない時期というものもございまして、やっぱり芸人魂というのがあって、時間はかかりましたが最後は、地域の中で受け入れて

いただいて、無事任期を満了したという状況でございますが、我々のほうはその辺のしっかりしたサポート体制を整えて、また新たにこられる場合は、しっかり業務以外の生活支援のほうもやっていきたいと考えているところです。

委員（田中 晴美） 今、平郡西の隊員は、あと期間的にはどのぐらいあるのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 平郡西の方は集落支援員です。地域おこし協力隊とは制度が違います。集落支援員の西村さんという方は令和3年1月に着任をされました。本課の会計年度任用職員というところで、1年おきの更新ということになっております。年度更新です。

委員（田中 晴美） 分かりました。もう1つ、78歳の結婚新生活支援補助金は1組当たりどのくらいを考えておられるのですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 1人当たりの金額ということですか。

委員（田中 晴美） 金額です。

政策企画課長（上田 芳枝） 39歳以下の御夫婦が対象ですが、両者とも29歳以下の場合は60万円が上限となります。30歳から39歳までは、上限が30万円の補助となります。

委員（田中 晴美） 分かりました。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 先ほど、篠脇委員も、国勢調査の質問をされていましたが、国勢調査員を見つけるのがなかなか大変だと思うのですけれども、前回ぐらいからネットでやれるようになりましたよね。その辺をもうちょっと、どんどんネットのほうでやっていただくような宣伝というか、そういったところは考えてらっしゃるのかどうなのでしょう。

政策企画課長（上田 芳枝） もちろん前回から調査員が回ってお知らせするときもインターネットでの、各御家庭でできるということで勧めておりますので、もちろん周知も図りたいと思いますし、家でできないという方のためにはパソコンをリースしまして、庁舎の中でできるようなところも設け、前回もそうしていましたが今回もそういうふうにいたしたいと考えております。

委員（平井 保彦） 調査員の確保について不安な部分、その他は今のところは大丈夫だろうと思っておられるということでしょうか。

政策企画課長（上田 芳枝） やはり調査員の確保については年々厳しい部分はありますが、ほかの統計調査もありますので、そういった普段からされている方に加えて、自治会長集会でも調査のお願いをするとともに、調査員の確保についても、各出張所も通して依頼をして参りたいと考えております。

委員（平井 保彦） なかなか大変そうな話を聞きますのでよろしくお願ひしたいと思います。次に80歳の電算業務委託料の統合型GISの構築というお話で、一般市民も使えるようにしたいというようなお話だったかと思うのですけれども、もう一度どういったものなのか、市民はどういった形で使っていけるのか、そういったところを少しお話いただきたいと思います。

政策企画課長（上田 芳枝） 統合型GISは、都市計画課とか各業務が持っている地図情報を、まず統合するものになります。公開型は、そのうち税務課が持っているものは、一般には公開できませんが、そのほかの都市計画図だったりというものを公開することで、そこに、避難所の場所とか、ハザードマップは今載せる計画ではないのですが、将来的には道路情報、市道と

かそういうものを載せていって一般に公開、見られる状態にします。

委員（平井 保彦） だから要は今あるものを統合していくというところがまず第1のところなのですね。だから今、今見られるものは見られますよということなのでしょうね。

政策企画課長（上田 芳枝） 庁内でもそれぞれの部署が持っている地図情報をオンラインで見られる状態ではないので、まずは庁内の地図情報をまず統合して、庁舎内でも、共有できるようにしていくということと、あとは道路情報とか公開する部分は、事業者だったり、市民も今まではインターネット上ではどこの部署のものも見られてないので、都市計画図等で紙で請求されるしかなかったところを見られるようなシステムを構築するということでございます。

委員（平井 保彦） ありがとうございます。あともう1点、市民活動補償保険料というのがあったと思うのですが、これは市民活動で具体的にはどういったもの、活動中に何か傷つけてしまったとかそういった補償ということなのでしょう。

地域づくり推進課長（守田 訓） 市民活動補償料保険ですが、公益的な活動をされている団体ということで、例えば地域で河川の清掃、自治会活動の中で計画的に河川の管理をしていこうとか、それが計画書に謳ってあって、作業されて事故が起こった場合、そうしたものの、特に大きいものが、飛び石とか結構あると思いますが、石を跳ね上げて車のガラスを割った、そういったところにも対応できますし、あと、計画性がある大会として、スポーツ少年団とか地域で野球大会とかバレー大会とかやられる上において、参加者には出ませんけれども、いろいろな駐車場整備を手伝ってくれたり、お弁当の配達をしてくれたりするスタッフさんは、当然対象となるものです。ただ参加する側には、主催者がスポーツ保険をしっかりとかけていただくというような形です。

委員（平井 保彦） だから市民活動に登録していて、5名以上できちっと活動してるところが何か活動したときに、今言われた飛び跳ねた石なんかでガラスが割れたり、そういった際に補償ができるようになるということと考えておいてよろしいですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 市のほうに特別に団体登録とかいうことはなくて、事故が起こったときに、その団体の規約とか活動計画とかをお持ちいただいて申請を出していただくということになるので事前登録制ではないです。

委員（平井 保彦） だから今の市民活動とは全く関係ないということですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 市民活動センターの登録団体とは全く関係ないです。

委員（平井 保彦） 分かりました。ありがとうございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 78頁の先ほどありました結婚新生活支援補助金についてです。昨年度の実績はどれくらいあったのでしょうかお伺いします。

政策企画課長（上田 芳枝） 令和5年度の実績は、夫婦ともに29歳以下が8組、393万3,000円の補助金を支出しております。夫婦とも39歳以下、上限が30万の方は2組ありまして、52万1,000円の支出、合計で445万4,000円支出しております。なお上限に達しなかった場合は、次年度に限り継続して申請できますので、まだ上限に達してない方は今年度も請求できることとなっております。

委員（長友 光子） 来年度は1,080万円の予算ですが、どれくらいを見込んでその予算を組まれたのでしょうか。

政策企画課長（上田 芳枝） 来年度は夫婦ともに29歳以下の世帯を16件、夫婦ともに39歳以下を1件、前年度が対象だった方も含めて計上しております。

委員（長友 光子） その支援の内容が、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用、住宅取得、リフォーム、住宅賃借、引越となっておりますが、それ以外に新生活に向けての家電の購入とか、そういうのに使ったら絶対いけないということですかね。

政策企画課長（上田 芳枝） この事業は、国の補助金が2分の1出るのですが、備品等については対象となっておりますので家電は対象外となります。また、賃貸借費用の場合は、敷金や仲介手数料も対象となります。申請書に領収書を添付していただき、必ず何に使ったものかという確認をした上で支払うようになりますので、家電を対象にすることは、ないということになります。

委員（長友 光子） はい、分かりました。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 78条の18節の負担金補助及び交付金の中の自治会集会所等整備補助金、自治会集会所の備品について、制度が新しくなって、もう前からこれは要望していたので、ようやくという感じなんですけど、上限が8万の2分の1補助ですよ。これは例えば、今、我々の地域なんかは高齢化率が高いので、皆膝が痛いので腰掛にしたり、フローリングに変えたりするのですけれども、椅子にするとかということで、今頃小さい椅子があるので揃えて、それで8万円を使い、同時に熱中症対策でクーラーとかつける、用途が違えば、両方8万円ずつ出るのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 今そこはちょっと対象にしてないところですよ。エアコンと机と椅子とで30万円の購入費がかかったということでも8万円が限度額になっていきますので。

委員（山本 達也） はい、分かりました。では、時期をずらせばいいのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 実は今要綱を検討しているところで、年度を変えないといけなとか、連続性のことを言われるのだと思いますが、そのところも今から検討してみようと思います。

委員（山本 達也） 検討途中で予算上げてきたのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 要綱を今見直している最中でございます。我々が考えていたのはその年度に2件出てきても、限度額が8万円というところでお示しさせていただこうと思っておりました。

委員（山本 達也） もう1回おさらいしますけども、時期がずれた場合というのは今検討中だということの捉え方でいいのですよね。

地域づくり推進課長（守田 訓） 年度を跨ぐ場合、令和7年5月に机と椅子を買われて、令和8年4月にエアコンをつけられた場合、これは今のところ対象というふうにしておりました。ただ同じ年度、4月と10月に出了た場合ということだと思います。

委員（山本 達也） さっき言われたけど今検討中なんですよ。

地域づくり推進課長（守田 訓） そのところは考えてみようと思います。

委員（山本 達也） 分かりました。それはどっちになってもいいですよ。年度を跨いで出るのであればそれはそれでいいのですが、もう1件。こういう制度が新しくなる場合には、今までもそうですが、1年とか2年過去に遡って整備されたところは対象にしますよというのが必ずあると思うのですが、その辺はお考えですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 今、経過措置は考えてないです。

委員（山本 達也） 直近であるのですよ、それが。今年度ですが、去年ちょっと話して、それは駄目だというので、もう皆さんから徴収して設置されているところがあるのですが、それでも今から検討するというのであれば、一緒にそういう経過措置をちょっと考えてください。もうこれ以上申しません。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。それでは、委員外議員さんの方から、御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） さっき、休憩中に聞いていたのですが、敢えて話をします。75分の企画費、ほかにも入っているのですが、今度第3次の総合計画を令和9年度から始めるということで、7年度8年度で作成をされるということですが、市議会のほうでも基本構想、基本計画は議決内容になっています。それからするとスケジュール感とか含めて議会とよく話をしながらいかないと成立が難しくなるのかな。おまけに今いるメンバーは、今年改選なので新たなメンバーでということになると思います。その辺含めて、スケジュール感とかどのようにお考えなのかをお聞かせをいただければと思います。

政策企画課長（上田 芳枝） 御指摘のように議会、議員さん方と御相談しながら進めていかななくてはならないと考えておりますが、まず基本構想について議決をいただいて、前回で言うと、前年度になります令和8年度の6月議会で基本構想の議決をまずいただいて、その基本構想に基づいて基本計画を考えていかなければならないと考えておりますので、前回で言うと12月議会に出ささせていただいたわけですが、それではおそらく遅いのではないかと思いますので、スケジュール感については、御相談をして進めてまいりたいと思います。

委員外議員（藤沢 宏司） 78分のさっきから出ています結婚新生活支援事業について、これ年収が世帯で500万円と言われているのですが、確かに国の制度があるでしょうからそうなのでしょうけど、どうなんですかねえ。その所得制限があると言っていいかわかりませんが、過去にも医療費とかいろいろなことで、いろいろな都市間で所得制限を設けている、設けていなかったりしたら、設けているところから設けていないところに人がどんどん移っていったりするのですよね。今あるかどうかわかりませんが、そういう意味も含めて、この500万円の枠なんか撤廃をするというようなことを考えてもいいのではないかなと思うのですがその辺はいかがでしょうか。

政策企画課長（上田 芳枝） 先ほども申しましたがこの事業に関しては、国の補助制度、国の補助金を2分の1いただいて実施しているのですが、そこで国の要件としては所得制限があります。そういう撤廃をするとなると、全額市の費用から出さないといけなくなりますので今のところ撤廃については考えていないのと、この事業自体を導入している自治体が全自治体ではありませんので、山口県内でも、今行っている自治体が、下関市と美祢市、阿武町、田布施町、平生町と柳井市で全自治体ではありませんので、この近隣で岩国市や下松市とかもしていませ

ん。そういったところの方が引っ越してこられるということも実際にありますので、すぐさま所得制限を撤廃するということは今のところ考えておりません。

委員外議員（藤沢 宏司） 最後に84の柳東文化会館の高圧受電設備等改修工事ですけど、これやったら、おそらく停電になって休館しないといけないだろうと思うのですが、よその施設でも、取替をするので1週間ぐらい停電しないといけないから、休館しないという話も聞くんですけど、ここもそういうふうなことをされるのだろうと思うのですが、周知を良くしていただいて、早めにそういう情報を流してあげないと利用者が困られると思うんですけど、目配りといいますかその辺はどうなっているのでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） ありがとうございます。当然、工事の工程が決まった段階で、早めに回覧を通じて利用団体にお知らせをしていくことになろうと思います。早めのきめ細かい対応をしてみたいと思います。

副委員長（岡本 泰行） よろしいですか。他にございますか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第18号中の総合政策部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号中の総合政策部所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。次は、分割付託となっております議案第24号、令和6年度柳井市一般会計補正予算（第7号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

政策企画課長（上田 芳枝） 補正予算書33ををお願いします。3目広報広聴費です。17節の備品購入費で器具費としてパンフレットスタンドの購入を予定しておりましたが、代替品が見つかり執行の必要がなくなりましたので全額減額しております。続いて34ををお願いします。企画費となりますが、政策企画課と地域づくり推進課の2つの課の補正予算となっておりますので、最初に政策企画課所管分について御説明いたします。まず報酬ですが、1番目の行政改革推進委員会委員報酬と2番目の地方版総合戦略策定委員会委員報酬について、開催回数の変更により委員報酬を減額しております。続いて報償費ですが、講師謝礼は柳井ひとづくりアカデミーに係るもので実績に基づき減額をしています。その下の旅費の費用弁償については、各委員会の委員及び柳井ひとづくりアカデミー講師に対するものを実績に基づき減額しております。続いて35ををお願いします。負担金補助及び交付金の1番目の各種負担金でございますが、事業進捗に伴い執行がなかったため減額しております。

地域づくり推進課長（守田 訓） 地域づくり推進課所管分の令和6年度3月補正予算案について、御説明申し上げます。補正予算書34にお戻りください。企画費でございます。報酬の3番目、集落支援員報酬、職員手当等の会計年度任用職員期末勤勉手当につきまして、減額を行うものでございます。平郡東地区の集落支援員につきましては、昨年9月から一定期間、病気による休暇があったこと、平郡西地区集落支援員におきましては、令和3年1月の着任から平郡航路へぐりの発着に対する平郡航路西代理店職員の補助的なお手伝いをしておりましたが、4

月から正式に平郡西代理店の職員となり、代理店業務に従事することとなりましたので、その減額によるものでございます。続きまして、報償費の各種報償費でございますが、59万1,000円を減額するものでございます。地域作り推進課では、総務省の地域活性化起業人制度により株式会社モノサスと提携して、地域の魅力等をSNSで発信する取り組みを計画する中で、事業所や地域団体の方へ取材協力に係る費用を報償費として計上し、対応する予定としておりましたが、市民の皆様方の御厚意により、現在のところ110件の取材に対し、1件の報償費支払いのみということになっておりますので減額するものでございます。続きまして旅費でございます。15万4,000円のうち、費用弁償9万3,000円が本課分でございます。これは、国土交通省と公益財団法人日本離島センターが主催するアイランダーというイベントがございますが、これに参加しなかったため、その減額によるものでございます。続きまして需用費の消耗品費もアイランダー不参加によるもの、35〆役務費、通信運搬費もアイランダー不参加によるもの、それから市民活動補償保険料につきましては、入札減によるものでございます。続きまして委託料、自治会事務連絡委託料は、実績に基づいて減額するものでございます。使用料及び賃借料の諸借上料は、アイランダー不参加によるもの、下の段、会場使用料19万7,000円は、報償費の中で御説明させていただきましたが、地域の方や事業所、各種団体への取材や、交流イベントなど民間事業所を活用せず公共施設などの借用により支出が発生しませんでした。その減額によるものでございます。負担金補助及び交付金でございます。上から2番目、山口県離島振興協議会負担金、子育て世代定住促進補助金は、実績により減額するものでございます。以上です。

政策企画課長（上田 芳枝） 続きまして同じく補正予算書35〆電算管理費について御説明いたします。役務費のソフトウェア更新手数料は、職員が使用する情報端末のライセンス更新に関するもので、職員用パソコンとして新規に導入した情報端末の更新時期により、利用期間が短くなったことから、更新手数料を減額しております。委託料の電算業務委託料ですが、主なものとしては、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に係るもので、国のスケジュール変更により来年度に実施が延期されたものがあるため減額をしております。また、基幹系業務に使用している高速プリンタの更新に伴い帳票レイアウト設計変更業務を予定しておりましたが、更新を来年度に延期することにより国の標準化対応の補助対象となることから減額し、来年度予算に組直しをしています。そのほかDX推進の取組として今年度導入しました字幕表示システム及び公共施設予約サービスに関して実績により減額しております。備品購入費のパソコン購入費は、職員が通常業務で使用する情報系パソコン120台の入替を行いました。入札減による減額をしております。負担金補助及び交付金は、総合行政ネットワーク接続機器利用負担金について、これまで山口県に負担金を支払っておりましたが、令和6年度から山口県が全額負担することになり、全額不要となりましたので減額しております。続きまして8〆にお戻りください。繰越明許費補正ですが、1番目の柳井商業高等学校跡地整備事業について追加をお願いしております。繰越事業の内容でございますが、分筆測量業務、公園施設整備工事、公園施設広場工事、公園植栽工事、駐車場舗装工事等となります。繰越理由としては、複数の工事を同時に進行している関係上、他の工事との調整を行いながら事業を進めてまいりましたが、進捗に遅れがあり年度内の完了が困難となったため、翌年度へ事業費の一部繰越を行

うものでございます。なお、工事にあたりましては、来館者への安全対策を十分に講じて行ってまいります。説明は以上です。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第24号中の総合政策部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の総合政策部所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

地域づくり推進課長（守田 訓） それでは地域づくり推進課から報告事項が1件ございます。タブレット番号、地域づくり推進課02を御覧ください。昨年4月に市民から柳井市事務連絡委託費に関する問合せをいただきまして、その内容等について御報告申し上げます。本市では、柳井市事務連絡委託費交付条例及び柳井市事務連絡委託費交付条例施行規則に基づき、市内の各自治会長に対して、柳井市事務連絡委託費をお支払いしております。昨年4月に市民から市民の地元の自治会における本市事務連絡委託費の取扱いについて、お問合せをいただきました。内容といたしましては、市が支払っている事務連絡委託費が、問合せ者の自治会の予算決算書に入っていないというものでした。この各自治会に対する本市の事務連絡委託費でございますが、広報やないを始めとした市からの通達文書を毎月2回、自治会を通じて各戸に配布、回覧するなどについて、その対価として条例に基づき自治会長等に支払っております。現状ではその支払い先が自治会長個人名義の口座と自治会組織名義の口座のものがあり、各自治会によって異なっているため、その取扱いに対して疑義が生じているものでございます。本市における事務連絡委託費の取扱は、例年2月頃に各自治会に自治会長就任届を送付し、次年度の自治会長や世帯数、班数、事務連絡委託費の振込先情報を記載して提出してもらい、地域づくり推進課において、条例及び施行規則に基づき記載があった振込先に委託費を振込み、お支払いしている状況でございます。しかしながら、その振込先の多くが、先ほど申しました自治会長個人名義の口座となっていることから、顧問弁護士とも取扱いに関する法的性質について御相談させていただいているところでございます。顧問弁護士からは、この事務連絡委託費は条例上、自治会ではなく自治会長等に対して支払われるものであり、契約の主体は自治会長と個人でも問題はありませんが、条例の文言上、あくまでも事務連絡委託費とされていることから、自治会長個人の報奨金的性質と解することは困難であるということでもございました。こうしたことから

事務連絡委託費は、自治会長と個人に支払われる報償金といった性質のものではなく、自治会組織に委託する事務連絡委託費として支払うものであり、そのことを明確にするため、制度を見直す必要があると判断いたしました。したがって、令和7年度当初の自治会長集会において、市としての対応方針を説明するとともに、個別対応を通じて丁寧に説明し、一定の合意形成を図ってまいりたいと考えております。その後、対応方針に沿って条例上において、自治会長等の表現を自治会等に改めるなど所要の条例改正をお願いし、運用上も振込先を自治会名義の口座とするなど令和8年度から統一的な取扱として運用してまいりたいと存じます。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

委員（平井 保彦） 自治会の通帳に入れば、そのあと自治会の会則か何かで、自治会長にこれだけ配分するという形で、それを出すのはいいということですよ、多分。先ほど税の話が出てきたのですが、それで受け取った場合に確定申告なりをしなくてはいけなくなるのでしょうか。

地域づくり推進課長（守田 訓） 一旦、自治会の口座に入って、個人との区分経理がしっかりとれると思います。それから今度自治会の皆さんのお話し合いの中で、その委託料が自治会長さんに出された場合につきましても、やっぱり、自治会長さんが消耗品なり印刷費なり通信費を使われると思います。そうしたことは、合意のもとに委託料を受けられますので、そのあとの所得の配分につきましては、自治会長さんの御判断になると思います。

委員（平井 保彦） ありがとうございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 今度自治会の口座に入れるとなると自治会の口座を作らないといけないうすよね。今ある人も個人の名前になっているので。現実的に通帳は作れるのですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） そこは、今からお願いをしていかなければならないと思っておりますし、今、団体の口座を作る場合は、規約の提出を求められると思います。その辺も、我々は雛形をしっかりと用意をいたしまして、口座を持ってない自治会もかなりあると思いますので、そうしたところの支援も検討しているところでございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら最後に、その他に各委員さんのほうから、総合政策部の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。

それではここで、本年3月31日をもって役職定年となり、本委員会への出席が最後となります方から御挨拶を受けたいと思います。

【 宮本総合政策部長 挨拶 】

副委員長（岡本 泰行） ありがとうございます。

【 岡本副委員長 一言 】

副委員長（岡本 泰行） 以上をもちまして、総合政策部関係を終わらせていただきます。各委員の皆さん、執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。

ここで、11時25分まで委員会を休憩いたします。

（ 休憩 午前11時11分 ）

（ 再開 午前11時24分 ）

副委員長（岡本 泰行） それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく申し上げます」 「御着席願います」 】

副委員長（岡本 泰行） ただ今から、市民部関係について、審査を始めます。執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださいます、誠にありがとうございます。発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくをお願いいたします。それでは、付託議案等の審査を行います。まず、分割付託となっております議案第18号、令和7年度柳井市一般会計予算についてでございます。昨年までの予算審査では、執行部からの説明を詳しくいただいていたことから、説明をお聞きする時間が長くなっておりました。この度は、特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要にしたいと思います。それでは予算説明書の順を追って、市税歳入以外の、歳出に係る歳入につきましても、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出にあわせて説明をお願いいたします。

税務課長（磯部 理子） では、市税歳入について御説明いたします。予算説明書17頁をお願いいたします。1項市民税につきましては、山口県の経済動向の統計分析などをもとに、昨今の景気の動向、年度末までの市税の調定見込みなどを踏まえて計上いたしました。1目個人市民税につきましては、令和6年度税制改正により実施された個人住民税の定額減税が終了したことなど、主な要因といたしまして、前年度より均等割、所得割ともに増額で計上しております。続きまして、2目法人市民税につきましては、インフレや世界情勢の不安定さの影響が想定されますが、山口県内企業において、企業の業績が緩やかな回復基調にあり、増益が見込まれることから、均等割、法人税割ともに増額で計上してございます。続きまして、2項固定資産税でございます。1目の固定資産税です。土地につきましては、地価下落は徐々に収束しつつありますが、地域全体では、まだ若干の減少が見込まれるため、減額で計上してございます。家屋につきましては、令和7年度は評価替えの年ではないことから、新增築や減失などの家屋異動分を考慮して、増額で計上しております。償却資産につきましては、大規模償却資産の状況を考慮し、減額で計上しております。固定資産全体では、若干の増額で計上してございます。18頁をお願いいたします。2目の国有資産等所在市町村交付金は、国、県からの通知を基に計上してございます。続きまして3項の軽自動車税でございます。1目環境性能割につきましては、例年並みに買い替えが進むと見込まれることと、令和6年度の実績額を考慮し、増額で計上しております。2目種別割につきましては、登録台数の減少はあるものの、旧税率区分の

車両について、標準税率区分車両への買い替えが例年同様に進むと見込まれることから、微増で計上してございます。19万円をお願いいたします。4項市税たばこ税でございます。若年層のたばこ離れや健康志向により、たばこの消費量が減少しており、また税負担の低い加熱式たばこが普及していることから、減額で計上しております。20万円をお願いいたします。6項都市計画税は、土地、家屋ともに、先ほどの固定資産税と同様の考え方で試算し、増額で計上しております。最後に、15万円にお戻りください。表の一番上でございます。以上の結果、市税収入全体は、前年対比で増額を見込んでおります。主な要因といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、定額減税の終了による、個人住民税の増収や、法人市民税の増収見込みによるものでございます。以上で、市税歳入の説明を終わります。

市民生活課長（藤森 斉） 次に歳出について、予算説明書71万円をお願いいたします。3目広報広聴費、7節報償費ですが、毎月1回、第2水曜日に開催している弁護士による無料法律相談事業にかかる経費を計上しています。

税務課長（礪部 理子） 続きまして、予算説明書87万円をお願いいたします。1目税務総務費は、職員の人件費、会計年度任用職員の報酬・通勤の旅費などの人的経費と協議会等への負担金を計上してございます。前年と大きな変更は特にございません。下段の2目賦課徴収費でございます。賦課徴収事務に伴う物件費や委託料などの経費を計上してございます。88万円をお願いいたします。需用費につきましては、電算帳票等の印刷の増額を見込み、印刷製本費、若干の増額を計上してございます。11節役務費の手数料につきましては、コンビニエンスストアやスマホ決済アプリによる納付手数料の単価改定に伴い、増額計上してございます。12節の委託料につきましては、主なものについて御説明いたします。2行目の不動産鑑定評価業務委託料につきましては、毎年実施している地価下落修正の確認の他、次回の固定資産税評価替の不動産鑑定基準日が令和8年1月1日となりますので、市内の標準宅地の鑑定評価をいたします。その委託料につき、増額計上してございます。3行目の電算システム改修委託料は、国が推進する地方税電子申告に対応するための住民税申告のシステム改修費用と基幹システムの標準化に伴う、家屋評価システムの改修費用を計上してございます。5行目のデータ移行委託料につきましては、令和7年度新規でございます。固定資産情報管理システムの地理情報データを抽出し、統合型・公開型GISに移行するための委託料でございます。下から3行目の固定資産情報管理システム更新委託料は、今年度に次回評価替え事前準備として、撮影した航空写真撮影データをシステムに取り込むための委託料でございます。89万円をお願いいたします。1行目の固定資産土地路線価算定業務委託料は、先ほど御説明いたしました不動産鑑定評価業務委託料と同様に、次回固定資産税の評価替えのため、令和7年度と8年度の2年間で市街地の土地路線価の鑑定評価を実施するものでございます。13節使用料及び賃借料は、令和6年度と大きな変更点はございません。17節備品購入費は、主に土地調査や家屋調査で使用している軽自動車について、購入から23年が経過しており、買い替えのため予算計上してございます。18節負担金補助及び交付金は、令和6年度に次回評価替え事前準備として航空写真の撮影をいたしましたので、その作成業務負担金が7年度はございませんので、減額となっております。その他は、令和6年度と大きな変更点はございません。22節償還金利息及び割引料でございます。こちらは、過年度収入市税などが還付となった際の、市税還付金の支出で、昨年

と同額で計上してございます。税務課は以上でございます。

市民生活課長（藤森 斉） 90万円をお願いします。戸籍住民基本台帳費でございます。1目戸籍住民基本台帳費は、住基ネットワークシステム事業、戸籍電算システム事業、戸籍住民基本台帳関係事業、個人番号カード関連事業、旅券事務事業、コンビニ交付事業に係る経費を計上しております。令和7年度における大きな施策として、戸籍法の一部改正を含む行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年5月26日施行されます。これまで、氏名の振り仮名は戸籍に記載されていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が戸籍の記載事項に追加されることとなります。住民票において、市区町村が事務処理の用に供するため、便宜上保有する情報等を参考に、本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を通知します。送付された内容に、認識と違う振り仮名が記載されていた場合は、届け出を行う必要がありますが、届け出をしない場合、令和8年5月26日以降に通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されることとなります。この戸籍の振り仮名記載に係る経費が増額となっております。後ろに括弧書きで会計とあります、1節報酬の事務補助員報酬、91万円になりますが、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費の共済組合負担金、厚生年金保険料、雇用保険料、旅費の費用弁償につきましては、マイナンバーカードの交付申請や、戸籍の振り仮名記載に係る事務を補助する会計年度任用職員5名分の人件費を計上しています。11節役務費の通信運搬費は、戸籍の振り仮名記載に係る通知書の郵送料が主です。12節委託料のうち、戸籍情報システム改修委託料は、戸籍の振り仮名記載及び、システムの標準化共通化に係る委託料、住基システム改修委託料及び次ページ通知書作成業務委託料は、戸籍の振り仮名記載に係る委託料です。17節備品購入費、収納庫購入費は、振り仮名届書用の収納庫の購入費です。旅券事務機器購入費は、IC旅券用窓口交付端末機の購入費です。現在の機器が5年を迎えるにあたり、更改を行うものでございます。105万円をお願いします。一番下の1目社会福祉総務費27節繰出金は、国保の人件費等事務経費の他、低所得者の保険税軽減や低所得者の多い保険者の支援等を目的とした保険基盤安定制度他、一般会計から国保会計への繰出金でございます。109万円をお願いします。6目国民年金費でございます。国民年金に係る法定受託事務及び連携事務に要する経費を計上しております。ほぼ例年どおりの予算としております。112万円をお願いします。8目老人福祉費18節負担金補助及び交付金の上から2行目と3行目ですが、後期高齢者医療療養給付費負担金及び後期高齢者医療広域連合事務費等負担金は、療養給付費と事務費の負担金を広域連合へ支出するものでございます。次ページ27節繰出金の2行目、後期高齢者医療事業会計繰出金は、一般会計から後期高齢者医療事業会計へ繰り出すものでございます。141万円をお願いいたします。4目公害対策費は、環境審議会の開催や環境モニタリングの実施に係る経費を計上しています。142万円11節役務費の測定器検定料につきましては、普通騒音計の検定有効期間の満了に伴い、検定を行うための経費となります。12節委託料の環境基本計画調査業務委託料は、令和8年度末で現計画が期限を迎えますので、第3次柳井市環境基本計画策定のため、住民や事業者の環境意識、行動等調査をするための経費を計上しております。この調査では、以前から進めておりました地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定のための意見も聴取することとしており、本計画を環境基本計画の柱として位置付け、統合した

計画の策定を目指していきたいと考えております。当初、早期策定を目指しておりましたが、本計画には、住民等の意見が不可欠であるとの判断に至ったものでございます。併せて、環境省からも区域施策編の実効性、効果を強化していくためには、関連性が深い計画等については、一体的に策定することが望ましいとされているところでもございます。144号をお願いいたします。6目環境衛生費には、当初予算の概要35号に掲載しております脱炭素対策事業の一部、また、環境衛生、環境保全に係る経費を計上しております。脱炭素対策事業では、市域から排出される温室効果ガスを抑制して、地球温暖化への対応、ゼロカーボンシティの実現を目指し、市民や事業者が持続的に取り組める施策を推進することとしています。具体的には、市民の皆様に関心を持っていただくため、地球温暖化問題をテーマとした講演会、出前講座、子ども向けの環境教室等を開催する経費を計上しております。また、電気自動車の普及促進、啓発に資するため、EV充電器を市内5箇所に設置しております。充電器で使用する電気代は、歳入の衛生費雑入で還元を受けておりますので、それを施設に支出する費用を145号18節負担金補助及び交付金に計上しております。その他、当初予算の概要36号に掲載しておりますが、環境衛生費には、例年開催しております企業版ふるさと納税を活用した平郡島海岸ボランティア清掃にかかる経費を計上しております。146号をお願いいたします。7目予防費でございます。こちらには、狂犬病予防、感染症予防等のための経費を計上しております。主なものは、10節需用費のうち、消耗品費は犬の注射済票の購入費、薬剤費は災害時の防疫用消毒薬剤の購入費などです。147号をお願いいたします。8目斎苑管理費には、柳井市斎苑への管理運営にかかる経費を計上しております。主な変更といたしましては、受付業務と日常清掃業務を会計年度任用職員の任用から、火葬業務受託者への業務委託として、業務体制を変更するものでございます。この変更に伴い、会計年度任用職員の任用に必要な経費として計上しておりました人件費等の予算を全額減額いたします。10節需用費のうち、火葬炉施設修繕料では、長寿命化対策として、再燃炉耐火物部分補修と火葬炉台車更新の経費を計上しております。水盤ガラススクリーン修繕料につきましては、昨年6月に破損したガラススクリーン1枚の修繕に伴うものでございます。なお、修繕には、建物総合損害共済災害共済金の補填を受ける見込みとなっております。12節委託料のうち、管理業務委託料については、先ほど申しあげました業務体制の変更により、これまで会計年度任用職員で行っていた受付業務と日常清掃業務を火葬業務受託者に、業務委託するための必要な経費を増額するものでございます。少量危険物貯蔵屋外タンク廃止業務委託料につきましては、大畠斎場の供用廃止に伴い、少量危険物貯蔵の廃止手続きを行うもので、火葬炉設備に燃料を供給するための灯油タンクと、配管に残る灯油を抜き取って洗浄した後、配管の切断・縁切りを行って、機能を廃止し、所轄消防署に廃止届を提出する業務となります。148号をお願いいたします。14節工事請負費は、電気工作物の点検結果に基づき、高圧受電設備から電力会社配電線への波及事故を防止するために設置されている設備の更新に必要な工事費と、それに伴う実施設計の業務委託費を計上するもので、斎苑長寿命化事業債として、特定財源に過疎債を充当することとしております。次に153号をお願いいたします。1目清掃総務費でございます。ごみ収集、不燃物処理場業務に当たる職員や会計年度任用職員の人件費及び、次の154号18節負担金補助及び交付金には、周東環境衛生組合への負担金を計上しております。2目塵芥処理費は、廃棄物減量化・リサイクル推進事業、離島対策支

援事業、不燃物処理場運営事業、平郡環境衛生事業、塵芥処理事業等に係る経費を計上しています。主な事業についてご説明します。155頁をお願いします。12節委託料の4番目、ごみ袋製作及び配送委託料でございますが、当初予算の概要35頁に掲載しておりますとおり、市指定ごみ袋、清掃ボランティア用ごみ袋の燃えるごみ用の袋ですが、令和6年度からバイオマスプラスチックを配合したもので作製しております。配合率は10%で、石油由来のプラスチックから、植物由来のバイオマスプラスチックに変更することで、燃焼時のCO₂排出量の削減を図ります。製作量から試算した削減効果は約11tとなります。上から13番目の可燃ごみ不燃ごみ等収集業務委託料は、令和5年度から5コースすべて民間委託をしておりますが、5コース分の委託料でございます。2つ下の分別収集推進活動委託料は、分別収集推進のため、自治会にペットボトルの折り畳み式回収ボックスの管理等を委託するもので、1世帯1か月50円を自治会へ支払う経費を計上しています。156頁をお願いします。18節負担金補助及び交付金の環境保全負担金は、委託料にて使用済み乾電池の処分を委託しているところですが、この使用済み乾電池の運搬先である倉敷市に、1t当たり500円を支払う負担金を計上しております。倉敷市には使用済み乾電池を受け入れる事業所が複数あるため、搬出元市町村に環境保全負担金を求められるものでございます。以上が歳出の説明となります。

副委員長（岡本 泰行） お諮りいたします。ここで休憩をして午後1時から再開としてよろしいでしょうか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議がないようでございますので、ここで休憩をし、午後1時から再開いたします。

（ 休憩 午前11時53分 ）

（ 再開 午後0時58分 ）

副委員長（岡本 泰行） それでは皆様、おそろいですので、休憩を閉じて委員会を再開いたします。執行部の説明を受け、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（平井 保彦） 住民基本台帳費のところですけども、今年振り仮名の件で、いろいろなトラブルが起きるのかどうなのかなと思うんですけども、そのあたりは何か想定されていることはありますか。市民の皆さんとの間で特にないですか。

市民生活課長（藤森 斉） そこまで想定っていうところの部分ではないですが、やはりまだデータの見えない部分も私どものほうにもございます。だから、先ほど申しましたように5月26日が施行となります。それに合わせて、通知書のほう、先ほど御説明いたしました本籍地から、振り仮名はこうなるよという通知をお出しするようになります。それに対して、皆さんがどういう思いで対応されるか、やはり今の情報周知についてもなかなか行き届いていないというのが現実ではないかと思っておりますので、不安な部分、どうしても業務量的にも、どのぐらいの業務が想定されるかということも計りしれない部分もございます。そういった状況でございます。

委員（平井 保彦） 今回だけの作業ではあると思えますし、市民の皆さんとの直接のことになると

思いますので、そこら辺はよく、いつもやっておられると思いますが、危険予知じゃないですけども、どういうことが起きるかなということを想定しながら、進めていっていただけたらと思います。ありがとうございます。そして、次に147号斎苑管理費ですけども、来年度から委託に変えるということですが、どのくらいのメリットが出てくるのかそのあたりは計算されていますでしょうか。委託の場合と直接の場合と。

市民生活課長（藤森 斉） 先ほど申しましたように、受付と清掃業務について会計年度任用職員で対応しています。経費面も若干削減というところがございます。それと、今、委託業者の方で火葬のほうだけ担っていただいているところですが、その辺の、今、市と業者とのどうしても境の部分が、なかなかスムーズにいかない部分も出てきたかなというところもございまして、その辺が問題なくいくようになるのではないかというふうには考えております。

委員（平井 保彦） 経費の面で差が出てくるということはないということでしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 予算ベースでございまして7万3,000円ということで、若干ですが、削減というところには繋がっているという状況でございます。

委員（平井 保彦） ありがとうございます。民間のいい所をぜひ出していただいて、市民の皆さんとまずやっていけるように御指導よろしくお願ひいたします。155号の塵芥処理費、委託料のごみ袋製作及び配送業務委託料のところですけど、CO₂を11tの削減と言われた11tは、これは、そのごみ袋を燃やすのと、普通のごみ袋を燃やす、その対比だけなのか、製造工程からのCO₂の排出量も含めて、11tの差が出てくると言ってもらえるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 基本的にはそのごみ袋に対して10%を削減したものとということで、削減してないものとの比較で算定した結果、11tの削減が見込めるというふうに判断しております。

委員（平井 保彦） 製造過程でどちらも、ほとんどで変わらないということでしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 申し訳ありません。製造過程の部分については全く想定してないところで、あくまでもできたものに対して、どのぐらいの削減量が見込めるかというところを算定しています。

委員（平井 保彦） ゼロカーボンということで議会もやっていますし、市のほうも進められているわけですが、基本的に考えるときには、製造過程も含めて考える必要があるんだろうと思いますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（長友 光子） 142号委託料の環境基本計画調査業務委託料に関連してです。これは、柳井市の区域計画を立てるための調査でしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 先ほどもちょっと説明をさせていただいたつもりで申し訳ございません。基本的には、環境基本計画、8年度で期限を迎えますので、それに合わせて9年度からの第3次柳井市環境基本計画の策定というところが、まず1点ございます。ただ、一方で、区域施策編につきましても、住民意識の調査とか、現状把握であるとか、そういった部分がどうしても必要な部分であるというふうに私ども認識いたしまして、どちらも計画という中で、そういった住民の考え方を組み入れた形で策定をしたいということで、一体的に合わせた形で策定

を目指していきたいというふうに、こちらのほうで判断させていただいたものでございます。

委員（長友 光子） 区域計画は今からということで、現状把握と住民等の意見も大切だと思いますが、今実施しておられるのが先ほどのようなごみ袋、そしてEV電気自動車とか、できることから始めておられるなあと思うんですけれども、本当に今外国のこととっていた大火事が日本でも起こるようになったし、大雨、異常な台風とか、洪水とか、本当に気候変動が身に迫ってきてるなあと思います。ですから、本当に危機感を持って早急にスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに要望します。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（篠脇 丈毅） ちょっと環境基本計画のお話が大きく出たので、言いにくいですが、以前、長野県の松本市へ視察に行かせてもらったことがあるんですが、やはりごみの減量の中で、大事なのは生ごみ、特に柳井は飲食店が多いので、フードロスの取り組みをぜひ、やってみる価値があるのではないかと。身近な所からというふうにおっしゃいましたので、私は生ごみの中でも特にフードロスの話は、ここに循環型社会形成というふうには、触れ込みがありますが、課長さん、どのように考えたら、実現できるというふうに思われますか。

市民生活課長（藤森 斉） 具体的な部分として、私どものほうで今すぐというところの施策にはなかなか繋がってないというところではありますけど、1つには、フードロスということで、昨年柳井まつりでフードバンクポストの設置をしております。直接、その生ごみとはちょっと違うんですけど、そういった食べ物の部分でも、ちょっとしたことでしかないのかもしれないですが、思いつく範囲のこちらのほうでできることを1つでも見つけていき、そういった施策につなげていきたいというふうに考えております。

委員（篠脇 丈毅） 私は1歩進んで一般家庭の中にもフードロスがあるんだろうと思うんですよ。そういうことはですねやっぱり市民運動にしないと実現は難しいなというふうに思いますので、ぜひ前向きにそういうことをですね、市民運動としてとらえるようにしていただけないでしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 今まず、お話として環境基本計画からというところがございましたので、その辺についてはいろいろ研究をして、計画に反映できるものであれば、そういった形をとらせていただきたいというふうに考えております。

委員（篠脇 丈毅） よろしく。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（山本 達也） 17条の1款市税、2項固定資産税の家屋8億8,000万円とありますが、昨年の新築戸数はどれぐらいですか。

税務課長（磯部 理子） 棟数でいけば104棟ですが、マンションとかも、1棟というふうになっておりますので、それもあわせて104棟です。

委員（山本 達也） わかりました。その下の償却資産で、9億7,000万円見ておられますけれども、これに対するメガソーラーが占める割合はどれぐらいでしょうか。

税務課長（磯部 理子） 申し訳ありません。メガソーラーが占める割合っていうのは出していません。

委員（山本 達也） 後でいいですけども、出るんですか。

税務課長（磯部 理子） お出しします。

委員（山本 達也） また教えてください。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 142ページの公害対策費でさっき長友委員がゼロカーボンの関係で、区域施策編の話が出ました。いろんなことされていくんでしょうし、されていると思うんです。先ほどごみ袋の話も出ましたが、それぞれの課においてもですね、含めていろんなことされておるだろうと思うんですよ。オフィス編とか、市内全体にあたっての補助金とかも含めてあるだろうと思うんですが、申し訳ない、言い方は悪いですがバラバラで統一感がないですよ。なんかどっちにしてもですね、こういうのを作っているときに市民には公表しないといけませんよね。今何があるかで。一覧表的なものが、作成されているのかどうなのか。もし作られているのであればですね。作ってないのは作って欲しいのも1つありますし、私どももいただきたいし、公表もしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 今、公表している一覧表的なものは、正直、ございません。ですから、今やはり施策として進めている部分については実績として、周知、皆さんに知っていただくというところも必要になりますし、当然、皆さんにお願いする部分っていうのもあるかと思えますので、そういった部分をホームページとか広報とか通じて周知に努めていきたいというふうに考えています。

委員外議員（藤沢 宏司） とにかく本当のところがよくわからんのですよ。庁内の人もおそらくわからんだろうし、皆さんひょっとしたらわからんのもかもしれませんので、ちょっと本当に何をしようのかというのが、その具体的なものが、さっきのごみ袋なんかもこういうふうに考えてしてますということも含めて出して欲しいなど、早急をお願いをしたいなと思います。いかがでしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 今おっしゃったところの部分を反映した形で、1つにはただ柳井市の環境ということで、そういった取組の中で、出せる部分の数字とかっていうところは、御紹介をしているということもあるんですが、多分それは、まだ一貫性がないということで、御指摘のとおり、皆さんに全部が全部、知れわたっているところではないというふうに認識しておりますので、そういった部分については、こちらのほうも検討させていただきたいと思えます。

委員外議員（藤沢 宏司） よろしくをお願いします。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより議案第18号中の市民部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号中の市民部所管部分につ

いては、全員異議なく可決すべきものと決しました。次に、議案第19号、令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（藤森 斉） 補足説明申し上げます。歳出から御説明いたします。予算説明書の274号をお願いいたします。1目一般管理費につきましては、人件費や、事務的経費を計上しております。事務費は、昨年12月2日以降の紙の健康保険証の廃止に伴い、需用費や通信運搬費が減額となっております。275号をお願いいたします。2目国民健康保険団体連合会負担金は、国保連合会への負担金を計上しています。その下、賦課徴収費でございますが、保険税の徴収等に要する経費を計上しており、現在の徴収員2名が1名に減ることに伴い、人件費等が減額となっております。277号をお願いします。運営協議会費には、国保運営協議会に要する費用を計上しております。保険給付費でございますが、277号に療養給付費を、278号に療養費と高額療養費を、279号には高額介護合算療養費と移送費を、280号に出産育児一時金と葬祭費を、それぞれ費目ごとに計上しております。281号をお願いします。国民健康保険事業費納付金でございます。事業費納付金は、県が国の確定係数をもとに算定した額で、各市町が県に納付することとなります。281号に医療給付費分を、282号に後期高齢者支援金等分と介護納付金分をそれぞれ計上しております。次に283号、1目保健事業費ですが、こちらには、医療費適正化、人間ドック利用料の補助金、はり・きゅう施術費の負担金及びその他の保健事業として、糖尿病性腎症の重症化予防事業等を実施しています。284号をお願いします。特定健康診査等事業費でございます。こちらには、特定健診、特定保健指導に係る経費を計上しております。昨年に引き続き、未受診者への受診勧奨をレスポンス型の受診勧奨はがきで送付することとしております。レスポンス型とは、返信はがきをつけ、未受診の理由などを記載して返信していただくことで、未受診者の分析を行い、傾向ごとに異なる受診勧奨を行うなど、受診に向けた行動を促す取り組みで、6年度において一定の成果が得られているところでございます。285号をお願いします。国民健康保険基金積立金は、基金の利子分を積み立てるもので、定期の利率が上がったため、増額となっております。諸支出金には、保険税の還付金、交付金の返還金等を計上しております。286号予備費は、前年同様の金額を計上しております。歳出の説明は以上でございます。次に、歳入について御説明します。267号をお願いします。令和7年度は、令和6年度の保険税率を据え置き、医療保険分の限度額1万円、高齢者支援分の限度額2万円の計3万円の増額を予定しております。結果として、国民健康保険会計の収支は、6,167万6,000円の財源不足となりますが、令和6年度の決算で、余剰金が生じる見込みですので、国民健康保険基金から財源を繰り入れることで収支を均衡させる予定としております。269号をお願いします。県支出金の保険給付費等交付金は、保険給付費のほぼ全額に対応する普通交付金と、保険者努力支援分、国、県の特別調整交付金分、特定健診等負担金からなる特別交付金を計上しております。270号の一般会計繰入金につきましては、国・県が示すルールに基づき、一般会計から繰り入れるものを計上しております。271号国民健康保険基金繰入金は、先ほど御説明した保険税収等の不足を補填するために基金を取り崩すものでございます。272号には、諸収入として、保険税延滞金、交通事故等に係る第三者納付金や返納金等を計上しております。以上で補足説明を終わります。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんの方から御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

委員（長友 光子） 歳入についてです。267万円をお願いします。前年同期よりも、税が3,453万4,000円ほど減収になっていますが、その税の減収はどういう原因でしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 税率等の見直しはしておりません。ですから、どうしても被保険者が減少しておるといふところがございますので、そちらによるものでございます。

委員（長友 光子） わかりました。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（平岡 実千男） 175万円で徴収員が2名から1名になったという御説明があったと思うんですけど、1名のままで大丈夫でしょうか。

市民生活課長（藤森 斉） 一応、今年度まで2名体制で行っておりました。税の基本から言いますと自主納付を目指すといふところもございまして、実際徴収の件数のほうも減ってきてるところがございまして、今回1名減らすということになっております。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより議案第19号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は全員異議なく可決と決しました。次に議案第22号、令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（藤森 斉） 補足説明申し上げます。歳出から御説明いたします。予算説明書359万円をお願いします。一般管理費には、人件費や事務的経費を計上しております。事務費は、昨年12月2日以降の紙の健康保険証の廃止に伴い、通信運搬費が減額となっております。360万円をお願いします。賦課徴収費には、保険料通知の印刷代、封筒代、納付書の郵送料、口座振替等の手数料を計上しております。次に2款の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、広域連合で算定された負担金を各市町から広域連合へ納付するものでございます。広域連合の事務経費にあたる事務費等負担金、所得状況に応じた保険料の軽減分の補填にあたる保険基盤安定負担金、本市の保険料徴収分を広域連合へ納付する後期高齢者保険料等を計上しております。361万円には諸支出金として保険料等の還付に要する経費を、362万円には予備費を計上しております。歳出につきましては、以上でございます。次に歳入について御説明します。356万円をお願いいたします。後期高齢者の保険料は、県下、全て同一の保険料率等となりますので、広域連合で算定された額を計上しております。保険料率等につきましては、2年おきの改定で、今年度が見直しの年度でしたので、来年度は今年度と同様で、所得割は11.52%、均等割は5万7,012円、賦課限度額は80万円となります。357万円の繰入金は、後期高齢者医

療事業に係る事務費等の繰入金と、国が示すルールに基づき繰り入れる保険基盤安定繰入金を計上しております。次の358号をお願いします。下段、諸収入の2項償還金及び還付金として、過年度保険料の還付金等を計上しております。以上で補足説明を終わります。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんの方から御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第22号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第22号は全員異議なく可決と決しました。次に、分割付託となっております、議案第24号、令和6年度柳井市一般会計補正予算第7号について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

税務課長（磯部 理子） 補正予算書の36号をお願いします。賦課徴収費でございます。11節役務費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金とも、支出実績により不用額が生じますので、減額補正するものでございます。12節委託料の1行目、電算業務委託料につきましては、制度改正等による基幹系システムの改修について、クラウド共同利用サービスの範囲内での利用となったためでございます。2行目、電算システム改修委託料については、電子申告支援サービスにおける団体との連動試験の実施回数の減や、家屋評価システムの設定変更を6年度に行う予定でしたが、7年度に実施することになりましたので、減額となっております。以上でございます。

市民生活課長（藤森 斉） 37号をお願いします。1目戸籍住民基本台帳費でございますが、12節戸籍情報システム改修委託料及びコンビニ交付システム構築委託料につきましては、額の確定による減額でございます。これに伴い、歳入の19号の国庫補助金につきましても補正しております。39号をお願いします。1目社会福祉総務費の27節国民健康保険事業会計繰出金は、国保会計の保険基盤安定負担金の確定及び決算見込みにより減額補正するものでございます。これに伴い、歳入の19号及び21号の国及び県からの負担金につきましても、それぞれ減額いたします。40号をお願いします。老人福祉費18節の後期高齢者医療広域連合事務費等負担金及び27節の後期高齢者医療事業会計繰出金は、基盤安定負担金の額の確定及び決算見込みによる減額でございます。46号をお願いします。8目斎苑管理費の14節照明設備改修工事費は、工事費の確定により減額するものです。47号をお願いします。1目清掃総務費の18節周東環境衛生組合負担金は、周東環境衛生組合の決算見込により、負担金を減額するものです。2目の塵芥処理費12節委託料は、記載の5件、入札減及び委託料の確定により減額するものです。なお、財源内訳について、歳入の28号2節民生費雑入の山口県市町村振興協会市町交付金を充当いたしましたので、交付額を一般財源からその他財源へ振替を行っております。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第24号中の市民部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の市民部所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。次は、議案第25号、令和6年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（藤森 斉） 補足説明申し上げます。補正予算書76頁をお願いします。賦課徴収費は、決算見込による減額でございます。その下、保険給付費の審査支払手数料は、決算見込により減額しています。77頁をお願いします。出産育児一時金につきましては、対象件数の減少が見込まれるため、減額補正を行うものでございます。次の償還金につきましては、保険給付費等交付金償還金の額が確定したことに伴う減額でございます。次に歳入について御説明いたします。74頁をお願いします。国民健康保険税につきましては、税込見込みにより補正を行うものでございます。次の保険給付費等交付金の普通交付金分につきましては、歳出の保険給付費の見込み変更に伴う補正を行うものでございます。75頁をお願いします。一般会計繰入金の1節及び2節の保険基盤安定繰入金、3節未就学児均等割保険税繰入金、5節産前産後保険税繰入金、7節財政安定化支援事業繰入金は、いずれも繰入額の確定に伴う補正でございます。4節職員給与費等繰入金及び6節出産育児一時金等繰入金につきましては、歳出の減額に伴う補正でございます。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第25号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、全員異議なく可決と決しました。次は、議案第27号、令和6年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（藤森 斉） 補足説明申し上げます。歳出から御説明いたします。補正予算書98

ををお願いします。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、事務費等負担金は、広域連合の決算見込により減額するものです。次の保険基盤安定負担金は、保険料の軽減分を補うもので額の確定により減額するものでございます。次に歳入でございますが、97ををお願いいたします。只今、御説明した歳出の減額に伴い、一般会計繰入金から同額を減額補正するものです。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより議案第27号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は、全員異議なく可決と決しました。次に、大きな2点目の付託調査事項について、審査を行いたいと思います。(3) 環境に関する調査について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

市民生活課長（藤森 斉） ありません。

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますから、続いて、この調査事項に関しまして各委員さんのほうから何か発言等ございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようございましたら、以上で、(3) 環境に関する調査についての協議・審査を終わらせていただきます。続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等ございましたら、御説明をお願いします。

市民生活課長（藤森 斉） 国民健康保険事業会計において、予備費の充用を行いましたので御報告いたします。国民健康保険基金の現金については、定期預金で保管、運用しておりますが、金利が上がり預け替えをするため、利息を全額基金へ積み立てる必要が生じ、基金利子積立金が不足するため、予備費を充用いたしました。市民生活課からの報告は以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの報告を受けまして各委員さんのほうから何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようございましたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようございましたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、市民部の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。それではここで、本年3月31日をもって役職定年となり、本委員会への出席が最後となります方から御挨拶を受けたいと思います。宮本市民部長お願いします。

【 宮本市民部長 挨拶 】

副委員長（岡本 泰行） ありがとうございます。

【 岡本副委員長 一言 】

副委員長（岡本 泰行） 以上をもちまして、市民部関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆さんには大変お疲れ様でございました。ここで、午後2時まで委員会を休憩いたします。

（ 休憩 午後1時45分 ）

（ 再開 午後1時58分 ）

副委員長（岡本 泰行） それでは皆さんお揃いですので、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく願います」 「御着席願います」 】

ただいまから、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係について、審査を進めたいと思います。

執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださりましてありがとうございました。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますよう、お願いいたします。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、付託議案等の審査を行います。

まず、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長（益田 昌明） それでは、補足説明を申し上げます。議案書5頁をお願いします。議案第2号の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化されることに伴い、関係条例について所要の改正をするものでございます。第1条から第7条までは、条例中の懲役又は禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。第8条から第11条までは、経過措置を規定したもので、第8条は、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置が、今回の刑法改正に伴って影響が生じることがないように罰則の適用に関する経過措置を規定するものでございます。第9条は法令等に規定する欠格条項等において、懲役や禁錮に処せられた者、これらの刑で起訴された者を資格制限の対象としている場合などに今回の刑法改正に伴ってその対象となる範囲に影響が生じないよう人の資格に関する経過措置を規定するものでございます。第10条及び第11条の改正は、法律及び条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪により起訴された者は、拘禁刑が定められている罪により起訴された者と見なすため、経過措置を規定するものでございます。附則とい

たしまして、刑法の改正法律の施行日である令和7年6月1日から施行するものでございます。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（山本 達也） 懲役と禁錮、これが拘禁刑に一本化されるという考え方でいいですか。

総務課長（益田 昌明） そのとおりでございます。

委員（山本 達也） ということは、懲役の受刑者、これには今まで刑務作業が義務づけられているが、禁錮の受刑者は刑務作業が任意ということになるとこれはどういうふうに、今度位置付けする、一本化するのですか。

総務課長（益田 昌明） 懲役と禁錮が拘禁刑に一本化される背景には、実態として懲役と禁錮に差がなく、確かに懲役は、刑務所内での労働が義務であり、禁錮につきましては、任意ではございますが、禁錮刑の方の約80%を超える方が、刑務所内で労働作業をしておるという実態背景がございます。あと今まで懲役ということで懲らしめるという意味合いのものを今後は、拘禁刑に伴いまして、受刑者の特性に応じた更生プログラムを実施して再犯の予防を図りたいというような趣旨で今回一本化されるというふうに認識をしております。

委員（山本 達也） はい、分かりました。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第2号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、全員異議なく可決と決しました。次に議案第3号、柳井市議会の個人情報保護に関する条例等の一部改正について執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

総務課長（益田 昌明） それでは、議案書8頁をお願いいたします。議案第3号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による項ずれに伴い、条例においてこれらの規定を引用する箇所を改正するものでございます。なお、附則につきましては、改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日である令和7年4月1日としております。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでございましたら、委員外議員さんから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第3号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第4号、柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

総務課長（益田 昌明） それでは補足説明を申し上げます。議案書9頁をお願いいたします。議案第4号は、令和6年人事院勧告に伴い、柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。第1条は、柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてとなります。第8条の改正は、扶養手当に関するもので配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額するための改正となります。現行月額6,500円の配偶者手当を廃止し、月額1万円の子の手当を1万3,000円に増額する改正となりますが、附則第4項において、令和7年度につきましては、配偶者手当を月額3,000円、子の手当を月額1万1,500円とする経過措置を規定しております。また、第8条に第5項を加え、扶養手当の支給要件等に係る事項については規則委任とすることに伴い、第9条の規定を削除するものでございます。第9条の2第1項第2号の住居手当に係る規定の改正は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も配偶者とする旨の規定を設けるものでございます。第9条の3第2項の改正は、地域手当に係るもので地域手当の級値の区分を7段階から5段階に改めるものでございます。第15条の4第2項の改正は、管理職員特別勤務手当の改正で、管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、現行、平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯である午前0時から午前5時までを午後10時から午前5時までに改めるものでございます。第19条の2第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の手当について、新たに住居手当及び特勤手当を支給するため、適用除外としている規定を改めるものでございます。別表の改正は、給与条例第4条に規定をしております行政職給料表第1表及び医療職給料表を国家公務員の給料表の改正に準じて、それぞれ改めるものであります。なお、現業職員の給料につきましては、規則で定めることとされておりますので、国家公務員の行政職給料表第2表の改正に準じて規則改正を行うこととしております。次に、第2条、柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。改正附則第3条第1項及び第6項の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の改正によりまして、暫定再任用の定義が、附則第9条第2項から、附則第9条6項に移動したことに伴う改正で、同条7項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員と同様に、暫定再任用職員についても新たに住居手当及び特勤手当を支給するため、適用除外としている規定を改めるものでございます。次に、第3条、柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。本市には該当する職員はございませんが、勤務成績を適時に給与に反映し人材の確保に資する観点から、期末手当及び特定任期付職員業績手当から期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編するため、所要の改正を行うものであります。この条例は、附則第1項において、令和7年4月1日

から施行することとしております。附則第2項及び3項は、給料表の切替に伴う調整を規定し、附則別表として号給切替表を規定をしております。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 15条の4第2項中は、今までは0時から5時までだったものが、今度午後10時から翌朝の5時までになる。そうしたら例えば日付が変わるのは0時ということは、考え方とすれば、10時から0時、0時から5時で2日分の手当になるのか。どういう計算になるのでしょうか。

総務課長（益田 昌明） 具体的に分かりやすい例で申し上げますと、災害等で管理職が出た場合、管理職につきましてはそもそも時間外勤務手当というものがございませんので、午前0時から5時に出勤した場合につきまして、これまで管理職特別勤務手当という形で支給しておりました。午後10時から0時、0時から5時という考え方で、これが例えば平日であれば、金曜日、午後10時から午前0時で、午前0時から今度は祝日や週休日に入りますので、週休日のほうが手当の額としては多いので、0時を超えれば週休日として扱うという形になります。2日分出るということではなく、その間のいずれかの時間体で勤務すれば所定の管理職特別勤務手当が出るという考え方でございます。

委員（山本 達也） ということは、平日、祝日、別の手当の感覚でいいのですけれども、とにかくその時間割りでその分は出るという考え方でいいのですか。

総務課長（益田 昌明） 午後10時から午前5時までの間に出勤をして勤務に出れば、所定の金額が出るという考え方でございます。

委員（山本 達也） 所定の金額とは。

総務課長（益田 昌明） 規則等で定められておまして、管理職員特別勤務手当につきましては、祝日及び週休日等に出た場合につきまして、部次長級で8,000円、課長級で6,000円、課長補佐級で4,000円、平日ですと部次長級が4,000円、課長級が3,000円、補佐級が2,000円という規定になっております。

委員（山本 達也） 1回につきですか。

総務課長（益田 昌明） 1回につきということでございます。

委員（篠脇 丈毅） 健康福祉部の皆さんにもちょっとお話をしたのですが、平郡に勤務されるお医者さん、医療職給料表というのがついていますが、柳井市においては適用がないのですよね、実は。業務委託というような概念で周東病院と、周東病院の前は自治医科大学を卒業した人の資格で、そういうふうにしているのですが、これ柳井市の条例は、必要が出たときに付け加えることはできないのですかね。

総務課長（益田 昌明） 確かに条例を制定する中で、現状としては使用していない条というのは、委員がおっしゃられた以外にも相当数ございます。この給料表だけで申し上げますと、人事院勧告に基づいて従前は医師の雇用がございましたが、現状はございません。しかしながら、将来的に医師雇用の可能性もないことはないというところで、使用はしていませんけれども、条例に規定をしておるということでございます。

委員（篠脇 丈毅） 総合政策部では、行政改革をやっているよね。これも行政改革の1つだろう

と僕は思うのですよ。お医者さんが、市の職員で適用されるということが生まれてきてからやれると思いますよね。そういうふうな意味で、膨大な印刷物を配って適用もないのにというようなことがあちこちにもあるのだらうと思うのですが。そういうことで、総務課長さんにお考えを聞いていただけてごさいます。結構です。

委員（坂ノ井 徳） 9条の2第1項第2号中、配偶者の次に届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む、これ意味がわからないのですが。

総務課長（益田 昌明） 第9条の2第1項第2号の規定につきましては、住居手当に関するものでございまして、例えば本市から平郡に異動になると、平郡につきましては市のほうで住宅を用意しておりますので、その際は、本土側に家を借りていたとしても1人でお住みになっている場合については、本土側の住居手当が支給されないという状況になっております。これまでは婚姻関係にある者につきまして、その方がこちらに残って単身赴任で平郡に行かれた場合について、本土側に借りている住居については配偶者がいるというところで、手当を支給するわけですが、その配偶者の考え方につきまして、昨今の事実婚といいますか、そうした場合でも住居手当の対象になるということでございまして。

委員（坂ノ井 徳） その辺ぐらいまでは理解できるのだけど、事実婚というか、それは誰が認めるのか。何かの申告があって初めてわかるのか。その時は誰がどのような申告なり、申し出なりするのでしょう。

総務課長（益田 昌明） その辺りの事実婚の状況にあるかどうかという部分については、基本的には本人からの申出になるというふうには思いますけれども、ただ今後、実際にそれを認める認めないというところの、詳細な提出資料であるとかその客観的な事実を証明するものであるとか、そうした部分の提出を求める求めないというところにつきましては、しっかりと対応してまいりたいというふうにごさいます。

委員（坂ノ井 徳） その辺がないと今度逆に、別れた時にそれは誰がどのようにするのか、本人が申告すればそれまでだけ、そのままにしてありがちな項目であるというふうにご解釈するけど、その辺はどうでしょうかね。

総務課長（益田 昌明） 分かりやすいというところで申し上げますと、住民票上同一の世帯で住所を構えていらっしゃるって、世帯主が職員で、その世帯主から見た続柄が同居人とか内縁の妻というような表記であれば、それは一番明確なのかなというふうには思います。

委員（坂ノ井 徳） 最後蛇足だけど内縁の妻、内縁の夫両方あるのですか。

総務課長（益田 昌明） はっきり申し上げられませんが、私も以前、5年ほど市民生活課におりましたけれども、両方あるというふうにごさいます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。委員外議員さんのほうから、御質疑はございせんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでごさいますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第4号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございせんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、全員異議なく可決と決しました。

次に、議案第5号、柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

総務課長（益田 昌明） それでは補足説明を申し上げます。議案書29頁をお願いいたします。第1条は、柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、第2条は、柳井市職員の育児休業等に関する条例について改正するものでございます。第1条は、柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてで、第9条第2項の改正は、仕事と生活の両立支援を拡充する観点から育児休業について時間外勤務の免除の対象となる養育する子、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものでございます。同条第4項の改正は、介護を行う職員に係る深夜勤務及び時間外勤務の免除の対象となる読替規定を改正するものでございます。第16条の3は介護に伴う離職等を防止するため、介護休暇等の制度の周知、制度を踏まえた職員の意思の確認、面談など仕事と介護の両立支援に係る措置を講じる旨の規定を新たに設けるものでございます。16条の4は仕事と介護の両立支援を円滑に行うため、研修の実施、相談体制等の整備に関する措置を新たに規定するものでございます。次に、第2条柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う条ずれ等に対応するため、所要の改正を行うものであります。附則といたしまして、第1項は令和7年4月1日から施行することとし、第2項は、柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に係る経過措置を規定しております。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第5号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、全員異議なく可決と決しました。次に、議案第7号、柳井市旅費条例の一部改正について執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

総務課長（益田 昌明） それでは補足説明を申し上げます。議案書33頁をお願いいたします。議案第7号は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、柳井市旅費条例の一部を改正するものでございます。第2条は、この条例にかかる用語の定義について規定をするもので、第4号に規定する出張、第6号に規定する家族の定義を改正し、第8号に旅行役務提供者に関する定義を新たに設けるものでございます。第3条は、旅費の支給対象

について規定するもので、所要の改正に加え、第6項で旅行中に生じた天災等に伴い旅費額を損失した場合の救済規定を、第7項で市と旅行業者等が旅行に係る費用を支払う契約をした場合に旅行者ではなく、旅行業者等に直接支払うことができる規定を新たに設けるものでございます。第6条は、国が法改正に準じて旅費の種類及び支給条件の改正を行うものでございます。第12条は鉄道賃について規定するもので、鉄道賃の特急料金等の支給について、片道100km以上とする距離による制限規定を廃止し、実情に応じて必要な費用を支給対象とする改正を行うものであります。第15条はその他の交通費について規定をするもので、鉄道賃、船賃、航空賃以外のバス等での移動に要する費用について、一部定額支給から実情に応じた実費支給に改正をするものでございます。第17条は宿泊費について規定するもので、現行の定額支給から上限付き実費支給に改正をするものでございます。宿泊費の上限につきましては、別表として議案書の37頁から39頁に規定をしておりますが、国家公務員等の旅費支給規程に準じて宿泊費基準額を設定しております。第18条は包括宿泊費について新たに旅費種目として規定をするもので、いわゆるパック旅行について支給対象とする改正を行うものでございます。ただし、パック旅行は移動と宿泊を別々に手配するよりも、安価に旅行することを期待するものであることから、包括宿泊費の額は交通費の額と宿泊基準額の合計額が上限となるものでございます。第19条は宿泊手当について規定をするもので、宿泊により生じる掛かり増し費用等、朝食、夕食、その他雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う出張にのみ1夜当たり2,400円を定額支給する改正を行うものであり、現行の日当については廃止するものでございます。第20条は旅費の支給の上限について、第22条は条例等に違反して旅費の支給を受けた場合の返納について、新たに規定をするものでございます。附則といたしまして、第1項は令和7年4月1日から施行することとし、第2項及び3項は経過措置を規定しております。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 柳井市においては久しぶりに旅費条例が改定されると思うのですが、本当に近年、ホテル代も高騰して、人件費の問題も合わさってのことだと思うのですが、改定はともいいことだと思うのですが、何を基準に決められたのかなと思っていたら、国家公務員の旅費規程に準じてとおっしゃったのですが、この表を見ると鳥取とか福島とかは極端に安いですよ。私毎年福島へ実は行っているのですが、泊まる場所によって違うと思うんですが、これよりも結構すると思うのです。基準というのが、あんまりよく分からないのですが、もっとも、国家公務員の旅費規程にと言われたら、もうそれ以上聞くのは失礼だと思うのですが、それと1号と2号で見ると随分差がありますね。何ともないですか。

総務課長（益田 昌明） 今回財務省令で旅費に関する宿泊基準額というものが示されております。柳井市独自でこの県に行った場合に幾らまでが上限であるということを決めるのは根拠もなく、国の定めたものに準じる形となっております。最も高いところは、東京都で1号該当は2万7,000円、2号該当は一般職員になりますけれども1万9,000円、最も低いところでいきますと山口県も最も低いところとなっております1号で1万1,000円、一般の職員で言えば8,000円という基準が設けられております。今回条例で基準額を規定させてい

ただきますけれども、社会情勢等に伴って、例えばこの額ではこの県の宿泊ができないという
ようなことがありましたら、個別に職員の方から、事前に相談をいただいた上で判断すること
は可能であると考えております。

委員（山本 達也） それでいいですよ。頑張ってください。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんから、御質疑はございませ
んか。

委員外議員（藤沢 宏司） 今回の山本委員の質問の回答にちょっと関連してくるんですけど、実は
我々議員が視察とかでよそに行ったときにこれ以上超えた場合、私費を払うと寄付行為に当た
るのですよね。そういう観点からいってもこの上限に来たときに、これも議会事務局のほうに
はよく注意をしてやらなければいけないと思うのですが、そういう場合も、今言われたように
事前に言えば考慮されるというふうに思っております。

総務課長（益田 昌明） 委員の皆様が出張等で宿泊される場合につきましては、先ほどの別表で
申し上げますと1号を使うというところにはなりません。ただいまのお尋ねについてでございま
すが、同様であるというふうに考えております。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。ないようでしたら、以上で質疑を終わ
ります。

これより、議案第7号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を
原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、全員異議なく可決と決
しました。

次に議案第8号、柳井市実費弁償条例の一部改正について執行部から補足説明がございま
したら、お願いいたします。

総務課長（益田 昌明） それでは補足説明を申し上げます。議案書40頁をお願いいたします。
この条例につきましては、選挙管理委員会が出頭を求めた関係人や議会が本市の事務に関する
調査のために特に必要があると認めて出頭を求めた関係人などに対する実費弁償の規定を定
めたものでございます。議案第7号の柳井市旅費条例の一部改正に伴い、別表を削除し、改正
後の柳井市旅費条例の規定を適用するため、所要の改正を行うものでございます。附則といた
しまして、第1項は、令和7年4月1日から施行することとし、第2項は経過措置を規定して
おります。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見
等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、委員外議員さんから、御質疑は
ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第8号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、全員異議なく可決と決しました。

次に、分割付託となっております、議案第18号、令和7年度柳井市一般会計予算についてでございます。

昨年までの予算審査では、執行部からの説明を詳しくしていただいていたことから説明をお聞きする時間が長くなっておりました。この度は、特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要といたしたいと思っております。それでは、予算説明書の順を追って、歳出に係る歳入につきましても、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出に併せて説明をお願いします。

議会事務局次長（兼深 博史） それでは、冊子になっております、令和7年度の予算説明書を御覧いただけたらと思っております。予算説明書の63頁をお願いいたします。議会費でございますが、歳出は全体として、令和6年度より1割程度の増額となっております。増額となった主な理由といたしましては、65頁でございますが、まず17節備品購入費は、全員協議会室に設置します会議用机18台分の購入と、この会議机に設置します卓上マイクやハンドマイクなど音響設備の導入に係る経費でございます。続いて18節負担金補助及び交付金は、本定例会初日に柳井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正案が可決されたところでございますが、政務活動費を月額5,000円から月額2万円に増額しましたことが主な理由でございます。

総務課長（益田 昌明） 続きまして、65頁下段からの総務費の一般管理費をお願いいたします。一般管理費は附属機関に係る経費、総務費に計上すべき人件費や各種負担金、庁舎管理経費等を計上しております。主なものを申し上げます。66頁をお願いいたします。給料につきましては、市長、副市長、一般職常勤職員に係るもののほか、フルタイム会計年度任用職員及び文書発送業務等に従事する単純労務パートタイム会計年度任用職員に係るものでございます。職員手当につきましても、特別職、一般職常勤職員に係るもののほか、会計年度任用職員に係る通勤手当、期末勤勉手当等を計上しております。給与費関係につきましても、他の費目においても同様となりますので、給与費明細書で説明させていただきます。248頁をお願いいたします。248頁は特別職に係るものでございます。区分欄の長等は、市長及び副市長でございます。教育長につきましてもその他の特別職として計上しております。249頁は一般職の職員給与明細書でございます。2の一般職（1）の総括でございますが、職員数はいずれの年度も予算編成段階で見込んだ4月1日現在における一般会計に属する職員の見込数で、フルタイム会計年度任用職員数を加えた数値となっております。前年度に比べて職員数が10名の増となっておりますのは、柳井地域広域水道企業団への派遣職員数を含むことによるものでございます。会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員別の内訳につきましては、250頁、251頁に記載をしております。まず250頁の会計年度任用職員以外の職員の状況についてでございますが、段階的な定年延長に伴い、令和7年度の定年退職者はいないことから当初予

算での退職手当が皆減となった関係上、職員手当が大きく減額となっております。次に251号、会計年度任用職員の状況でございます。4人はフルタイム会計年度任用職員、括弧内はパートタイム会計年度任用職員となります。大幅な増額改定となった令和6年度人事院勧告等によりまして、前年度と比較して給与費が増額となっております。252号は給料及び職員手当についての増減額、増減理由の明細となっております。68号にお戻りください。68号一番上の旅費になります。旅費につきましては市長等の出張に係るもの、職員の研修旅費及びパートタイム会計年度任用職員に係る通勤手当相当額を費用弁償として計上しております。需用費の修繕料は庁舎設備等に係る修繕が主なものでございます。役務費の通信運搬費につきましては庁舎の電話使用料等、手数料は、県広報紙配布等に係るものでございます。委託料は、庁舎浸水対策工事に伴う単価入替業務委託料、工事監理業務委託料のほか、職員の健康診断業務や庁舎管理に係る各種業務の委託料を計上しております。また、令和7年度より人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬、給料等の遡及対応を予定しておりますことから、人事給与システム改修委託料を計上しております。工事請負費に庁舎浸水対策工事費を計上しております。令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計を行いまして、令和7年度に工事を行うものでございます。工事概要といたしましては、想定最大規模の高潮による庁舎への被害を最小限に抑えその機能を維持するため、防水板、防水シート、防水扉、防水壁を要所に設置し、1階執務室及び機械室への浸水を防ぐこととしております。また、排水機能として自動排水ポンプ新設や排水管逆流対策を施すこととしております。併せまして1階の床置き式の空調設備につきましては、ドレン配管からの浸水を防止するため、天井式空調に変更することとしております。さらに、経年劣化している非常用発電設備を更新するとともに、外部からの燃料供給がない場合でも、72時間の稼働を確保するため、庁舎西側に地下タンクを整備することとしております。備品購入費の庁用備品購入費は、経年劣化した3階大会議室の会議机及び椅子を更新するものでございます。70号をお願いいたします。総務課所管の負担金補助及び交付金につきましては、前年度当初予算の比較で、全国青年市長会負担金を削り、人材確保の取組として、就職説明会出展負担金を新たに計上しております。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 続きまして、危機管理課分でございます。予算説明書戻っていただきまして65号をお願いいたします。一般管理費のうち危機管理課所管分について御説明申し上げます。危機管理課では防犯、基地対策、国民保護に係る経費を計上しております。1節報酬ですが、上から3番目、国民保護協議会委員報酬及びその下の、安全と安心のまちづくり会議委員報酬で、それぞれ会議への委員の出務報酬を計上しております。69号をお願いいたします。負担金補助及び交付金におきましては、負担金として防犯連合会負担金、70号の上から2番目、防災行政無線設備管理負担金のほか、各種団体への負担金を計上しております。下から4番目、防犯灯設置助成金を計上しております。防犯灯設置助成金は、近年の助成実績から令和6年度と同様に計上しております。その2つ下の犯罪被害者等見舞金、その下の犯罪被害者等助成金は、平成28年度に犯罪被害者等支援条例を制定し、被害に遭った本人や遺族等に対し、経済的支援として見舞金、助成金を交付するものでございます。

総務課長（益田 昌明） 続きまして71号をお願いいたします。文書費になります。郵便料等の文書発送に要する経費、例規集のシステム管理や例規集の追録に要する経費、印刷機の保守管

理等に係る事務的経費を計上しております。備品購入費において、印刷機購入費を計上しております。現状の印刷機の経年劣化及び補修用部品の保存期間経過により更新するものでございます。

財政課長（丸川 貴司） 72 号をお願いいたします。財政管理費でございます。財政事務に係る事務的経費を計上しております。需用費には、書籍の追録や予算書の印刷に係る経費など、財政に関わる管理費を計上しております。委託料の財務書類等作成支援業務委託料は、統一的な基準による財務書類の作成支援に係るもので、貸借対照表など財務4表の作成、連結会計処理、固定資産台帳の更新等の支援業務を委託するものでございます。なお、令和7年度から9年度までの3年契約とすることにより、契約総額を圧縮することが見込めることから、債務負担行為の設定につきましても、予算書の9号において併せてお願いするものでございます。

会計課長（丸川 貴子） 続いて会計管理費です。会計管理に必要な事務費を計上しております。主なものといたしましては11節の役務費の手数料に、指定金融機関山口銀行の派出所を庁舎1階に設置していただいておりますが、この設置手数料や市税などの窓口収納手数料、口座振込手数料などを計上しております。

財政課長（丸川 貴司） その下の財産管理費でございますが、集中管理車や財産に係る維持管理費を計上しております。需用費は財政課で管理しております集中管理車の車検時における修繕料が主なものです。役務費には市庁舎等の建物保険料、一般会計で管理している消防車等を除く公用車の自動車損害保険料、74号に移っていただきまして市の施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する事故についての賠償責任や補償に対応するための市民総合賠償補償保険の保険料等を計上しております。委託料のふるさと納税推進業務委託料は、ふるさと納税に係る返礼品代、配送料及び情報発信、決済事務費に係るものでございます。なお、ふるさと納税の経費率は寄附額の2分の1以下とされていることから寄附目標額を1億円と設定し、その2分の1となる5,000万円を計上したものでございます。工事請負費には緊急時の対応のため公有財産建物等補修工事費を計上しております。75号をお願いいたします。積立金には、基金から生じる利子をそれぞれの基金に積み立てるほか、乳幼児こども医療費助成事業に過疎債3,500万円を充当することに伴い、交付税措置の対象外となる3割部分にあたる1,050万円を償還時の原資とするため、減債基金に積み立てるものでございます。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 続きまして78号からでございます。交通安全推進費です。交通安全の推進、普及啓発に要する経費を計上しております。

総務課長（益田 昌明） 79号の出張所費になります。各出張所、連絡所のパートタイム会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を計上したほか、各節において各出張所、連絡所の運営、維持管理等に係る事務的な経費を計上しております。80号をお願いいたします。需用費の修繕料において、平郡東職員住宅の玄関ドアの修繕にかかる予算を上げさせていただいております。平成15年度の建設から20年以上経過しており、ドア等に不具合が生じていることによる修繕となります。81号をお願いいたします。使用料及び賃借料として、大島出張所に設置する自動体外式除細動器リース料を計上しております。5年間のリースとし、令和7年度予算書9号になりますが、債務負担行為の設定をお願いをしております。その下、備品購入費として、伊保庄出張所の公用車を買替えるため車両購入費を計上しております。

選挙管理委員会事務局書記長（柳屋 康彦） 続きまして93万円をお願いします。選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会の経常経費として委員の報酬、職員人件費等を計上させていただいております。次に94万円になります。明るい選挙推進費でございますが、選挙啓発のため、小、中、高校生を対象にした、ポスター、習字、標語の選挙啓発作品募集等に係る経費を計上しております。次に94万円から96万円にかけての参議院議員選挙費になりますが、令和7年7月28日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行経費を計上しております。執行経費の主なものとして、まずは報酬でございますが、投票立会人、開票立会人や期日前投票、投開票の事務等を行う会計年度任用職員の出務報酬を、次に報償費として投開票事務の従事や選挙公報の配布等にかかる経費を、役務費として投票所入場券や不在者投票請求における投票用紙、外封筒、内封筒等の送付等にかかる経費を、委託料としてポスター掲示場の設置及び撤去にかかる経費等をそれぞれ計上しております。これらの経費につきましては、国会議員の選挙等の基準に関する法律に基づき算出された県支出金の選挙費委託金を充当します。続きまして、96万円、97万円の知事選挙費でございます。これは令和8年2月22日任期満了に伴います山口県知事選挙の執行経費を計上しており、参議院議員通常選挙と同様で、これらの経費につきましても、県支出金の選挙費委託金を充当いたします。続きまして、97万円、98万円の市議会議員選挙費でございます。これは令和7年12月31日任期満了に伴います柳井市議会議員一般選挙の執行経費を計上しており、概ね参議院議員通常選挙や山口県知事選挙と同様ですが、市が行う選挙であることから、これらに加えて、98万円の18節、負担金補助及び交付金として選挙公営、選挙運動費用の公費負担にかかる費用等を計上しております。

監査委員事務局長（松村 和裕） 101万円から103万円をお願いします。監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員の報酬、事務局職員2名分の給料、手当等、その他監査業務に係る経常経費を計上させていただいております。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 続きまして110万円をお願いいたします。交通災害共済費です。交通災害共済は、加入者の皆様が交通事故に遭われた場合に、その会費からお見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。続きまして134万円をお願いいたします。災害救助費でございます。危機管理課所管分といたしまして、需用費の消耗品費では、循環備蓄を進めており、500mlの保存水2,760本やレトルト食品3,150食、医薬材料費では各種救急用品の購入費を計上しております。備品購入費では柳井市体育館に屋内テント38張、多目的簡易ベッド20台、自動ラップ式トイレ1台、避難所用として計上しております。またパーテーション84張、ポータブル電源13台は各避難所に配備します。続きまして200万円をお願いいたします。消防費でございます。消防団や消防設備、防災に係る経費のほか、柳井地区広域消防組合負担金などを計上しております。202万円でございます。委託料は防災行政無線の保守点検委託料、防災研修会開催事業委託料は、自主防災組織や自治会長を対象とした研修を柳井市防災士会をお願いする経費で、その下の測量・分筆業務委託料は防火水槽の用地分筆によるものです。その下の防災情報配信業務委託料は、防災メールやラインの配信に伴う委託料でございます。工事請負費の防災行政無線整備工事費は平成25年から運用した同報系防災行政無線の整備から12年目を迎えていることから親局統制台設備等の改修を行うとともに、大災害に備えた機能強化として遠隔で操作する端末を整備するものでございます。203万円の一番

上の公有財産購入費は防火水槽用地の購入費でございますが、先ほど委託料で説明させていただきました防火水槽の購入に伴う経費でございます。備品購入費は、消防車両2台を更新することにしております。この消防車はポンプを積載する小型動力ポンプ付き積載車でございます。また、消防車に積載する消火器を全車両分購入を予定しております。更に消防用ホース50mmを45本購入予定でございます。負担金補助及び交付金につきましては、上水道の配水管布設替工事に伴う消火栓の移設が3基と新設が2基でございます。自主防災コミュニティ助成金は、自主防災組織等が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に対し、自治総合センターが市を通じて助成を行う事業でございます。

財政課長（丸川 貴司） 245頁をお願いいたします。公債費につきましては、次のページにかけまして、地方債の償還元金、償還利子及び一時借入金利子を計上しております。246頁下段の諸支出金の繰出金は下水道事業会計に対し、雨水処理経費、分流式下水道等経費、高資本対策経費などについて、出資金、補助金、負担金としてそれぞれ繰り出すものでございます。なお、令和6年度まではここに水道事業会計への繰出金を併せて計上しておりましたが、水道事業の広域水道企業団への経営統合に伴い、柳井市水道事業に対する支出につきましては、別途衛生費に計上しております。247頁の予備費につきましては、昨年度と同額の5,000万円を計上しております。歳出につきましては以上でございます、引き続き歳入につきまして説明いたします。21頁をお願いいたします。2款地方譲与税から27頁11款までの地方交付税におきましては、過去の実績や決算見込み、地方財政計画による増減等を勘案し、計上しております。21頁下段の自動車重量譲与税は、国税でございます自動車重量税の一定割合を前年4月1日現在の市道延長及び面積で按分して譲与されるもので、近年の交付実績を踏まえ増額して計上しております。22頁をお願いいたします。2款3項森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、個人住民税均等割と併せて徴収される森林環境税の一定割合を私有林人工林面積等で按分して譲与されるもので、決算見込みを踏まえ増額して計上しております。24頁をお願いいたします。6款法人事業税交付金は、山口県に納付された法人事業税の一定割合が従業者数で按分して市町に交付されるもので、山口県の試算額により計上しております。その下の地方消費税交付金は、山口県の地方消費税収入額の2分の1を人口及び従業者数に応じて按分して市町に対して交付されるもので、令和5年度決算額及び本年度決算見込額を勘案して、増額して計上しております。26頁をお願いいたします。地方特例交付金は、国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合に特例的に交付される交付金でございます。令和6年度につきましては、個人住民税の定額減税が実施されたことに伴い、所得割額の減収補填分を計上したため増嵩しておりましたが、令和7年度につきましては、例年どおり個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収補填分のみとなったため、減額して計上しております。下段の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、国が固定資産税の特例措置を講じたもので、令和5年3月31日までに取得した対象償却資産の課税標準額が3年間免除されるもので、これに伴う減収補填分を計上したものでございます。27頁をお願いいたします。普通交付税については、全国の都道府県や市町村、地方全体の見通しを示した国の地方財政計画を踏まえ計上しており

まして、令和6年度比で8,000万円減の43億円を、特別交付税は近年の交付実績を踏まえ2,000万円増の7億4,000万円を見込んでおります。なお、本来普通交付税で交付されるべき額の代替措置として発行してきている臨時財政対策債につきましては、地方財政計画により令和7年度の新規発行をゼロとすることが示されたことから、本市においても計上しておりません。続きまして49分をお願いいたします。基金繰入金は、それぞれの事業の財源に充てるため各目的基金からの繰入れを行うものであります。次に60分をお願いいたします。市債でございますが、各事業の財源とするための地方債を計上しております。また、先ほど申しましたとおりこれまで借り入れてきた臨時財政対策債は計上しておりません。なお、令和7年度末における地方債残高は、185億932万1,000円と見込んでおり、令和6年度末見込みに比べ約8,200万円増加しております。新年度予算に係る説明は、以上でございます

副委員長（岡本 泰行） それでは、3時20分まで休憩といたします。

（ 休憩 午後3時10分 ）

（ 再開 午後3時18分 ）

副委員長（岡本 泰行） それでは、皆様お揃いでございますので、休憩を閉じて、委員会を再開したいと思います。執行部からの説明を受けまして、各委員さんのほうから御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 69分14節の工事請負費の庁舎浸水対策工事費、これにおいては、さっきいろいろ対策内容を言っておられたのですが、これの対策内容をもう1回お聞きしたいのですが、それは、T. P. 3. 8mを想定してのことですか。

総務課長（益田 昌明） T. P. 3. 8mを想定しての対応ということでございます。

委員（山本 達也） どういう対応なのかもう1回詳しく説明してください。

総務課長（益田 昌明） まず工事の概要といたしまして、1階の執務室、機械室への浸水を防ぐために、防水板、防水扉、防水シート、防水壁を所要の箇所に設置をいたしまして、まず、浸水を最小限に抑える対策を取ることとしております。また、排水機能といたしまして、自動排水ポンプを新設すること、あと配水管からの逆流を想定しての対策を施すこととしております。また1階の床置き式の空調設備につきましては、ドレン配管からの浸水を防ぐために床置き式の空調は廃止をいたしまして、天井式の空調に切り替えることとしております。また、現状非常用発電機につきましては、満タンで9時間しか稼働することができませんけれども、最低限72時間外部からの供給がない場合でも稼働を確保するようということございまして、それに伴い約3,700Lの地下タンクになりますけれども、こちらを庁舎西側に整備をいたしまして、72時間の非常用発電を可能とすることとしております。

委員（山本 達也） ということは、発生時に人の手はいらなくて自動的にそれだけのものはもう全て完備できるということですか。

総務課長（益田 昌明） 防水板であったり防水シートにつきましては、着脱式ということになりますので、事前に職員等が出勤をいたしまして防水板を設置する、防水シートを引き上げると

というような作業は必要になってまいります。

委員(山本 達也) 津波の到達時間にもよるでしょうけれども、発生時に職員を来庁させるのか。今の説明で言うと。

総務課長(益田 昌明) この度の浸水対策につきましてT. P. 3. 8mというのは、高潮を想定したものでございまして、満潮であって伊勢湾台風並みのとかそうした最大級の台風が来た場合の高潮による浸水を想定しております。当然気象情報等を鑑みれば、そうした状況が迫っているということは事前に分かりますので、その間に対策をとっていきたいというふうに考えております。

委員(山本 達也) 分かりました。全部想定のことですからいいですけども、今の件が南海トラフで再調査していますよね。その結果をまた鑑みて、またこれ変更等々あるのではないですか。

総務課長(益田 昌明) 現在本市で推計をしております津波高3. 8mによる浸水につきましては、T. P 2. 2mというところで想定をしております。今後県のほうで新たな数字が出てきたといたしましても、浸水深で言えば、2. 2mが3. 8mまで上がることはないであろうと想定しております。

委員(山本 達也) 大丈夫ですね。分かりました。安心しました。

委員(平井 保彦) 同じところなのですけども。発電機と3, 700Lのタンクを地下にというお話だったかと思うのですが、タンクも地下に設置されるのでしょうか。

総務課長(益田 昌明) 地下タンクということでございます。

委員(平井 保彦) それは埋めるということですか。

総務課長(益田 昌明) おっしゃるとおりでございます。

委員(平井 保彦) ガソリンスタンドなんかもそうになっているから多分いいのだろうと思いますが。

総務課長(益田 昌明) 発電機は機械室の中です。

委員(平井 保彦) タンクは、ガソリンスタンドと同じように地下にということでしょう。これ、海も近いし、腐食その他というのは、大丈夫なのですか。

総務課長(益田 昌明) この度地下に埋める場所等の設定に当たりましては、ボーリング調査を行いまして、地下タンクを設置する際には、支柱等をしっかりと杭を打った中で、液状化とかに対する地盤沈下等にも対応できるよう設計をいただいております。

委員(平井 保彦) 分かりました。ありがとうございます

副委員長(岡本 泰行) 他にございますか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長(岡本 泰行) ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員(平岡 実千男) 2022年の14節の防災行政無線整備工事費、当初予算の概要は30万円について、大規模災害時に防災行政無線がどこからでも遠隔操作が可能ということで、すごくいいものが入るのだと思うのですが、平郡の離島のほうでは、どういう使い方なのかちょっとイメージがよくわからないんですけど、災害があった場合どういうふうになるのですか。

総務部次長(危機管理課長)(岡 龍一) 今回の防災行政無線の設備の更新でございますが、市役

所4階に通信指令室がございます。その部屋の中に同報の装置があり、操作により49か所のスピーカーから音声が出ていく機械が置いてあります。その機械の更新、それと災害時に市役所に入っていけない場合、サンビームやないのホワイエが災害対策本部になりますので、そこで同報サイレンや同報ので音声をしゃべられる端末を購入し、操作によりまして、市内49か所のスピーカーから音声等が流れるというような機械の整備でございます。ですので、今平郡にそれぞれ東西同報サイレンが1か所ずつございますが、それは今までどおりということになります。

委員外議員（平岡 実千男） 分かりました。

副委員長（岡本 泰行） 他にございますか。ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第18号中の総務部等所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号中の総務部等所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次は分割付託となっております、議案第24号令和6年度柳井市一般会計補正予算（第7号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

議会事務局次長（兼深 博史） それでは、令和6年度補正予算書（3月補正）を御覧いただけたらと思います。32頁をお願いいたします。議会費でございますが、議会費はいずれも実績や決算見込みによる減額でございます。金額の大きなものにつきまして御説明いたします。報酬は、主な増減理由としましては、当初は特別委員会分を通年で見込んで計上しておりましたが、人口問題特別委員会が令和6年6月21日から設置をされましたので、設置後の報酬額を計算して計上いたしております。旅費は、全国市議会議長会等への出席回数が所用により当初予定より減ったこと等が主な要因でございます。委託料は、臨時会の開催回数が少なかったこと等により議事録作成業務委託料を減額するものでございます。

総務課長（益田 昌明） 続きまして33頁の総務費の一般管理費でございますが、委託料、負担金補助及び交付金のうち、市町村アカデミー等研修負担金及びその下貸付金につきましては、いずれも決算見込み及び事業費の確定による減額補正をお願いするものでございます。また、教育委員会移転後の3階スペースにこども家庭センター機能を有するこどもサポート課を移転する工事に対し、子ども子育て支援事業交付金の交付決定を受けることができたことから、当該財源を充当し、財源の内訳を補正しております。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 危機管理課でございますが、18節負担金補助及び交付金ですが、山口県防災行政無線設備工事負担金は、令和6年度に山口県が設備の入替工事を行いまして、その入札減により市町の負担金が確定しました。また、衛星系、地上系それぞれの維持管理負担金が確定しましたので減額をさせていただきます。

財政課長（丸川 貴司） 財産管理費のふるさと納税推進業務委託料は、当初1億円までの寄附に対応できるよう見込んで計上しておりましたが、寄附額の伸び悩みを受け、減額するものでご

ございます。2月末現在におけるふるさと納税受領額は、7,122万円でございます。34分をお願いいたします。積立金のうち、教育基金積立金から基金積立金までは、12月補正後、11月1日から1月31日までに頂戴したふるさと納税等による寄附金を寄附目的に応じ、それぞれ教育基金、地域福祉基金、ふるさと振興基金に積み立てるものでございます。また、その下に記載した基金積立金も同様にふるさと納税に係る寄附金によるものでございます。2月、3月の寄附額を1,000万円と見込んで予算計上したもので、寄附の目的が予算編成時点において不明であることから、目的を明示しない基金積立金として計上したものでございます。基金利子積立金は、金利の引き上げに伴い補正するもので、減債基金積立金は国の一般会計補正予算（第1号）の成立を受けて、普通交付税の再算定がなされ、追加交付された1億8,818万7,000円のうち5,983万4,000円を減債基金に積み立てるものでございます。この5,983万4,000円は、本来は、令和7年度及び令和8年度に普通交付税として交付されるべき額の一部が前倒して交付されたものでございます。このため、令和7年度、8年度の普通交付税の算定、交付にあたっては、2分の1にあたる2,991万7,000円がそれぞれ、差し引かれて交付されることとなることから、財源の平準化を図るため、基金に積み立てるものでございます。

選挙管理委員会事務局書記長（柳屋 康彦） 続きまして37分をお願いいたします。衆議院議員選挙費でございますが、令和6年10月9日衆議院解散に伴いまして10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙に伴う経費の支出が全て終了し、額が確定したため、減額するものでございます。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 57分をお願いいたします。消防費の17節備品購入費でございます。消防防災用備品購入費でございますが、小型動力ポンプ付積載車の額が確定しましたので減額させていただきます。次に消防団員活動事業でございますが、消防団活動服について設備整備費補助金の配分がございましたが、消防団員用ヘルメットの更新で安全装備品整備等補助金の採択がありましたので、財源の変更をお願いするものでございます。その下の負担金補助及び交付金でございますが、消火栓の布設替え並びに消火栓補修負担金の額が確定しましたので増額をお願いするものでございます。

財政課長（丸川 貴司） 65分をお願いいたします。公債費は、元金、利子いずれも決算見込みによりそれぞれ補正するものでございます。続きまして下段の諸支出金の繰出金は、水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金で、それぞれ決算見込みによる補正でございます。水道事業会計補助金につきましては、高料金対策として繰り出す補助金の額の確定等による増額でございます。歳出は以上でございます。引き続き歳入について御説明いたします。14分をお願いいたします。自動車重量譲与税、森林環境譲与税、15分の法人事業税交付金、地方消費税交付金、16分の地方特例交付金につきましては、決算見込みによる増減でございます。下段の地方交付税につきましては、先ほど申し上げましたとおり国の一般会計補正予算（第1号）の成立を受けて普通交付税の再算定がなされ、追加交付されたことによるものでございます。24分をお願いいたします。25分までの寄附金は、ふるさと納税等に係る寄附金を計上し、下段から26分までの基金繰入金は、事業実績見込みや今回の補正に伴う財源調整のため、各基金からの繰り入れを減額するものでございます。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第24号中の総務部等所管部分について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の総務部等所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、大きな2点目の付託調査事項について、審査を行いたいと思います。

(4) 防災に関する事項について、執行部から報告事項等がございましたら、お願いいたします。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 危機管理課から防災に関する事項について説明させていただきます。タブレットは03番でございます。今回は、自主防災組織設立と活動支援についての取組状況を御報告申し上げます。自主防災組織とは、地域の住民が災害から地域を守るための組織であり、自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づき、災害時には、自助、共助、公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限に食い止め、また、早期の復旧、復興に繋がることから共助の要となる自主防災組織の役割は大変重要であります。普段から顔見知りの関係を築いていくことは、防災活動をする上でとても重要なことでございます。そのことから、自治会長集会や防災出前講座等を通じて自主防災組織設立のお願いを行ってきた中で、令和6年度におきましては、年度当初79自治会71組織の設立であったものが、令和6年度に3組織の設立がございまして、現在のところ82自治会、74組織となっております。近年全国各地で自然災害が発生していることも設立される背景にあると思われれます。本市の主な取組といたしまして、地域における要配慮者を把握していただくと同時に、災害時に効果的に活用していただくため、避難行動要支援者名簿のうち、避難支援等関係者に提供することについて、本人からの同意を得た名簿を自主防災組織に配布しております。実際に自主防災組織設立に当たっては、規約を作成していただく必要と、また自治会の総会で議題に挙げていただき、しっかり地元で協議していくことが必要です。危機管理課としても設立に向け気軽に相談できる体制を心掛け、設立に向け誠心誠意お手伝いをさせていただいております。来年度も改めて自主防災組織設立につきまして、今まで以上に強く進めてまいりたいと思います。また、自主防災組織の育成のため、活動経費や防災資器材の購入経費、独自の防災研修会の企画や訓練などの経費の一部に補助金の交付を行っております。引き続き各地区の自治会が自主防災組織を設立していただけるよう支援してまいります。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから何か御質疑、御意

見等はございませんか。

委員（篠脇 丈毅） ここに一覧表が示されているのですが、全市的にはまだしもの感がありますね。どういうところが市役所の方からお願いしてもやっていけない、どういうところに原因があると考えておられますか。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 柳井市内たくさんの自治会がございます。その中におきまして、毎年同じ方が自治会長を務められるところもあれば、輪番制で毎年替わられる自治会もあるというふうに聞いております。私ども6月には、防災士会をお願いをしまして自治会長さんや自主防災組織を対象とした防災講習会を行い、自主防災組織の必要性などのお話をしております。輪番制だから決して組織を作らないというわけではございませんが、自治会長さんにおきましては、じゃあやってみようという方もいらっしゃる、もう少し勉強したいという方等もいらっしゃいます。また、毎年4月、5月に各地区の自治会長集会にも私ども危機管理課職員がお邪魔させていただきまして、全ての自治会長さんに対しまして、自主防災組織の必要性をずっとお願いをしております、設立に向けての説明などしておりますが、なかなか一気にじゃあやっとうというのが、なかなか足踏みをしてるような状況がございますので、お問合せ等がありましたら親切丁寧に自主防災組織の設立に向け、私どももお手伝いをしっかりさせていただきたいというふうに思います。以上です。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 実は、今おっしゃった輪番制というのは我が地域においてもそうなのですが、ものすごく今進めているのですけれども、なかなか最終的な決定まで行かないというのがどうということかという、最近では自治会の集会所を持たない自治会がどんどん増えているんです。だから、要は拠点がないというところで、もう少し拠点に代わる拠点、分かりますか、要は、集会所がなくてもその地域において自治会において拠点になるような、何か施策が、支援的なものがあれば、もっとやりやすいのかなと思うのだけど、その辺はないですかね。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） なかなか、それぞれの自治会におきまして集会所の建設となりますと、かなりの金額がかかろうかと思えます。市のほうからも補助はございますが、なかなかみんなの負担もあって、建てるとなるとハードルは決して低くはないというふうにも考えておりますが、各地区それぞれ公民館がございますが、公民館が地区の核となると思えます。公民館も例えば地区によっては、ちょっと遠いという方もいらっしゃると思えます。例えば地域にお寺とかもあれば、私どもそちらのほうにもお邪魔をさせていただきながら、説明などもさせていただきますが、天気さえよければ皆さんが集まっていられる公園などで話が聞きたいとなれば、そこでもお話なども十分させていただきますので、まずは、集まっていたいて、みんなで防災のことを考えていただくというのを、私どもからすれば一番願っているところでございます。

委員（山本 達也） 防災備蓄倉庫も申込とかありますよね、上限200万か250万の。ああいうのを例えば、その地域内にはちょっとした土地なんかは結構あるのですよ。非常時にそこに集まれるように、そういうのを設置してそれを拠点にするとか、上はなくてもいいんですけれども、そういうところにそういう申請がたくさん今あると思うんですが、それを優先的にいく

とかいうような、優先枠というのはないのでしょうか。

総務部次長（危機管理課長）（岡 龍一） 先ほど新年度予算で200万のお話をさせていただきましたが、なかなか国の200万の補助も内容的に年々厳しくなっておりまして、備蓄倉庫であれば例えば基礎を打ってはいけないとか、簡易なものでないといけないとか、年々国の制度が厳しくなってる状況でございまして、国の200万円で倉庫の基礎を打つての建物となると、令和6年度から駄目という方針が国から決まっております。と同時に、なかなか自主防災組織の皆様方が200万をもらって、あれをやろうこれをやろうという熱い思いはお持ちなのですが、なかなか申請など皆様方あまり得意でない方もいらっしゃると思いますので、その辺は私どもがしっかりサポートさせていただきながら、皆様方の熱い思いに応えられるように頑張っていきたいと思っております。近年はこの補助に手を挙げる方が少なく、令和7年度は1件ほどございました。以上です。

委員（山本 達也） 要望として、とにかくこの数字を見せられて、この数字を上げろというのであれば、上げられるような施策にしてください。努力してください。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

それでは、ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、続いて、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で、（4）防災に関する事項についての協議・審査を終わらせていただきます。

次に、大きな3点目のその他に入る前に、ここで、本委員会に係る閉会中の付託調査事項についてでございますが、引き続き、学校教育等問題について、市民生活に関わる社会福祉について、環境に関する調査について、防災に関する事項についての4点ということにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしということで、そのように決定させていただきます。

続きまして、大きな3点目のその他の項に入りたいと思っております。執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

総務課長（益田 昌明） では、総務課から令和7年度機構改革について報告をさせていただきます。令和7年度実施の機構改革につきましては、委員の皆様には機構改革について、広報発刊前に事前に御説明する機会が確保できなかったことから、令和7年2月21日に文書にて御報告をさせていただきましたが、この場をお借りいたしまして改めて報告をさせていただきます。まず1点目、こども家庭センターについてでございます。このことにつきましては令和6年5月及び9月の委員会において説明をさせていただいておりますが、家庭児童相談室とやなでこ相談室の機能を一体化いたしましたこども家庭センターをこどもサポート課内に設置し、子育て世帯に対する包括的な相談支援体制を構築することとしております。このことによりまして、

これまで健康増進課の所管事務でございました母子保健、予防接種、定期接種A類に係る事務をこどもサポート課の所管事務ということにいたします。2点目、下水道事業についてでございます。水道事業の柳井地域広域水道企業団への経営統合に伴い、上下水道部を廃止し、下水道事業に関する事務を建設部の事務に位置づける柳井市部制条例の改正については、令和6年12月議会において可決をいただいておりますが、下水道事業を所管する課の名称を引き続き下水道課とし、これまで水道課の所管事務であった飲料水対策等につきまして、下水道課の所管事務といたします。続きまして最後3点目になります。都市計画・建築課についてでございますが、都市計画・建築課を分課いたしまして、建築住宅課と都市計画課とすることについてでございます。住宅リフォームや住宅の耐震化、空き家問題など、住宅関連の行政需要が多様化、複雑化している現状から、都市計画・建築課を分課し、新設する建築住宅課において課題である空き家対策を含む各種住宅関連の施策を効率的に推進することとしております。以上報告を終わります。

副委員長（岡本 泰行） ただ今の報告を受けまして、各委員さんのほうから何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管に関わる事項について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で大きな3点目のその他の項について、終わらせていただきます。

それではここで、本年3月31日をもって役職定年となり、本委員会への出席が最後となります方から御挨拶を受けたいと思います。

【河原総務部長、岡総務部次長、重村会計管理者、松村監査委員事務局長 挨拶】

副委員長（岡本 泰行） ありがとうございます。

【 岡本副委員長 一言 】

副委員長（岡本 泰行） 以上をもちまして、総務部等関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。

以上で、本日の総務文教厚生常任委員会を終わらせていただきます。各委員の皆様には、慎重なるご審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもって、本日の委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。

（ 閉会 午後4時13分 ）

副委員長署名 _____ 岡本 泰行 _____